

別添（目次）

【平成25年9月からの漁業権に係る特例の活用に向けた関係資料】

別添1	宮城県漁協石巻地区支所（桃浦支部）の力キ養殖再開に向けた今後の可能性	・・・1
別添2	桃浦かき生産者合同会社の概要	・・・3
別添3	特定区画漁業権免許事業を実施しようとする漁場の位置及び区域	・・・6
	・ 概念図	
	・ 漁場計画（案）	
別添4	漁場の区割りについて	・・・8
4-1	区割りの経過	・・・9
4-1-1	桃浦LLC以外の桃浦支部組合員による力キ養殖の意向聴き取り	・・・13
4-1-2	「桃浦地区の水産業復興特区について（依頼）」	・・・16
4-1-3	区割り案に関する意見の聴取の結果	・・・22
4-2-1	桃浦地区及び周辺地区の区画漁業権の状況	・・・25
	・ 概念図	
	・ 漁場連絡図	
	・ 漁場計画（告示）	
4-2-2	桃浦地区及び周辺地区の共同漁業権の状況	・・・32
	・ 概念図	
	・ 漁場連絡図	
	・ 漁場計画（告示）	
4-3	「桃浦かき生産者合同会社の漁場について」	・・・36
4-4	「漁場についての考え方」（桃浦かき生産者合同会社）	・・・37
別添5	地域協議会の議事録（平成25年4月4日）	・・・39
別添6	JFみやぎからの「県当局の見解を求める事項について」への県の回答 （平成25年4月）	・・・75
別添7-1	養殖・加工施設の補助事業の概要	・・・82
別添7-2	復興に係る雇用対策の助成事業の概要	・・・83
別添8	「石巻市桃浦地区水産業復興特区に関する意見」 （石巻市：平成25年3月29日）	・・・84
資料1	宮城海区漁業調整委員会諮問（平成25年3月）	・・・85
資料2	宮城海区漁業調整委員会答申（平成25年5月）	・・・86

【平成30年9月からの漁業権に係る特例の活用に向けた関係資料】

別添9	宮城県漁協石巻地区支所（桃浦支部）の現状と今後の可能性（平成30年3月）	・・・87
別添10	桃浦かき生産者合同会社の概要（平成30年3月現在）	・・・91
別添11	特定区画漁業権免許事業を実施しようとする漁場の位置及び区域	・・・94
別添12	地域協議会の議事録（平成30年3月29日）	・・・96
別添13	「石巻市桃浦地区水産業復興特区に関する意見」 （石巻市：平成30年4月4日）	・・・102
資料3	宮城海区漁業調整委員会諮問（平成30年3月）	・・・103
資料4	宮城海区漁業調整委員会答申（平成30年4月）	・・・104

県漁協石巻地区支所（桃浦支部）のカキ養殖再開に向けた今後の方向性

H23.6.29 東部地方振興事務所 水産漁港部（水産振興班）

- 1 聞き取り 日時 平成23年6月29日（水）午前11時から正午まで
場所 桃ノ浦地区 氏自宅

※聞き取り相手 県漁協石巻地区支部 氏

2 石巻地区支所全体のカキ養殖再開を目指している漁業者（H23.5.29現在）

支部名	漁業者数	支部名	漁業者数
萩浜	10	折ノ浜	3
侍浜	4	小竹	1
月浦	4	佐須浜	4
桃ノ浦	3(19)	沢田	13
蛤浜	2	田代浜	3
H23年 47人(94) △50人※半分の漁業者が廃業を検討			

※()は前年漁期の従事者数

3 震災後、桃ノ浦地区に残った漁船

震災前	震災後	比較
61隻	5隻	△56隻(90%減)

4 桃ノ浦支部のカキ漁業者の状況

- 桃ノ浦支部は、上表とおり、平成22年は19人がカキ養殖業を営んでいたが、現在、震災後再開を目指しているのは3人。その中でも完全に再開を目指しているのは45才の若手漁業者ただ1人であるが、1人だけ残っても今後のリスクを考えると再開すべきか悩んでいる。
- 8人以外の16人については、完全に廃業するのが7～8人、残りの7～8人は再開するかどうか悩んでいる状況。そのほとんどが60才代である。（一番の若手は24歳、現在仙台のアパートに避難してガレキ処理に従事している。）
- 震災直後は全員が廃業せざるをえないと考えていたが、震災後3か月が経過し再開への環境が整えば継続したいと考えてきており、これまで浮ダル9,000個ほどを回収した。

5 カキ養殖再開に向けた今後の方向性

- 現在は完全に廃業する7～8人を除き、支部全体又は数人のグループで共同又は協業により再開できればとも考えている。（結論は出ていない。）
- 再開することになった場合、カキ施設は、回収した浮ダルや資材等を活用すれば何とか今期に1人2台程度設置することができ、以降増やしていけば良いと考えるが、今後、共同処理施設がどこに、どれくらいの規模で、自分達の自己負担がどれだけになるか見えないままでは再開できるか判断できない状況にあるとのこと。是非とも今後必要となる漁業者の概ねの負担額を示して頂きたい。それがネックとのこと。
（→県でモデル的な養殖体制を検討している旨説明）

6 民間企業の協力について

- 知事の発案する水産業の特区や数人の漁業者グループによる協業化、またグループと企業による新たな法人組織によるカキ養殖再開の可能性を検討したいとのこと。
- 企業が参加すれば、それぞれ得意分野を活かした収益性の高い生産体制の構築（販売・流通・小売まで）が期待されるとともに、水産業のみならず地域の新たな雇用の創出に発展に繋がれば若い漁業者も浜に戻り、地域活性化の可能性が期待されるとのこと。

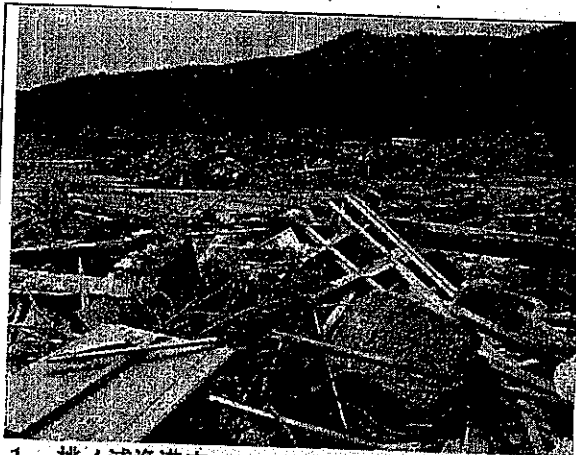
※協業化、企業の支援参加によるカキ養殖業の復活には前向きな意向であった。

※後に、震災によりカキ養殖業者のうち1名が死亡していたことが判明。

【参考】

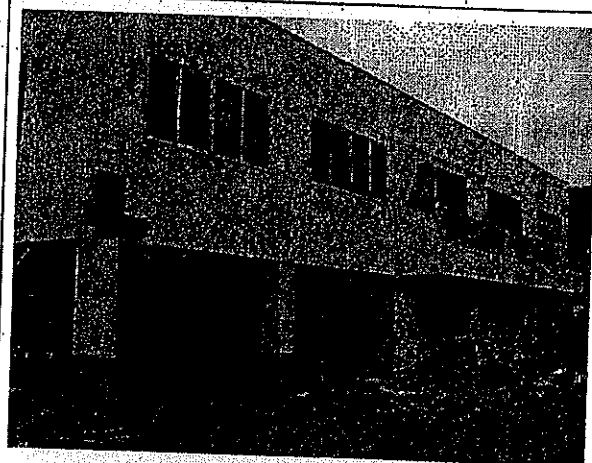
県漁協石巻地区支所 桃ノ浦地区の状況

H23. 6. 29 現在



1 桃ノ浦漁港内

ガレキは集められているが撤去までには至らず



2 県漁協石巻地区支所 桃ノ浦出張所
津波により出張所は壊滅状態



3 漁港外（堤防の陸側）

民家に生簀が乗り上げている状況



4 漁港内

カキ養殖再開を目指し回収した浮ダル



5 漁港内

カキ共同処理場建屋が崩壊し、基礎のみ残存
処理施設建設への漁業者負担が心配とのこと



6 漁港岸壁

満潮前にも関わらず完璧すれすれの状況

■桃ノ浦支部のカキ養殖の特徴

- ・カキ剥き期間 10月～1月までの4ヶ月間の単価が高い時期の短期集中型生産
- ・養殖施設間が広く身入りも良好、他地域より単価は高い。
- ・低密度飼育（垂下ロープ当たりの原盤の挟込み間隔が広い。垂下ロープ数も少ない）

桃浦かき生産者合同会社の概要

(別添2)

桃浦かき生産者合同会社

1. 法人概要

石巻市桃浦地区（県漁協石巻地区支所管内）の15人の漁業者が、カキ養殖生産から加工販売までの一貫した取組を行い、沿岸養殖業における6次産業化と持続的な地域産業形成によるコミュニティの再構築を目指し、合同会社を設立。その後、連携先である株式会社仙台水産が合同会社に出資加入。

- ・ 社名：桃浦かき生産者合同会社
- ・ 設立年月日：平成24年8月30日
- ・ 変更年月日：平成24年10月9日（仙台水産加入）
- ・ 資本金：890万円（漁業者15名計450万円，仙台水産440万円）
- ・ 代表社員：大山勝幸
- ・ 社員構成：16名（漁業者15名，仙台水産）
- ・ 目的（事業）：①カキの養殖・加工・販売
②生鮮魚介類・水産加工品の卸・小売等

2. 事業計画

- ・ 震災前，年間約120台であった生産台数について，高齢等による労働力不足などの漁業者の意向を踏まえ，当面の計画として，1年目（H24年度）：17台，2年目（H25年度）：38台，3年目（H26年度）：51台としている。
- ・ 販売先は業務筋を中心とし，首都圏等の県外市場を狙っており，今後の市場動向にあわせ，これまでの10kg樽詰めの生食むき身一辺倒の販売体制から脱却し，生食むき身の少量パック，加熱用むき身への対応，殻付きカキ等の複数の商品アイテムを有した販売体制とする。
- ・ このために必要なカキ養殖イカダ，漁船4隻等の生産施設のほか，加工施設等についても，各種支援策を活用し，当該法人が一貫整備する。
- ・ 以上により，震災前の構成員分で15.2トン，194百万円あった生産数量及び売上高を1年目：9トン，20百万円，2年目：85トン，198百万円，3年目95トン，220百万円と計画しており，3年目には黒字化したいと考えている。

3. その他

- ・ 今後，水産高校等から新たな担い手を雇用し，育成しながら，順次，生産体制を強化していくこととしている。

4. 業務執行社員の氏名及び住所

代表社員 大山 勝幸

大山 勝雄

大山 徳市

株式会社 仙台水産

宮城県仙台市太白区山田上ノ台町2番8号

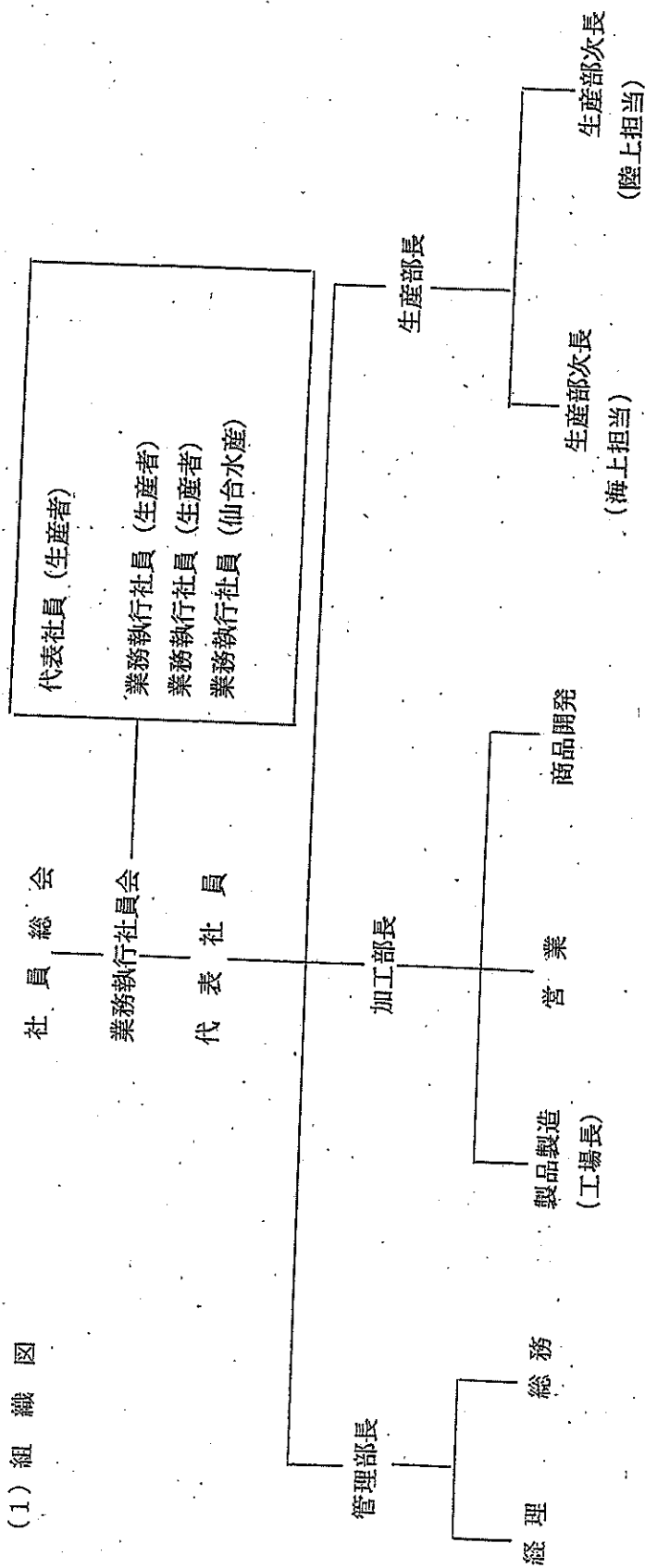
宮城県石巻市桃浦字浦22番地

宮城県石巻市大街道南一丁目2番28号

仙台市若林区卸町四丁目3番地の1

桃浦かき生産者合同会社

(1) 組織図



(2) 従業者数計画 (生産数量1000トン時の必要人数)

	管理部門		加工部門		生産部門		合計	
	常用	臨時	常用	臨時	常用	臨時	常用	臨時
男	1		3		17	2 (長期)	21	2
女	1		5	3 (短期)		24 (長期)	6	27
計	2		8	3	17	26	27	29
							56	

※常用者は固定月給、臨時は日給月給；(長期)は社保付き、(短期)は社保なし

(2) 売上計画

		事業実施前 (平成22年度)	1年度目 (平成24年度)	2年度目 (平成25年度)	3年度目 (平成26年度)	4年度目 (平成27年度)	5年度目 (平成28年度)
生産・加工・販売部門/商品別内訳	剥き身生鮮 (数量=剥身重量)	数量 金額 152トン 194,500千円	8トン 16,000千円	60トン 117,000千円	65トン 126,500千円	80トン 155,700千円	95トン 184,400千円
	剥き身加工品 (数量=剥身換算重量)	数量 金額 0トン 0千円	0トン 0千円	12トン 17,000千円	15トン 22,700千円	24トン 34,000千円	29トン 40,800千円
	殻付かき生鮮 (数量=剥身換算重量)	数量 金額 0トン 0千円	1トン 4,200千円	13トン 64,000千円	15トン 71,000千円	16トン 78,000千円	16トン 78,000千円
	小計①	数量 金額 152トン 194,500千円	8トン 20,200千円	85トン 198,000千円	95トン 220,200千円	120トン 267,700千円	140トン 303,200千円
役務提供部門/役務別内訳							
小計②	数量 金額						
	数量 金額						
	数量 金額						
計①+②		数量 金額 152トン 194,500千円	9トン 20,200千円	85トン 198,000千円	95トン 220,200千円	120トン 267,700千円	140トン 303,200千円

特定区画漁業免許事業を実施しようとする漁場の位置及び区域

	北 緯	東 経
K	38° 23. 56'	141° 25. 42'
L	38° 22. 89'	141° 24. 51'
M	38° 22. 63'	141° 24. 37'
N	38° 22. 77'	141° 23. 86'
O	38° 23. 16'	141° 24. 51'
P	38° 23. 25'	141° 24. 53'
Q	38° 23. 14'	141° 24. 66'
R	38° 23. 64'	141° 25. 33'

	北 緯	東 経
S	38° 22. 57'	141° 24. 29'
T	38° 22. 06'	141° 23. 40'
U	38° 22. 32'	141° 23. 26'
V	38° 22. 46'	141° 23. 63'
W	38° 22. 53'	141° 23. 59'
X	38° 22. 66'	141° 23. 94'

	北 緯	東 経
A	38° 23. 61'	141° 25. 85'
B	38° 23. 41'	141° 25. 60'
C	38° 23. 31'	141° 25. 42'
D	38° 23. 15'	141° 25. 25'
E	38° 22. 80'	141° 24. 79'
F	38° 22. 90'	141° 24. 67'
G	38° 23. 69'	141° 25. 74'

	北 緯	東 経
H	38° 22. 74'	141° 24. 72'
I	38° 22. 59'	141° 24. 46'
J	38° 22. 84'	141° 24. 60'

特定区画漁業免許事業実施漁場



市立狭浜小学校
区画漁業権

小出島

(別添3)

公示番号	漁業種類 第1種 区画漁業	漁業の名称 かき垂下式養殖業	漁業の時期 1月1日から12月 31日まで	免許の内容及び事項		制限又は条件	地元地区	存続期間
				漁場の位置 石巻市松浦 地先	漁場区域 (緯度経度表示) 【緯度経度表示】 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって围まれた区域 ア 緯度38° 23.69' , 経度141° 25.74' の点 イ 緯度38° 23.61' , 経度141° 25.85' の点 ウ 緯度38° 23.41' , 経度141° 25.80' の点 エ 緯度38° 23.31' , 経度141° 25.42' の点 オ 緯度38° 23.15' , 経度141° 25.25' の点 カ 緯度38° 22.80' , 経度141° 24.79' の点 キ 緯度38° 22.90' , 経度141° 24.67' の点 【緯度経度表示】 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって围まれた区域 ア 緯度38° 22.84' , 経度141° 24.80' の点 イ 緯度38° 22.74' , 経度141° 24.72' の点 ウ 緯度38° 22.59' , 経度141° 24.46' の点			
区第2631号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市松浦 地先	【緯度経度表示】 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって围まれた区域 ア 緯度38° 22.66' , 経度141° 23.94' の点 イ 緯度38° 22.57' , 経度141° 24.29' の点 ウ 緯度38° 22.06' , 経度141° 23.40' の点 エ 緯度38° 22.32' , 経度141° 23.26' の点 オ 緯度38° 22.46' , 経度141° 23.63' の点 カ 緯度38° 22.53' , 経度141° 23.59' の点 【緯度経度表示】 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって围まれた区域 ア 緯度38° 23.64' , 経度141° 25.33' の点 イ 緯度38° 23.58' , 経度141° 25.42' の点 ウ 緯度38° 22.89' , 経度141° 24.51' の点 エ 緯度38° 22.63' , 経度141° 24.37' の点 オ 緯度38° 22.77' , 経度141° 23.86' の点 カ 緯度38° 23.16' , 経度141° 24.51' の点 キ 緯度38° 23.25' , 経度141° 24.53' の点 ク 緯度38° 23.14' , 経度141° 24.66' の点	漁場ア、ウの位置に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	石巻市松浦	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2632号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市松浦 地先	【緯度経度表示】 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって围まれた区域 ア 緯度38° 22.66' , 経度141° 23.94' の点 イ 緯度38° 22.57' , 経度141° 24.29' の点 ウ 緯度38° 22.06' , 経度141° 23.40' の点 エ 緯度38° 22.32' , 経度141° 23.26' の点 オ 緯度38° 22.46' , 経度141° 23.63' の点 カ 緯度38° 22.53' , 経度141° 23.59' の点 【緯度経度表示】 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって围まれた区域 ア 緯度38° 23.64' , 経度141° 25.33' の点 イ 緯度38° 23.58' , 経度141° 25.42' の点 ウ 緯度38° 22.89' , 経度141° 24.51' の点 エ 緯度38° 22.63' , 経度141° 24.37' の点 オ 緯度38° 22.77' , 経度141° 23.86' の点 カ 緯度38° 23.16' , 経度141° 24.51' の点 キ 緯度38° 23.25' , 経度141° 24.53' の点 ク 緯度38° 23.14' , 経度141° 24.66' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	石巻市松浦	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2633号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市松浦 地先	【緯度経度表示】 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって围まれた区域 ア 緯度38° 23.64' , 経度141° 25.33' の点 イ 緯度38° 23.58' , 経度141° 25.42' の点 ウ 緯度38° 22.89' , 経度141° 24.51' の点 エ 緯度38° 22.63' , 経度141° 24.37' の点 オ 緯度38° 22.77' , 経度141° 23.86' の点 カ 緯度38° 23.16' , 経度141° 24.51' の点 キ 緯度38° 23.25' , 経度141° 24.53' の点 ク 緯度38° 23.14' , 経度141° 24.66' の点	漁場エ、オの位置に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	石巻市松浦	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

漁場の区割りについて

特区適用漁場の区域を明確とする区割りに当たり、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の特区適用漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼすことがないように、以下のとおり実施した。

1. 区割りの対象漁場

桃浦地区の漁民が、震災前JFみやぎの漁業権管理の下で漁業権を行使してきた漁場には、以下の2つがある(別添4-2-1)。

- (1) 桃浦地区と周辺地区が地元地区として設定されている漁場(以下「共同漁場」という。)
- (2) 桃浦地区が単独で使用してきた漁場(以下「単独漁場」という。)

2. 区割りの種類

桃浦地区は共同漁場及び単独漁場を有していることから、漁場の区割りについては、以下の2つが必要となる。

- (1) 桃浦地区と周辺地区の間の区割り(以下「地区間の区割り」という。)
- (2) 桃浦地区で桃浦LLCに加入せずカキ養殖業の行使の継続を希望する漁民(以下「カキ養殖業行使希望者」という。))との間の区割り(以下「地区内の区割り」という。)

3. 地区間の区割りの状況

- (1) 共同漁場は、漁場図のとおりであり、折浜地区、月浦地区、侍浜地区及び荻浜地区の4地区との共同漁場は5箇所、折浜地区及び蛤浜地区との共同漁場は1箇所である(別添4-2-1)。
- (2) 県による実態調査の結果、全ての共同漁場において、各地区ごとのカキ養殖漁場の場所は従来から固定化して利用されており、地区間で漁場が重複又は入会いすることはないとの説明を関係漁民から受けた。このため、洋上調査により、従来からの桃浦地区と周辺地区の間の漁場の境界を確定し、周辺地区の漁民に当該境界を示し、特区適用漁場の属する水面の総合的利用に支障がないことを確認し、確定させた。

4. 地区内の区割りの状況

- (1) 実態調査の結果、カキ養殖業行使希望者は、現時点では1名である。
なお、この1名のほかカキ養殖業の継続の意向を示したものの、健康上の問題から現時点で着業することはできず、今後については桃浦LLCに加入するかどうかも含め現時点では決められないとの意向を示した者が1名おり、意向聴取の際、地区内の漁場の区割りについて意見がない旨を確認している。
- (2) このため、カキ養殖業行使希望者と桃浦LLCとの間で漁場の区割りの調整を行ったが、特定区画漁場免許事業を行う漁場を桃浦LLC側が先行して示すこととすれば、カキ養殖業行使希望者との間での調整が困難となるため、桃浦LLCがカキ養殖業行使希望者の意向を受け入れることにより区割りをを行い、操業の継続に支障がない旨カキ養殖業行使希望者に対し確認をし、確定させた。

5. 共同漁業権と漁船漁業の利用

単独漁場及び共同漁場には重複して、共同漁業権(第一種及び第二種)が設定されているほか、漁船漁業が営まれてきている(別添4-2-2)。桃浦地区及び周辺地区の漁民に対し、特区の対象は特定区画漁業権のみで、他の漁業には制度上影響しないことを県から説明し(別添4-3)、さらに、桃浦LLCとして、これら漁業の従来どおりの操業は影響なく、操業に支障を及ぼさないこととしており、このことを書面により示している(別添4-4)。したがって、この区割りにより、関係漁民の営むこれら漁業に支障は生じない。

※ 以上の経過は「区割りの経過」(別添4-1)のとおり。

区割りの経過

1 地区間の区割り (3 関係)

以下の各地区において、支部長及び支部長から参集した関係者に対し、次を実施。なお、可能な限り多数の者の参加を依頼したが、特区自体への反発やカキ養殖の繁忙期にあたることなどから、参加者は支部長のほかカキ養殖業者が中心となった。

なお、いずれの各地区も特区制度には反対との意見であった。また、特区制度に対する質問については県から回答した。

(1) 荻浜

11月21日 (水)

荻浜地区支部長に対し、桃浦LLCの特区適用漁場の利用について説明するとともに、今後、漁業実態の調査、洋上での位置確認を行いたい旨を伝達し、今後支部ごとに県からの説明会を設けたいと要請。カキ漁場の状況を聴取したところ、漁場は地区ごとに明確となっていて他地区の漁場に筏を設置することはないことを確認。また、ワカメ養殖については、荻浜地区漁民のみが荻浜地区と一部侍浜地区の区画内で行っていることを確認。また、共同漁業等についても従来どおり操業できるのであれば問題ないとのこと。支部の説明会については、特区自体への反発から漁民を集めることは困難だが、必要に応じて関係者の意見を聞くこととしたいとのこと。なお、特区による漁業権の設定は反対との意見。

12月11日 (火)

支部長及び漁場管理委員長により、洋上においてカキ養殖の漁場の区画を確認。

12月24日 (月)

支部長及び漁場管理委員長に対し、カキ漁場の境界の確認結果について説明、意見交換し、従来どおりの区画で問題ない旨を確認。また、特区に関しての懸念、質問等に対し回答した。

1月25日 (金)

支部長及び漁場管理委員長に対し、桃浦LLCの漁場の考え方についての資料及び区割りについて説明し、カキ養殖を含めた漁業を行う上で支障がないことを確認。ただし、特区については賛成とは言えないとの意見。

(2) 侍浜・月浦 (各支部長の要望により侍浜・月浦合同で実施)

11月21日 (水)

侍浜 (支部長ほか1名) 及び月浦 (支部長ほか2名) に対し、桃浦LLCの特区適用漁場の利用について説明するとともに、漁業実態の調査、洋上での位置確認を行いたい旨を伝達し、今後支部ごとに県からの説明会を設けたいと要請。営んでいる区画漁業はカキ養殖のみで、隣浜との間でカキ漁場は境界があつて入り会いはないことを確認。説明会については、カキの繁忙期にあたることや特区自体への反発から漁民を集めることは困難で、支部長等による今回のメンバーで話をし、必要に応じて関係者の意見を聴くこととしたいとのこと。

11月29日 (木)

侍浜地区 (支部長ほか1名) 及び月浦地区 (支部長ほか2名) により、桃浦地区 (支部長ほか5名) が同行し、洋上においてカキ養殖の漁場の区画を確認。また、従来のカキ養殖について聴き取り調査。カキ養殖は、従来から、隣接する月浦地区及び荻浜地区との間で短冊状に漁場を分けており、地区間の相互入会はしてきていないことを確認。

さらに、他の漁業の漁場、人数等の状況について聞き取り調査。ウニ・アワビ等を採捕する第一種共同漁業権漁業及び小型定置漁業は地区の漁場 (区画漁業権の漁場と同じ) 内のみで営まれている。第二種共同漁業権に基づくハモ胴漁業や刺し網漁業等の漁船漁業は桃浦地区の漁場でも営まれてきているが、従来どおりの操業に支障がないのであれば問題ないことを確認。

12月13日 (木)

侍浜地区 (支部長ほか2名) 及び月浦地区 (支部長ほか1名) により、洋上でカキ養殖漁場の区画を確

認したほか、漁業の状況について聴取。また、両地区の出席者に対し、これまで聴取した事項に基づく資料を手交、確認を依頼。さらに、桃浦LLCとの間のルール決めやトラブル回避の窓口や話し合いの場の設置が要望された。

1月20日(日)

侍浜地区(支部長ほか2名)及び月浦地区(支部長ほか2名)に対し、桃浦LLCの漁場利用の考え方を示す資料及び洋上で確認した結果に基づく桃浦地区のカキ養殖の漁場の図を示し、区割りについて説明し、操業の継続に支障がないことを確認。

1月30日(水)

月浦支部に属する別のカキ養殖業者3名に対し、特区を活用する桃浦LLCの漁場利用の考え方を示す資料を示し、内容を説明、区割りについて説明し、操業の継続に支障がない旨確認した。また、侍浜支部の1名に対し、20日に依頼のあった桃浦地区のカキ養殖漁場の図及び境界の緯度経度を示した資料を手交し、侍浜支部長及び月浦支部長への提供を依頼した。

(3) 蛤浜・折浜・小竹浜(各支部長の要望により合同で実施)

1月22日(木)(折浜地区・蛤浜地区合同)

折浜地区(支部長ほか1名)及び蛤浜地区(支部長)に対し、桃浦LLCの特区適用漁場の利用について説明するとともに、今後、漁業実態の調査、洋上での位置確認を行いたい旨を伝達。特区についての懸念や人間関係の悪化について意見があった。

漁場の区割りについては、特区に賛成と思われたいくとしつつ、実態としては、桃浦との境には両者合意のもとでボンデンが入っており、境界自体には問題はないと確認。このほか、漁場利用と養殖の実態を聴取した。

1月24日(土)(小竹浜地区)

小竹浜地区(支部長、漁場管理委員)に対し、桃浦LLCの特区適用漁場の利用について説明するとともに、震災前後の漁業実態を調査した。また、今後、漁業実態の調査、洋上での位置確認を行いたい旨を伝達し了解。養殖の実態としてはカキ養殖のみであり、震災後、未だ復旧していないが、今までどおりの区域でカキ養殖を行うことを考えており、特区の区割りによる行使上の支障は特に生じないことを確認。

また、ウニ・アワビ等を採捕する第一種共同漁業権漁業、第二種共同漁業権に基づく小型定置漁業は、小竹浜地区の漁場(区画漁業権の漁場と同じ)内での行使、雑魚せん漁業(ハモ胴漁業)と刺し網漁業等の漁船漁業についても主に同地区の漁場内で営んでおり、従来どおりの操業に支障がないのであれば問題ないとのことであった。なお、特区問題について集められること自体への苦情や、特区により浜がもめていて迷惑である旨の意見があった。

1月28日(水)(3地区合同)

折浜地区(支部長、漁場管理委員)・蛤浜地区(蛤浜支部長から折浜支部長に一任)及び小竹浜地区(支部長、漁場管理委員)により、桃浦地区も同行し、洋上においてカキ漁場の位置を確認。

1月21日(金)(小竹浜地区)

小竹浜地区(支部長、漁場管理委員)から、漁場行使実態を調査。

1月25日(火)(3地区合同)

折浜地区(支部長、漁場管理委員ほか1名)、蛤浜地区(支部長)及び小竹浜地区(支部長、漁場管理委員)に対し、洋上で確認したカキ漁場のポイントについて図面を示しつつ確認、桃浦地区とのカキ漁場の境界は現在のボンデンのポイントで異論がないことを確認。また、折浜・蛤浜地区と小竹浜地区の間のカキ漁場の境界を確認。

1月22日(火)(3地区合同)

折浜地区(漁場管理委員ほか1名)、蛤浜(支部長)及び小竹浜(支部長、漁場管理委員)に対し、桃浦とのカキ漁場の境界を示して確認。また、これら3地区間でのカキ漁場の境界を確認した。

また、共同漁業権漁業等の他の漁業については、漁場を従来どおり利用することは問題ないことについて再度説明、漁業の継続に支障がない旨確認。

2 桃浦地区内の区割り（4 関係）

（1）地区内漁民

1 2 月 6 日（木）

桃浦地区で漁船漁業を営んできた漁民である漁場管理委員 1 名に対し、特区適用後の漁場利用の考え方について説明の上、地区漁民の懸念等について聴取。桃浦地区全体の漁民を対象として、特区を活用する漁民・会社から地区漁民に対して説明すべきとの意見。

1 2 月 2 5 日（火）

桃浦地区の組合員全員に案内して桃浦支部会を開催。会社に参加する漁民 1 5 名、地区漁民 1 0 名が参加。桃浦 L L C に参加する漁民及び県から、漁場についての考え方、事業内容等について説明し、意見交換。地区漁民からは、もっと早く説明が行われれば特区に対する見方も違ったとの発言や特区法の期限等の質問のほか、特区は会社の利益であって地区全体の利益にはつながらないとの意見や、会社は地元出身者を優先的に採用すべきとの意見。

（2）地区内カキ養殖漁民

桃浦地区におけるカキ養殖業行使希望者との漁場の区割りを実施。

ア カキ養殖業行使希望者の確認

1 2 月 3 日及び 1 7 日

1 1 月 2 7 日の地区全体への知事からの説明会の終了後に、カキ養殖を現時点では営んでいないものの営む意向を示した者が 1 名あった。この者に対し、今後の意向を確認したところ、健康が回復したときにカキ養殖を行いたいとの思いはあるが、現時点では決められないとし、漁場の区割りに対する意見がないことを確認した。

1 2 月 4 日から 2 5 日

震災前にカキ養殖を営んでいなかった者で共同漁業権を営んでいる者 1 5 名に対し、今後 5 年間でカキ養殖を営む意向を確認した結果、意向を示した者はいなかった。（別添 4-1-1）

イ カキ養殖業行使希望者

このため、これ以降、カキ養殖業行使希望者 1 名の意向を踏まえつつ、地区内の区割りを行った。

1 2 月 3 日から 3 月 6 日にかけ、カキ養殖業行使希望者 1 名の漁場に関する意向を確認した。この結果、カキ養殖業行使希望者 1 名の意向としては、カキ養殖業行使希望者 1 名の漁場に加え再開する可能性ある者の計 3 名分の漁場を確保したいとのことで、この漁場の区域及び位置は、1 年目の生育を行う仮殖場を確保するとともに、2 年目以降の養殖を筏を移動せず周年行いうる沿岸の漁場を確保し、さらに、沖合の漁場も一部確保したいとのことであった。この沿岸の漁場では出荷用カキ筏約 2 0 台が設置可能で、桃浦地区では従来からの決まりで一人当たり出荷用筏 6 台までとなっていることを確認していることから、3 名分の漁場が確保される。

3 地区全体への説明会

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日、漁協石巻地区支所において、管内漁民約 3 0 名が出席し、知事との意見交換。

知事から、水産業復興特区の目的及び考え方とともに、桃浦の漁民は昔と同じように従来からの桃浦の漁場でカキ養殖を営みたいと考えているだけで他地区のカキ養殖に影響しないこと、共同漁業権等の他の漁業は従来どおり操業でき、排除するものではないこと、漁場の区割りは県が行うことを説明。

参加した漁民からは、特区により浜が混乱しているなど特区自体への反発や、特区適用後の漁民間の調整等への不安などの意見が表明された。

4 区割り案の最終化

桃浦地区及び周辺地区の関係する漁民に対し、県が赴いて、説明、実態調査及び意見の聴取を行っていったが、特区自体への反発やカキ養殖の繁忙期に当たること、さらには震災の影響により石巻や仙台等に転転していることなどから、その対象は支部長及びカキ養殖業者を中心とした者に留まり、関係漁民全員を対象とすることが困難であった。このため、次のとおり、関係する漁民全員に対し、県から文書によりカキ養殖の漁場図と合同会社による漁場利用の考え方を送付するとともに、意見を聴く機会を確保することとした。

この結果、県が示した区割り案について、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の特区適用漁場の属する水面の総合的利用支障を及ぼすことを具体的に示す意見はなかった。

- (1) 関係する漁民全員に対し、県から文書により漁場利用の考え方と漁場の区割り図を送付するとともに、生業の維持、海面の総合的利用への支障等についての意見を聴く旨を伝達。
- (2) 意見を聴く機会の確保は、①文書又はメールによる回答、②意見を聴く場を複数回設定することによることとし、その旨を郵送する文書に記載した。
- (3) 上記対応を取ることにについては、各支部の支部長に対し説明するとともに、2月4日にはＪＦみやぎ石巻地区支所の運営委員長及び支部長に対して説明した。
- (4) 3月8日、桃浦地区及び周辺地区（荻浜地区、侍浜地区、月浦地区、蛤浜地区、折浜地区、小竹浜地区）の組合員全員198名に対し文書（別添4-1-2）を送付した。このうち46名については転居先不明により返送され、送付することができなかった。
- (5) 3月16日及び17日に石巻市にある県水産総合技術センターにおいて、意見を聴く場を設定し、参加した関係する漁民からの意見を聴取した。
- (6) 文書又はメールによる回答及び意見を聴く場における意見は別添4-1-3のとおりであり、総計述べ57名から意見があった。

桃浦L.L.C以外の桃浦支部組合員におけるカキ養殖の意向聴き取り

聴取者：廣野課長，小林副参事，佐藤副参事，石田副参事，及川技術補佐

氏 名	震 災 前 の 漁 業	カキ養殖の実績	カキ養殖の意向	備 考
① 12/4	・ 幸い自宅が残ったので，今も桃浦に残り区長をさせられている。 ・ 自分たちも「新しい桃浦づくり」を考えており，筑波大学の先生に助言してもらいながら，後継者を育成するための漁業学校がつくれないうか検討しているところ。（桃浦の県道脇に建設した簡易住居も取組の一環とのこと） ・ 桃浦は高齢化が進み後継者もいない。全国から桃浦に来てもらい，漁業に従事してもらえればと考えている。 ・ L.L.Cの代表やメンバーとも話し合っており，会社とうまく連携していきたいと思っている。（近々，先生が水産特区に関心を持っている先生を連れてくるとのこと） ・ 自分は，以前，県の調査船に乗っていた。当時，部長と桃浦の漁場を調査したことがある。桃浦は，沢水が多く入る好漁場であり立派なカキが育つ。 ・ その当時，地元の漁業者に対して，いずれ漁業は個人では厳しくなり法人化するべきだと話したが受け入れられなかった。水産特区は，是非，成功してもらいたいと思っている。		・ 今後，<u>カキ養殖をやるつもりはない。</u> ・ 自分が知る限りでは，カキ養殖をやるというのは，L.L.Cとだけだと聞いている。	
② 12/4	・ 震災前もカキ養殖はやっていなかった。（昔はやっていたが）	同 左	・ 今後，<u>カキ養殖をやるつもりはない。</u>	
③ 12/4	・ 震災前もカキ養殖はやっていなかった。 ・ 組合には引き続き加入（准組合員）したいと思っている。	同 左	・ 高齢のため<u>カキ養殖をやるつもりはない。</u>	
④ 12/4 15:30	・ 仕事としての漁業ではなく自家消費の採貝藻のみ	・ カキ養殖を営んだことはない	・ 合同会社に誘われたが断った経緯がある。 ・ <u>やるつもりはない。やるにしても合同会社に入る。</u>	・ 仙台台原に住んでいる。

氏 名	震 災 前 の 漁 業	カキ養殖の実績	カキ養殖の意向	備 考
⑤ [redacted] (息子: [redacted]) 12/4 15:39 12/5 13:05 12/17	・震災前の5～6年前までカキ養殖をやっていたが、父が高齢により引退。	・震災の5～6年前までカキ養殖をやっていたが、父が高齢により引退。	・父は引退しているが後継者として、個人で再開できるのかもしれない。 ・12/17、 <u>かき養殖を営まない</u> と回答有り。	・携帯電話相手の息子は白石市在住。本人と離れて暮らしている。
⑥ [redacted] 12/4 15:07	・カキ剥き作業のみ。 ・漁船を持っていた。 ・[redacted]商店を経営していた。	・カキ剥きのみ。	・ <u>やらない</u> 。 ・桃の浦には戻らない。	・登米市在住
⑦ [redacted] (H24.12.4 15:30~15:50)	・カキ養殖は行っていない。アサリ、海藻獲り、釣りをを行う程度であった。 ・浜が無くなるのが懸念される。会社でも個人でも地元で養殖が行われれば良いと思うが、将来的に会社に浜が乗っ取られることが心配である。子・孫が会社に入り定住していくようになればと思っている。 ・説明会があっても良いと思っていたが県からの電話で驚いている。このようなことは社長から一報あっても良いのではないか。	・かき養殖は行っていない	・ <u>今後にもかき養殖は行わない</u> 。	涌谷住まい
⑧ [redacted] 12/23	[redacted]	な し	・ <u>今後5年間にはかき養殖は行わない</u> 。	12/23 本人確認
⑨ [redacted] (H24.12.4 16:30~16:40)	・高齢(80歳を超えている)であり、12年ほど前にやめている。しばらくはかき剥きを手伝っていたが、今は一切やめている。	・12年ほど前までカキ養殖を行っていた。	・ <u>今後はカキ養殖は行わない</u> 。	石巻市渡波の仮設住宅に入っている。

氏 名	震 災 前 の 漁 業	カキ養殖の実績	カキ養殖の意向	備 考
⑩ [REDACTED] (H24.12.4 16:00~16:10)	・桃浦で店を行っていた。漁業は、カキ養殖の手伝いとアサリ、海藻獲りを行う程度であった。 ・桃浦の浜から人がいなくなることが心配されたが[REDACTED]さんや[REDACTED]さんとあつて話を聞いたなら、<u>会社を立ち上げ行っていくとのことで一安心した。</u>	・かき養殖は行っていない。	・<u>今後とかき養殖は行わない。</u>	石巻市内住まい。 ([REDACTED]さんの近く)
⑪ [REDACTED] (H24.12.4 16:20~)	・依然カキ養殖を行っていたが、目の病気で見えなくなったことから養殖は辞めた。 ・その後は、女房[REDACTED]が準組合員となり、アサリ、シジミ、フノリなどの採貝・採藻を行っていた。	同 左	・<u>今後ともカキ養殖を営む予定はない。</u>	現在、渡波の仮設住宅に在住。 近く渡波に住居を建設する予定。
⑫ [REDACTED] 12/25	([REDACTED])	な し	・<u>今後カキ養殖を営む予定はない。</u>	
⑬ [REDACTED] (H24.12.4 16:00~)	・両親は以前カキ養殖を行っていたが、私はアサリなどの採貝・採藻のみを行っていた。 ・現在は会社員である。	・以前両親がカキ養殖を行っていた。	・<u>今後ともカキ養殖を営む予定はない。</u>	石巻市渡波在住。
⑭ [REDACTED] (H24.12.4 15:30~)	・民宿を営んでいたが、組合員でないとボート泊められないとのことで准組合員になった。民宿だけでは賄えないので交通整理などの仕事もしていた。 ・組合員になると刺し網なども行えるのだが、実際には漁業は営んでいない。	・カキ養殖を営んだことはない。	・<u>カキ養殖を営む予定はない。</u>	・石巻市大橋の仮設住宅に在住
⑮ [REDACTED] (H24.12.4 15:50~)	・[REDACTED]退職後、中古住宅を買って桃浦に住んでいた。 ・徒手でアサリ・シジミ取り(自家消費)とカキのむき子をしていた。	・カキ養殖を営んだことはない。	・<u>カキ養殖を営む予定はない。</u>	・仙台の借上仮設に在住 ・復興住宅には応募

水 振 号 外
平成25年 3月 8日

J F みやぎ石巻地区支所の組合員の皆様

宮城県農林水産部水産業振興課長



桃浦地区の水産業復興特区について (依頼)

日頃より水産行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。また、皆様の水産業の復旧・復興への取り組みに深く敬意を表します。

さて、水産業復興特区については、ご存じのとおり、桃浦地区のかき養殖に導入すべく進めているところです。この桃浦地区の水産業復興特区の内容等については、昨年11月に知事が石巻地区支所へ赴いて皆様と懇談したのをはじめ、県より組合員の皆様に対しご説明するとともに、ご意見をお聞きする機会を設けてきました。しかし、残念ながら、組合員の皆様全員には参加いただけていません。

このため、以下のとおり、書面により、組合員の皆様に桃浦地区の水産業復興特区の内容についてお知らせし、また、このことについて、組合員の皆様の生業の維持及び水面の総合的利用に関するご意見をお聞きする機会を設けることと致しましたので、よろしくお願い申し上げます。

1 桃浦地区の水産業復興特区について (別紙1)

- (1) 「漁場についての考え方」 (桃浦かき生産者合同会社) (別紙1-1)
- (2) 水産業復興特区を適用しようとする漁場の位置及び区域 (別紙1-2)
- (3) 従来から桃浦の漁業者がかき養殖を行ってきた漁場 (別紙1-3)

2 生業の維持及び水面の総合的利用に関するご意見

組合員の皆様の生業の維持及び水面の総合的利用に関するご意見について、以下によりお受けします。ご意見があれば(1)又は(2)のいずれかによりお寄せください。

(1) 書面によるご意見

別紙2を以下の宛先あてに3月17日までにFAX、郵送又はメールにてお送り下さい。(メールの場合、別紙2の内容を記載ください。)

(2) ご意見をお聞きする場を次のとおり設けますのでご都合に合わせて出席ください。

日時：3月16日(土) 16時～18時

17日(日) 10時～12時

13時～15時

場所：水産総合技術センター 2F大会議室 (地図別紙3)

ご意見のあて先：宮城県農林水産部水産業振興課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

FAX：022-211-2939

メール：suishinc@pref.miyagi.jp

平成25年3月6日

宮城県知事 殿

桃浦かき生産者合同会社



漁場についての考え方

- 1 合同会社が行うのはカキ養殖のみです。ワカメなどその他の養殖は行いません。
- 2 合同会社が行うカキ養殖は、これまで桃浦の漁業者がカキ養殖を行ってきた漁場内で行います。
- 3 桃浦や周辺の浜の皆さんは、アワビやウニの採捕や、ハモ胴や刺し網漁業などについて、従来どおり操業することができます。
また、合同会社として、これら漁業を行うことはありません。
- 4 合同会社のカキ養殖の漁場利用は従来どおりであり、密植等で周辺に迷惑は掛けません。
- 5 合同会社は、ノロウィルス及び貝毒の衛生検査について、漁協と共同歩調をとります。

水産業復興特区を適用しよとする漁場の位置及び区域

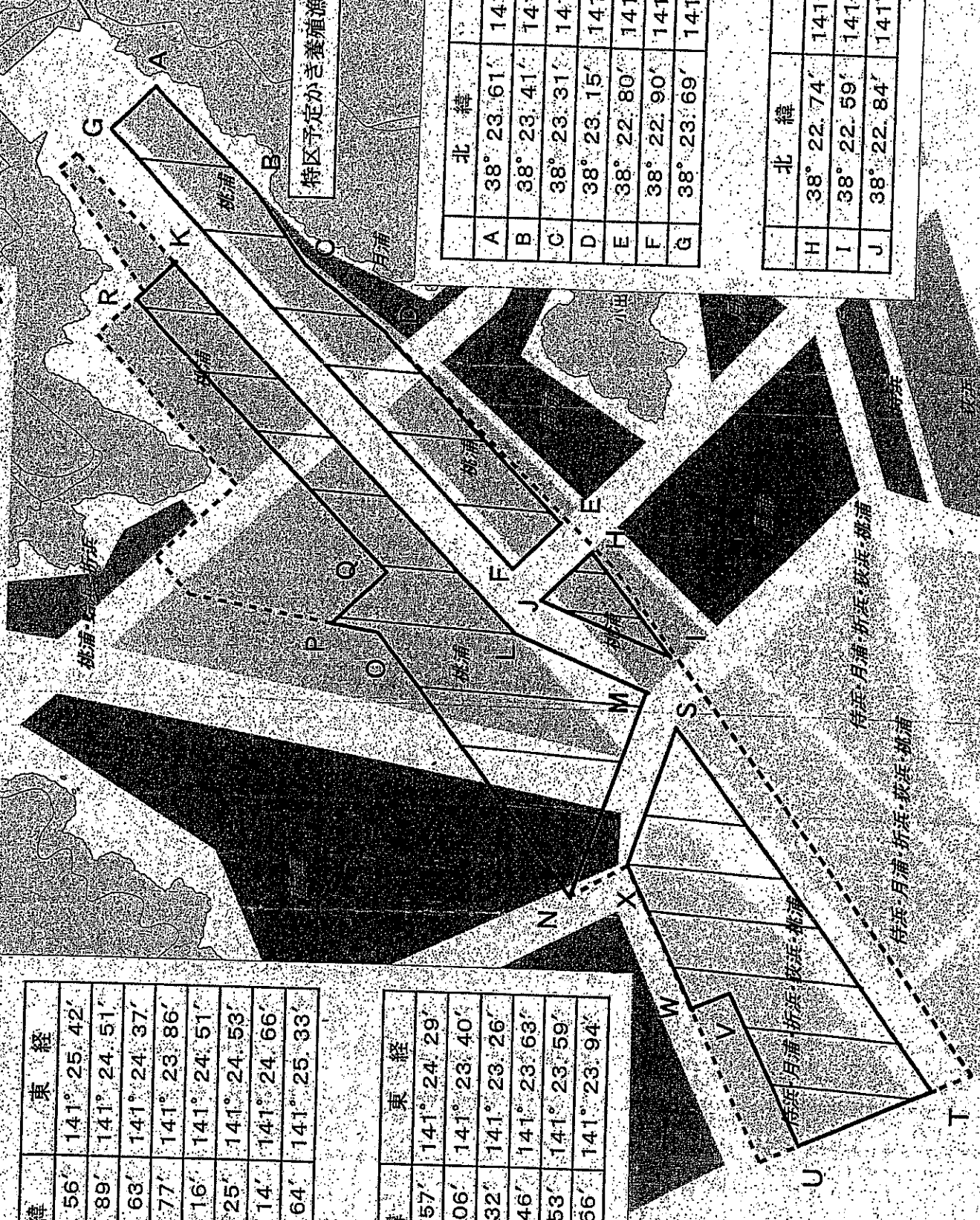
	北緯	東経
K	38° 23.56'	141° 25.42'
L	38° 22.89'	141° 24.51'
M	38° 22.63'	141° 24.37'
N	38° 22.77'	141° 23.86'
O	38° 23.16'	141° 24.51'
P	38° 23.25'	141° 24.53'
Q	38° 23.14'	141° 24.66'
R	38° 23.64'	141° 25.33'

	北緯	東経
S	38° 22.57'	141° 24.29'
T	38° 22.06'	141° 23.40'
U	38° 22.32'	141° 23.26'
V	38° 22.46'	141° 23.63'
W	38° 22.53'	141° 23.59'
X	38° 22.66'	141° 23.94'

	北緯	東経
A	38° 23.61'	141° 25.85'
B	38° 23.41'	141° 25.60'
C	38° 23.31'	141° 25.42'
D	38° 23.15'	141° 25.25'
E	38° 22.80'	141° 24.79'
F	38° 22.90'	141° 24.67'
G	38° 23.69'	141° 25.74'

	北緯	東経
H	38° 22.74'	141° 24.72'
I	38° 22.59'	141° 24.46'
J	38° 22.84'	141° 24.60'

特区予定かさ養殖漁場



従来から桃浦の漁業者がかき養殖を行ってきた漁場

市立松浜小学校
区画漁業権

	北緯	東経
①	38° 23. 61'	141° 25. 85'
②	38° 23. 41'	141° 25. 60'
③	38° 23. 31'	141° 25. 42'
④	38° 23. 15'	141° 25. 25'
⑤	38° 22. 70'	141° 24. 69'
⑥	38° 21. 98'	141° 23. 44'
⑦	38° 22. 40'	141° 23. 21'
⑧	38° 22. 66'	141° 23. 94'
⑨	38° 22. 77'	141° 23. 86'
⑩	38° 28. 16'	141° 24. 51'
⑪	38° 23. 52'	141° 24. 60'
⑫	38° 23. 58'	141° 24. 69'
⑬	38° 23. 44'	141° 24. 87'
⑭	38° 23. 71'	141° 25. 24'
⑮	38° 23. 62'	141° 25. 35'
⑯	38° 23. 79'	141° 25. 64'

のり養殖場

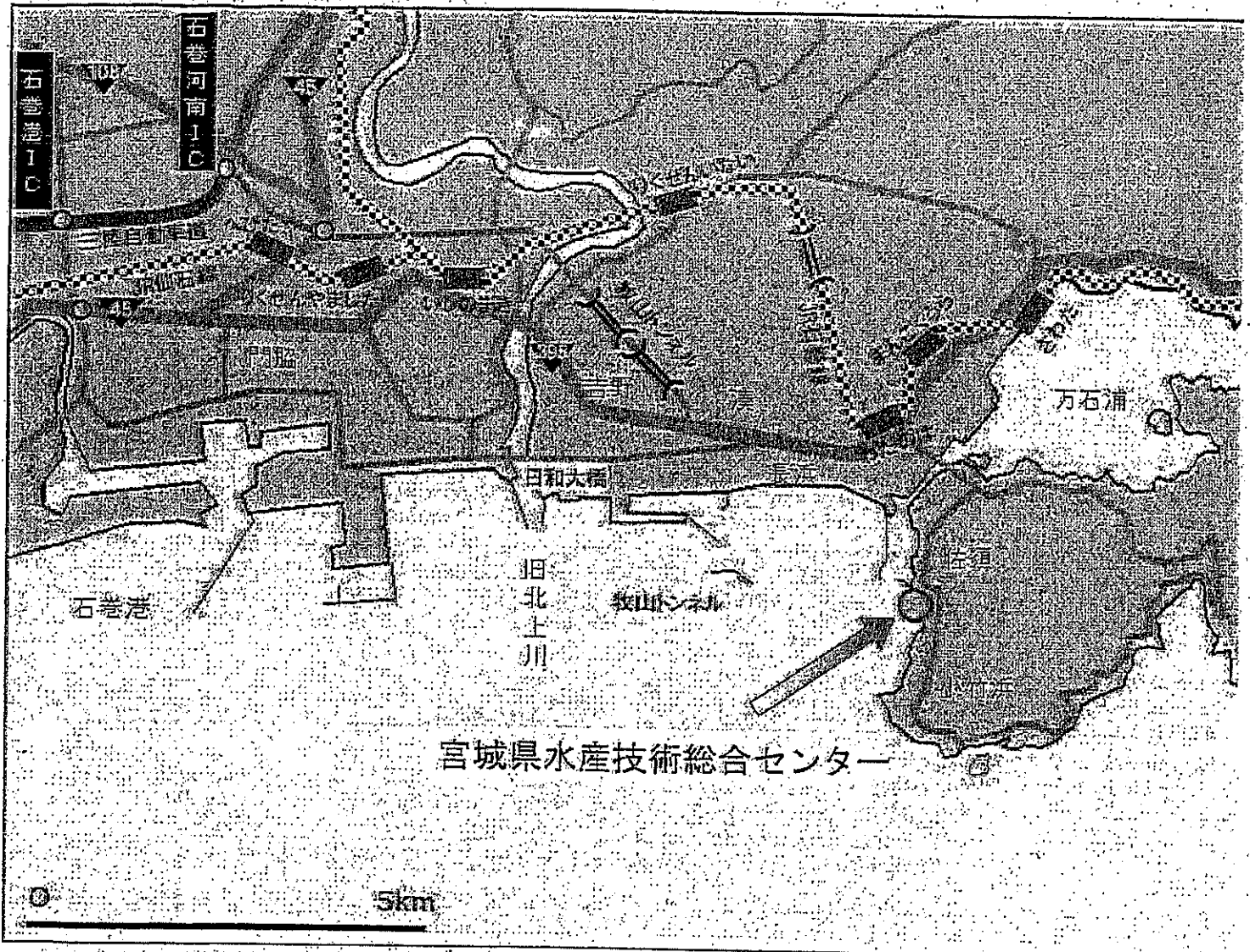
(別紙2)

所属支部名：	氏名：
(正組合員・准組合員) (いずれかに○)	
営んでいる漁業：	
【生業の維持及び水面の総合的利用に関するご意見】	

会場のご案内

会場：宮城県水産技術総合センター 大会議室

住所：石巻市渡波字袖ノ浜 97-6



●自動車

- ・ (1) 日和大橋、牧山トンネル等を経由して国道398号線に入り、牡鹿半島方面へ。
- ・ (2) JR石巻線「渡波(わたのは)駅前」で牡鹿方面へ右折。
- ・ (3) 万石橋を渡り約500m先で信号を右折。トンネルを抜け、右手にサン・ファン・パウティスタパークを見ながら直進し、漁港を通り過ぎると当センターがあります。

●電車

- ・ JR石巻線「渡波(わたのは)駅」で下車。
- ・ 駅からセンターに向かうバス等はありませんので、タクシーのご利用をお勧めします(所要時間は約10分、徒歩の場合は約40分ほどかかります)。

区割り案に関する意見の聴取の結果

3月8日に桃浦地区及び周辺地区の関係漁民に対し文書にて通知した結果は以下のとおりとなり、区割り案について、地元漁民の生業の維持及び特区適用漁場に属する水面の総合的利用に支障ないことを確認した。

1 回答・参加者数

・書面にて回答：51名（小竹地区14、蛤浜地区1、折浜地区8、桃浦地区8、侍浜地区4、月浦地区6、荻浜地区10）

・意見を聞く場：平成25年3月16日16時～19時 5名
平成25年3月17日10時～12時 1名
13時～15時 0名
計6名

合計 述べ57名

2 結果

(1) 地元漁民の生業の維持に関する意見

なし

(2) 特区適用漁場の属する水面の総合的利用の支障に関する意見

なし

(3) 特区に反対する意見

55名

(4) その他

2名

(別紙)

○ 主な意見と県の考え方

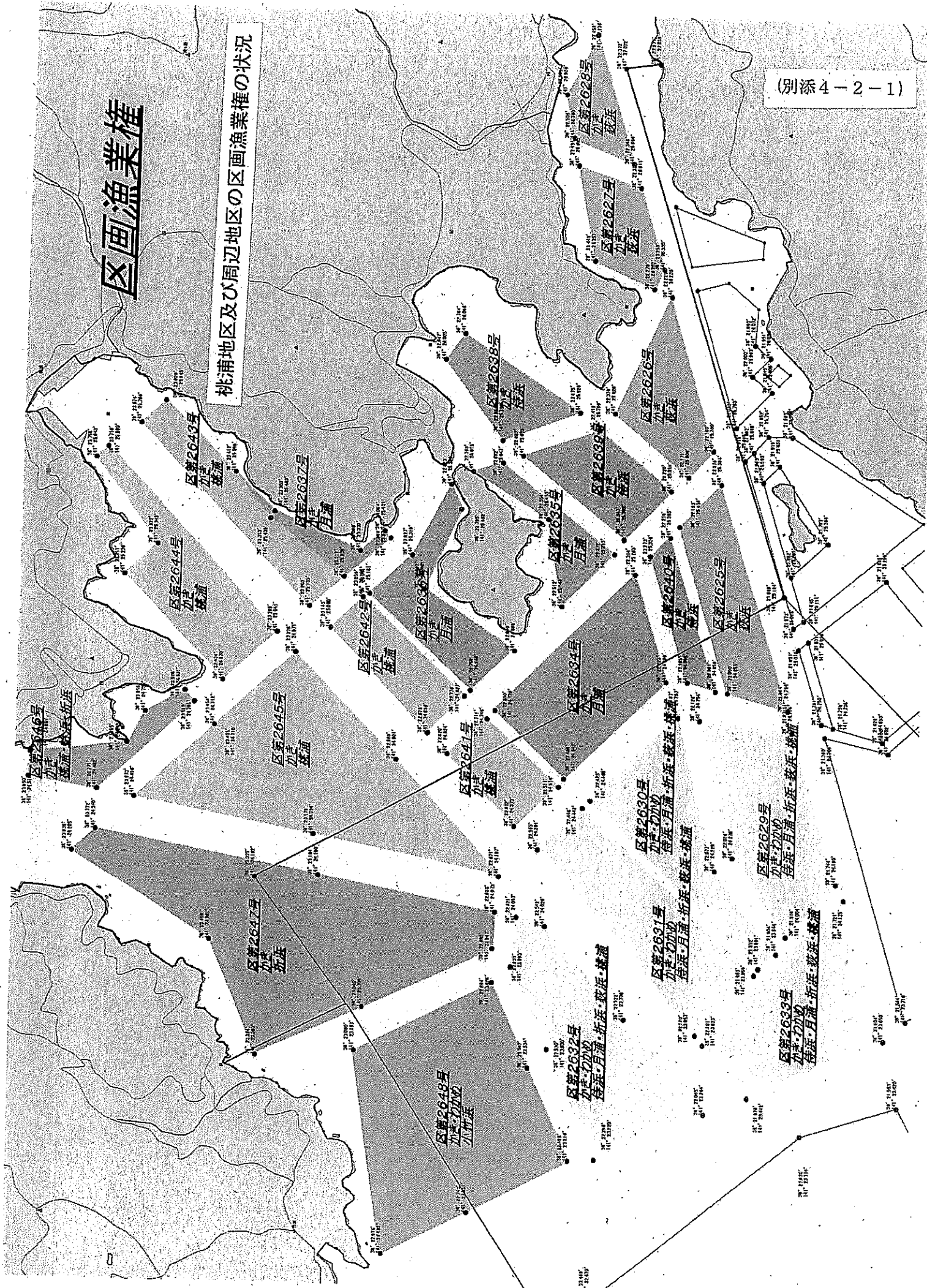
意見の内容 (要旨)	意見に対する県の考え方
・ 浜の意見書のとおり。特区は絶対反対。 ・ 大区画に逆行している。 ・ 隣接する漁場ははみ出しが出来なくなり筏の展開が制限され生産性が落ちる。 ・ 漁場を拡大するのは絶対に反対。 ・ 航路を狭くしてまで特区を導入するのか。 ・ 特区の区割りを了承した覚えはない。	計画している特区は、これまで桃浦地区のみがカキ養殖を営んできた漁場を確認して区割りし、この漁場内に導入するものであり、周辺地区の操業の継続に支障はなく、関係漁民の生業の維持や海面の総合的利用に支障を及ぼすものではありません。
・ 今後、桃浦ＬＬＣ以外の者がカキ養殖を行いたいと思った場合、漁場確保が困難となり実行が不可能になる危険がある。	漁場については、桃浦ＬＬＣに参加しない漁業者や今後カキ養殖を行う可能性のある者の漁場も含めて区割りしており、カキ養殖の操業の継続に支障はなく、関係漁民の生業の維持や漁場の属する海面の総合的利用に支障を及ぼすものではありません。
・ 餌生け簀の一時置き場を今までどおり借りられますか。	特区の対象は特定区画漁業権のカキ養殖業だけであり、また、桃浦ＬＬＣとして、関係漁業者の従来どおりの漁業の操業に支障を及ぼさないことを県及び漁協に対して書面で示しており、関係漁民の営む漁業に支障は生じないので、生業の維持や海面の総合的利用に支障を及ぼすものではありません。
・ 特区で漁場を囲い込み新規の人を受け入れないのか。	桃浦ＬＬＣとしては、担い手として新規の雇用を受け入れることとしています。
・ どうしても免許を桃浦に与えるというのであれば、漁業者の同意を取って、もめないようにすべき。 ・ 漁業者を分断する特区は反対。 ・ 仮に漁場でもめ事があった場合仲裁に当たる第三者はいるのか。	漁場の秩序維持については、県として、今後の桃浦地区の漁場利用について、桃浦ＬＬＣと地元漁民との間に入り話し合いの場を設定するなど、無用の混乱が生じないように必要な関与を行っていくこととしています。
・ 桃浦ＬＬＣが漁場を抵当に入れた場合はどうなるのか。	制度上抵当権の設定は可能ですが、桃浦ＬＬＣ及び仙台水産に対し、抵当権を設定する意思はないことを確認しています。
・ 漁業法のもと漁協が管理して来た漁場を、県は、漁協が独占してきたと述べているが一方的ではないのか。	これまで、我が県においては、全ての特定区画漁業権が漁協に免許されています。この免許は、漁協自らは漁業を営まず、組合員に漁業を営ませるものであり、漁協はこの免許に基づき漁業の管理を行ってきています。

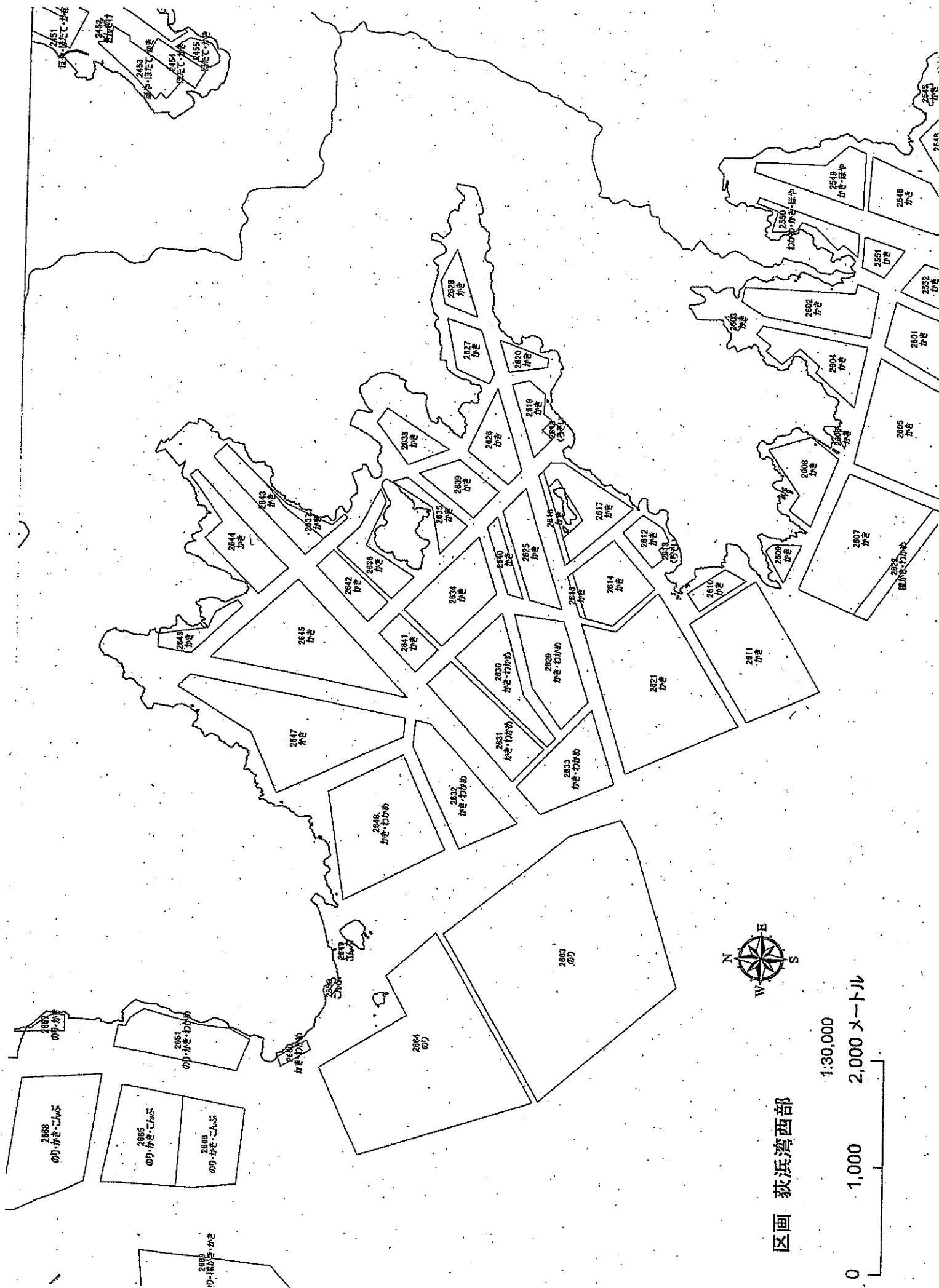
ご意見の内容（要旨）	ご意見に対する県の考え方
・ 県はこれまで合併を進めて来たのに、ここに来て漁業権を桃浦ＬＬＣに与えようとしている。矛盾しているのではないか。	県としては、経営基盤の強化などの目的で漁協合併を推進してきました。漁協は、各種事業や漁場管理などにより、組合員の復旧・復興はもとより、水産業の生産力の向上に重要な役割を担っていると認識しています。 一方、水産業復興特区は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたことから、沿岸漁業の復興のための選択肢の一つとして提案したものです。

區漁業

桃浦地区及び周辺地区の区画漁業権の状況

(別添4-2-1)





区第2622号	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月30日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜二見城崎灯台 ア 基点甲から 13度30分 2,370メートルの点 イ 基点甲から 1度 2,670メートルの点 ウ 基点甲から 351度 3,070メートルの点 エ 基点甲から 352度30分 3,190メートルの点 オ 基点甲から 14度 2,490メートルの点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。	石巻市福貴浦、立
区第2623号	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月30日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜二見城崎灯台 ア 基点甲から 37度30分 2,300メートルの点 イ 基点甲から 38度 2,190メートルの点 ウ 基点甲から 26度30分 2,220メートルの点 エ 基点甲から 16度 2,330メートルの点 オ 基点甲から 16度30分 2,440メートルの点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。	
区第2624号	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月30日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜二見城崎灯台 ア 基点甲から 40度 2,300メートルの点 イ 基点甲から 48度30分 2,360メートルの点 ウ 基点甲から 49度 2,250メートルの点 エ 基点甲から 40度30分 2,200メートルの点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。	
区第2625号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市萩浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市大連崎防波堤基部 ア 基点甲から 30度30分 1,520メートルの点 イ 基点甲から 338度30分 1,020メートルの点 ウ 基点甲から 347度 1,290メートルの点 エ 基点甲から 20度 1,620メートルの点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。(アのみのみ光速距離3キロメートル以上)	石巻市萩浜、小賀
区第2626号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市萩浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 358度30分 890メートルの点 イ 基点甲から 43度 840メートルの点 ウ 基点甲から 331度30分 430メートルの点 エ 基点甲から 326度 610メートルの点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。	
区第2627号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市萩浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市萩浜灯台 ア 基点甲から 54度30分 280メートルの点 イ 基点甲から 70度 750メートルの点 ウ 基点甲から 96度 600メートルの点 エ 基点甲から 135度 270メートルの点 オ 基点甲から 147度30分 170メートルの点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。(光速距離3キロメートル以上)	
区第2628号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市萩浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市萩浜灯台 ア 基点甲から 73度 1,110メートルの点 イ 基点甲から 82度30分 1,370メートルの点 ウ 基点甲から 92度 720メートルの点 エ 基点甲から 71度30分 890メートルの点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならぬ。(光速距離3キロメートル以上)	

公示番号	漁業種別	漁業の名称	漁業の時期	免許の内容	区域	漁場	区域	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2629号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市孤崎大釜崎北端（ホラガサキ） ア 基点甲から 344度 1,490 メートルの点 イ 基点甲から 334度 1,070 メートルの点 ウ 基点甲から 300度30分 1,430 メートルの点 エ 基点甲から 303度 1,790 メートルの点 オ 基点甲から 318度30分 1,670 メートルの点	漁場	城	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間監視可能な標識を設置しなければならぬ。	石巻市侍浜、月浦、折浜、松浜、桃浦	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
区第2630号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市大釜崎防波堤基部 ア 基点甲から 336度30分 2,130 メートルの点 イ 基点甲から 344度30分 1,570 メートルの点 ウ 基点甲から 317度30分 1,770 メートルの点 エ 基点甲から 301度30分 1,890 メートルの点 オ 基点甲から 302度30分 2,000 メートルの点	漁場	城	漁場ア、イ、ウ、エ、オの位置に夜間監視可能な標識を設置しなければならぬ。		
区第2631号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市大釜崎防波堤基部 ア 基点甲から 333度30分 2,470 メートルの点 イ 基点甲から 336度 2,180 メートルの点 ウ 基点甲から 302度30分 2,040 メートルの点 エ 基点甲から 304度30分 2,460 メートルの点	漁場	城	漁場ア、イ、ウ、エ、オの位置に夜間監視可能な標識を設置しなければならぬ。（エのみ光遠距離3キロメートル以上）		
区第2632号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市大釜崎防波堤基部 ア 基点甲から 328度 2,730 メートルの点 イ 基点甲から 325度30分 2,630 メートルの点 ウ 基点甲から 312度 2,630 メートルの点 エ 基点甲から 299度 2,770 メートルの点 オ 基点甲から 305度30分 3,270 メートルの点 カ 基点甲から 315度30分 3,010 メートルの点 キ 基点甲から 324度 2,890 メートルの点	漁場	城	漁場イ、ウ、エ、オ、カ、キの位置に夜間監視可能な標識を設置しなければならぬ。（エのみ光遠距離3キロメートル以上）		
区第2633号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市孤崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市孤崎大釜崎北端（ホラガサキ） ア 基点甲から 297度30分 1,480 メートルの点 イ 基点甲から 283度 2,070 メートルの点 ウ 基点甲から 296度30分 2,590 メートルの点 エ 基点甲から 304度 2,480 メートルの点	漁場	城	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間監視可能な標識を設置しなければならぬ。（イ、ウのみ光遠距離3キロメートル以上）		
区第2634号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市月浦 小鯛島白根崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 313度30分 2,130 メートルの点 イ 基点甲から 312度30分 1,140 メートルの点 ウ 基点甲から 293度30分 1,510 メートルの点 エ 基点甲から 300度30分 2,190 メートルの点	漁場	城	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間監視可能な標識を設置しなければならぬ。	石巻市月浦	

区第2635号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市月浦 小鯛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 区域 基点甲 石巻市侍浜漁港東防波堤基部 基点乙 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 249度30分 680メートルの点 イ 基点乙から 349度 1,480メートルの点 ウ 基点乙から 320度 1,150メートルの点 エ 基点乙から 318度30分 1,520メートルの点 オ 基点乙から 335度 1,340メートルの点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	
区第2636号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市月浦 小鯛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市月浦漁港防波堤突端 基点乙 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 289度30分 540メートルの点 イ 基点甲から 264度 310メートルの点 ウ 基点甲から 166度30分 230メートルの点 エ 基点甲から 193度30分 290メートルの点 オ 基点甲から 258度30分 480メートルの点 カ 基点乙から 318度 1,850メートルの点 キ 基点甲から 251度 1,050メートルの点	漁場ア、イ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	
区第2637号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市月浦 小鯛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市批ノ浦港西防波堤灯台 基点乙 石巻市月浦漁港防波堤突端 ア 基点甲から 213度30分 1,450メートルの点 イ 基点甲から 211度30分 980メートルの点 ウ 基点甲から 203度 710メートルの点 エ 基点甲から 209度 980メートルの点 オ 基点甲から 207度30分 1,450メートルの点 カ 基点乙から 300度 220メートルの点 キ 基点乙から 290度 240メートルの点		
区第2638号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市侍浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市侍浜漁港東防波堤基部 ア 基点甲から 221度 110メートルの点 イ 基点甲から 161度30分 190メートルの点 ウ 基点甲から 203度 840メートルの点 エ 基点甲から 231度 610メートルの点		石巻市侍浜
区第2639号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市侍浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市侍浜漁港東防波堤基部 ア 基点甲から 205度30分 970メートルの点 イ 基点甲から 210度 1,440メートルの点 ウ 基点甲から 224度 1,400メートルの点 エ 基点甲から 228度30分 740メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	
区第2640号	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市侍浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 312度30分 880メートルの点 イ 基点甲から 283度30分 1,470メートルの点 ウ 基点甲から 289度30分 1,470メートルの点 エ 基点甲から 313度 1,020メートルの点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	

公示番号	漁業種別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	許 可 の 内 容	漁 場 区 域	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2641号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市月浦 小鯛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市竹ノ浜漁港西防波堤角 ア 基点甲から 314度 2,460メートルの点 イ 基点甲から 313度30分 2,190メートルの点 ウ 基点甲から 300度30分 2,240メートルの点 エ 基点甲から 302度30分 2,530メートルの点	漁場ア、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。	石巻市桃浦	平成20年9月1日から 平成25年8月31日まで	
区第2642号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市月浦 小鯛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市月浦漁港防波堤突端 ア 基点甲から 298度30分 780メートルの点 イ 基点甲から 292度 570メートルの点 ウ 基点甲から 253度 1,070メートルの点 エ 基点甲から 264度 1,220メートルの点	漁場ア、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。			
区第2643号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市桃浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 石巻市桃ノ浦港西防波堤灯台 ア 基点甲から 164度30分 300メートルの点 イ 基点甲から 203度 710メートルの点 ウ 基点甲から 211度30分 980メートルの点 エ 基点甲から 213度30分 1,450メートルの点 オ 基点甲から 222度30分 1,410メートルの点 カ 基点甲から 192度 170メートルの点	漁場オ、カの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。			
区第2644号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市桃浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 石巻市桃ノ浦港西防波堤灯台 ア 基点甲から 282度30分 220メートルの点 イ 基点甲から 266度30分 160メートルの点 ウ 基点甲から 231度 1,400メートルの点 エ 基点甲から 245度30分 1,470メートルの点 オ 基点甲から 263度 810メートルの点 カ 基点甲から 248度 700メートルの点	漁場イ、ウの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。			
区第2645号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市桃浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 石巻市鶴浜ミサゴ崎突端 ア 基点甲から 259度30分 350メートルの点 イ 基点甲から 176度30分 470メートルの点 ウ 基点甲から 155度 960メートルの点 エ 基点甲から 185度30分 1,390メートルの点 オ 基点甲から 200度30分 2,050メートルの点 カ 基点甲から 208度 1,110メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、 オ、カの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならな い。			
区第2646号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市桃浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 石巻市折浜組石崎 ア 基点甲から 58度30分 1,140メートルの点 イ 基点甲から 83度 1,040メートルの点 ウ 基点甲から 88度 1,190メートルの点 エ 基点甲から 97度 1,310メートルの点 オ 基点甲から 99度30分 1,260メートルの点 カ 基点甲から 71度 840メートルの点 キ 基点甲から 54度30分 1,040メートルの点	漁場オ、カ、キの位 置に夜間識別可能な 標識を設置しなけれ ばならない。	石巻市桃浦、鶴 浜、折浜		

区第2647号	かき垂下式養殖業	1月1日から翌年 31日まで	石巻市折浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市折浜組石崎 ア 基点甲から 224度 770メートルの点 イ 基点甲から 172度30分 310メートルの点 ウ 基点甲から 50度30分 620メートルの点 エ 基点甲から 65度 650メートルの点 オ 基点甲から 156度30分 930メートルの点 カ 基点甲から 173度30分 1,760メートルの点 キ 基点甲から 179度30分 1,740メートルの点 ク 基点甲から 195度 1,120メートルの点	漁場エ、オ、カ、キ、クの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市折浜
区第2648号	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から翌年 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市小竹浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市小竹浜弁天島防波堤基部 ア 基点甲から 59度30分 240メートルの点 イ 基点甲から 77度30分 1,260メートルの点 ウ 基点甲から 105度 1,640メートルの点 エ 基点甲から 118度 1,310メートルの点 オ 基点甲から 140度 1,080メートルの点 カ 基点甲から 128度30分 530メートルの点	漁場イ、ウ、エ、オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (オのみ光遠距離3キロメートル以上)	石巻市小竹浜
区第2649号	こんぶ養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市小竹浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市小竹浜生草島頂上 ア 基点甲から 52度30分 620メートルの点 イ 基点甲から 60度30分 600メートルの点 ウ 基点甲から 62度 550メートルの点 エ 基点甲から 59度30分 460メートルの点 オ 基点甲から 46度 500メートルの点		
区第2650号	こんぶ養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市小竹浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市小竹浜生草島頂上 ア 基点甲から 9度 470メートルの点 イ 基点甲から 20度 430メートルの点 ウ 基点甲から 17度30分 390メートルの点 エ 基点甲から 5度 430メートルの点		
区第2651号	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 6月31日まで 1月1日から翌年 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市佐須浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波佐須浜防波堤基部 ア 基点甲から 136度30分 480メートルの点 イ 基点甲から 168度 890メートルの点 ウ 基点甲から 172度30分 1,180メートルの点 エ 基点甲から 178度 1,360メートルの点 オ 基点甲から 191度 1,250メートルの点 カ 基点甲から 200度 80メートルの点 キ 基点甲から 123度 210メートルの点 ク 基点甲から 136度30分 250メートルの点 基点甲から 132度 330メートルの点	漁場オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (オのみ光遠距離3キロメートル以上)	石巻市佐須浜

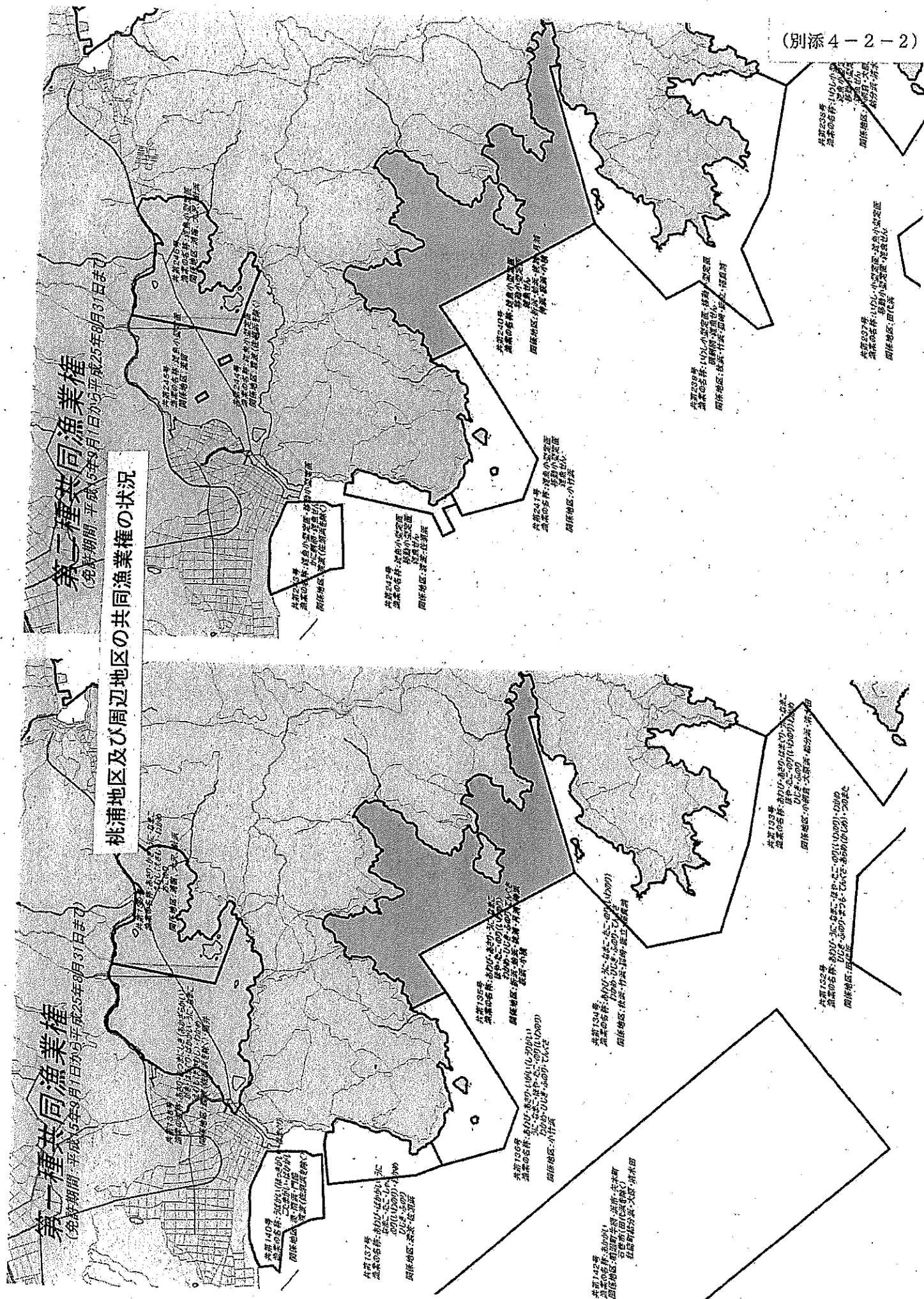
第二種共同漁業権

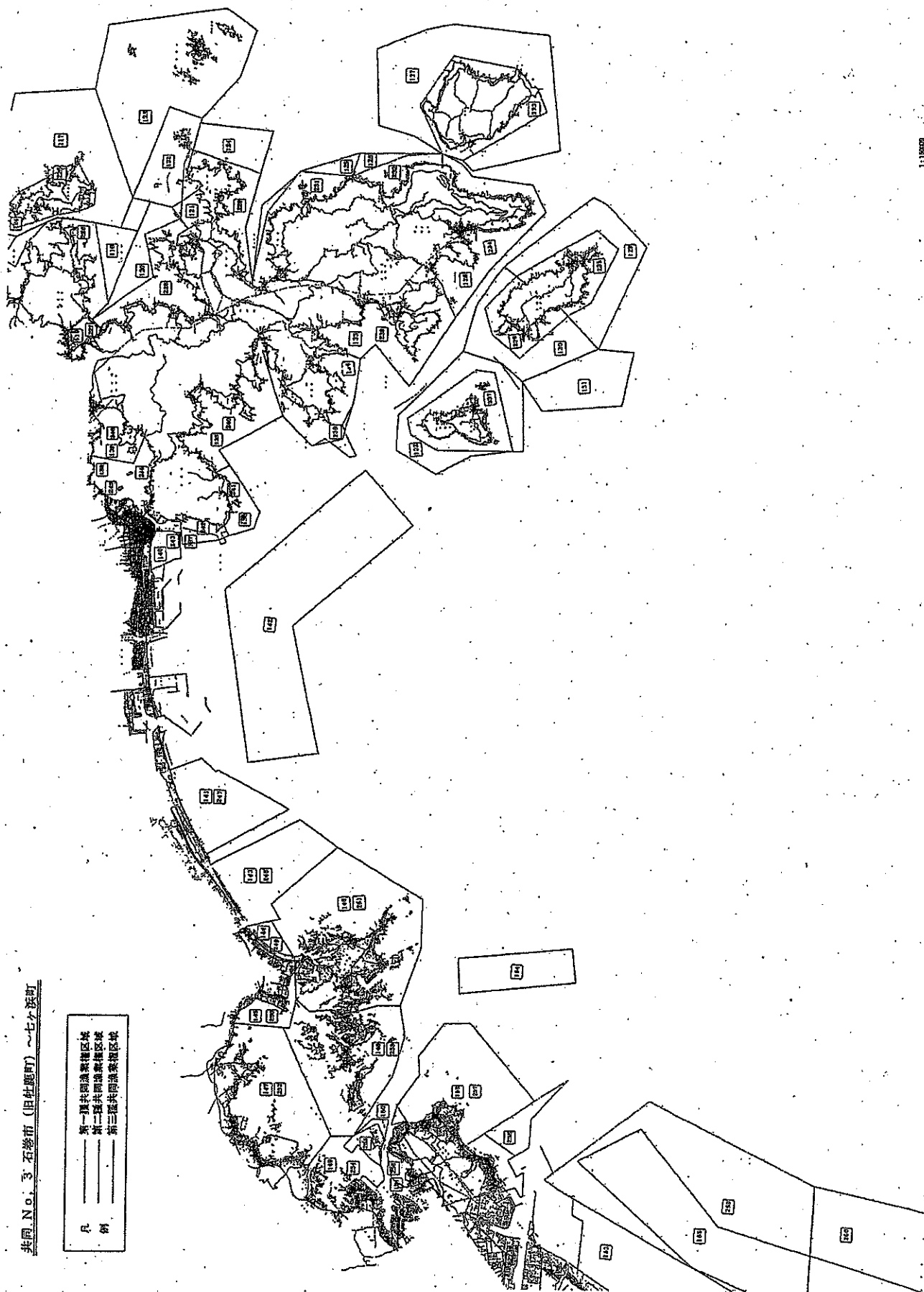
(免許期間：平成15年9月1日から平成25年8月31日まで)

桃浦地区及び周辺地区の共同漁業権の状況

第一種共同漁業権

(免許期間：平成15年8月1日から平成25年8月31日まで)





共同 No. 3 石狩市 (旧札幌町) ～七ヶ浜町

- 凡 例
- 第一種共同連合区域
 - 第二種共同連合区域
 - 第三種共同連合区域

共第239号	同	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市牧浜、折立、福貴浦地先	次の基点甲、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点甲 石巻市小瀬と牧浜との境界 基点乙 石巻市折立と小瀬との境界 点ア 石巻市折立と小瀬との境界 点イ 石巻市折立と小瀬との境界 点ウ 石巻市折立と小瀬との境界 点エ 石巻市折立と小瀬との境界 点オ 石巻市折立と小瀬との境界	1 いわし小型定置 2 ケ統以内定置 3 移動小型定置 4 磯刺網漁業 5 雑魚せん漁業 6 標識は同	石巻市 牧浜 折立 福貴浦	同
共第240号	同	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市牧浜、折立、福貴浦地先	次の基点甲、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点甲 石巻市小瀬と牧浜との境界 基点乙 石巻市折立と小瀬との境界 点ア 石巻市折立と小瀬との境界 点イ 石巻市折立と小瀬との境界 点ウ 石巻市折立と小瀬との境界 点エ 石巻市折立と小瀬との境界 点オ 石巻市折立と小瀬との境界	1 いわし小型定置 2 ケ統以内定置 3 移動小型定置 4 磯刺網漁業 5 雑魚せん漁業 6 標識は同	石巻市 折立 福貴浦	同
共第241号	同	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小瀬地先	次の基点甲、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点甲 石巻市小瀬と牧浜との境界 基点乙 石巻市折立と小瀬との境界 点ア 石巻市折立と小瀬との境界 点イ 石巻市折立と小瀬との境界 点ウ 石巻市折立と小瀬との境界 点エ 石巻市折立と小瀬との境界 点オ 石巻市折立と小瀬との境界	1 いわし小型定置 2 ケ統以内定置 3 移動小型定置 4 磯刺網漁業 5 雑魚せん漁業 6 標識は同	石巻市 小瀬地先	同
共第242号	同	雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市渡波地先	次の基点甲、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波と佐須の境界 基点乙 石巻市渡波と佐須の境界 点ア 石巻市渡波と佐須の境界 点イ 石巻市渡波と佐須の境界 点ウ 石巻市渡波と佐須の境界 点エ 石巻市渡波と佐須の境界 点オ 石巻市渡波と佐須の境界	1 雑魚小型定置 2 ケ統以内定置 3 移動小型定置 4 磯刺網漁業 5 雑魚せん漁業 6 標識は同	石巻市 渡波 佐須	同
共第243号	同	雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 かに刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市渡波長浜地先	次の基点甲、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波と佐須の境界 基点乙 石巻市渡波と佐須の境界 点ア 石巻市渡波と佐須の境界 点イ 石巻市渡波と佐須の境界 点ウ 石巻市渡波と佐須の境界 点エ 石巻市渡波と佐須の境界 点オ 石巻市渡波と佐須の境界	1 雑魚小型定置 2 ケ統以内定置 3 移動小型定置 4 磯刺網漁業 5 雑魚せん漁業 6 標識は同	石巻市 渡波 佐須	同
共第244号	同	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	石巻市渡波地先	次の基点甲、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波と佐須の境界 基点乙 石巻市渡波と佐須の境界 点ア 石巻市渡波と佐須の境界 点イ 石巻市渡波と佐須の境界 点ウ 石巻市渡波と佐須の境界 点エ 石巻市渡波と佐須の境界 点オ 石巻市渡波と佐須の境界	1 雑魚小型定置 2 ケ統以内定置 3 移動小型定置 4 磯刺網漁業 5 雑魚せん漁業 6 標識は同	石巻市 渡波 佐須	同

[illegible]

桃浦かき生産者合同会社の漁場について

桃浦かき生産者合同会社の漁場について、周辺の他の浜との関係についての考え方は次のとおり。

- カキ養殖を行うのは、これまで桃浦の漁業者がカキ養殖を行ってきた漁場のみ。
- 合同会社が行う漁業はカキ養殖のみであり、昨年、沖の共有の5漁場に追加されたワカメ養殖は行わない。
- 共同漁業権は、特区の対象ではない。従来どおり操業することができる。

* 共同漁業権漁業：アワビやウニの採取や、はも胴などのせん漁業についての共同漁業権（第一種、第二種）

平成25年3月6日

宮城県知事 殿

桃浦かき生産者合同会社



漁場についての考え方

- 1 合同会社が行うのはカキ養殖のみです。ワカメなどその他の養殖は行いません。
- 2 合同会社が行うカキ養殖は、これまで桃浦の漁業者がカキ養殖を行ってきた漁場内で行います。
- 3 桃浦や周辺の浜の皆さんは、アワビやウニの採捕や、ハモ胴や刺し網漁業などについて、従来どおり操業することができます。
また、合同会社として、これら漁業を行うことはありません。
- 4 合同会社のカキ養殖の漁場利用は従来どおりであり、密植等で周辺に迷惑は掛けません。
- 5 合同会社は、ノロウィルス及び貝毒の衛生検査について、漁協と共同歩調をとります。

平成25年3月6日

宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長 殿

桃浦かき生産者合同会社



漁場についての考え方

- 1 合同会社が行うのはカキ養殖のみです。ウカメなどその他の養殖は行いません。
- 2 合同会社が行うカキ養殖は、これまで桃浦の漁業者がカキ養殖を行ってきた漁場内で行います。
- 3 桃浦や周辺の浜の皆さんは、アワビやウニの採捕や、ハモ胴や刺し網漁業などについて、従来どおり操業することができます。
また、合同会社として、これら漁業を行うことはありません。
- 4 合同会社のカキ養殖の漁場利用は従来どおりであり、密植等で周辺に迷惑は掛けません。
- 5 合同会社は、ノロウイルス及び貝毒の衛生検査について、漁協と共同歩調をとります。

宮城県石巻市桃浦地区水産業復興特区地域協議会議事録

日 時 平成25年4月4日(木) 午後2時から午後4時50分

場 所 宮城県行政庁舎 4階 庁議室

○小山副参事

それでは定刻となりましたので、ただ今から、宮城県石巻市桃浦地区水産業復興特区地域協議会を開催いたします。

なお傍聴者の方におかれましては受付で渡しました傍聴要領に基づく対応をお願いしたいと思います。はじめに、当協議会でございますけれどもこの規約につきましては、本日お配りしております資料1のとおりとなっております。

続きまして、本日、御出席いただいております、当協議会の構成員の方々を御紹介いたします。

協議会の構成員は、復興特別区域法第13条第2項に規定する特定地方公共団体として宮城県を、第3項に規定する復興推進計画の実施に関し密接な関係を有する者として、特例を適用し取組を行う桃浦かき生産者合同会社、それから支援企業として株式会社仙台水産、そして宮城県漁業協同組合を構成員として組織しております。

初めに、復興推進計画の実施に関し密接な関係を有する者として、桃浦かき生産者合同会社代表社員 大山勝幸様でございます。

同じく、株式会社仙台水産代表取締役会長 島貫文好様でございます。

同じく、宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長 菊地伸悦様でございます。

同じく、宮城県漁業協同組合代表理事理事長 阿部力太郎様でございます。

同じく、宮城県漁業協同組合石巻地区支所運営委員長 伏見眞司様でございます。

続きまして、特定地方公共団体として、宮城県の若生副知事でございます。

同じく、山田農林水産部長でございます。

なお、若生宮城県副知事におかれましては、復興推進協議会を組織する特定地方公共団体の代表として規約第5条第2項に基づき、当協議会の会長となっております。

以上7名の構成員の方々でございます。

続きまして、当協議会の定足数について、御報告いたします。

本日の出席者数は7名ですので、規約第6条第2項の規定により、定足数である過半数を満たしております有効に成立していることを御報告申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、当協議会の会長であります若生副知事から挨拶を申し上げます。

○若生副知事

皆様、今日は、大変お忙しいところお集まり頂きまして誠にありがとうございます。また、皆様方には常日ごろから宮城の復興、とりわけ水産業の復興復興に多大なご尽力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、皆様すでに御承知のとおりでございますけれども、震災から半年が過ぎました23年6月、国におきまして復興基本法が成立いたしました。その中に復興特区の項目が盛り込まれたところでございます。そしてまた、そこから6ヶ月後に、いわゆる我々復興特区法と呼んでおりますけれども特別法が出来まして、様々ないわゆる特区が認められたということでございます。

その中に今日ご審議頂きますけれども、地元の漁民主体の法人に対しまして、知事が漁業法の優先順位を適用せずに特定区画漁業の免許をすることが出来る漁業法の特例、これも盛り込まれたというところでございます。

このことを受けまして、石巻市の桃浦地区の漁民の方々が是非特区を活用し、養殖業の再開と今後の復興を図りたいというお申し出がありました。県といたしましては、この方々の取り組みが実現することで浜の漁業生産の増大や雇用の創出が図られ、持続的で安定的な地域産業が形成されるものと考えまして、このたび復興推進計画案を作成させて頂いた訳でございます。

本日の地域協議会は、この復興特区法に基づきまして、県が復興推進計画を作成するにあたり計画の実施に関し密接に関係を有する方々にお集まり頂きまして、この復興推進計画案について御意見を伺うことを目的として開催するものでございます。

これまで、県といたしましては、法律の要件に照らしまして、洋上の調査も含めた現地調査を丁寧に行いまして桃浦地区の地元漁民の生業の維持と特例にかかる漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼさないことを確認しながら区割りの検討を行って参りました。

本日は、ご出席の皆様方に対しまして計画の内容をご説明いたしますので、内容に対する御質問、また忌憚のない御意見を頂きたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、開会の挨拶に代えさせて頂きます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

○小山副参事

はいありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

資料は、県から用意した資料1と資料2というものと、JF みやぎさんで用意しました資料一式の3種類でございます。よろしいでしょうか。

それではこれより議事に入りますが、規約第6条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めますので、若生副知事に議事の進行をよろしくお願いしたいと思います。

○若生副知事（議長）

はい、それでは、規定に基づきまして、議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行に御協力をよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

まず最初に、議事の進め方についてご説明させていただきますけれども、本日の議題は、「復興推進計画(案)」についてであります。はじめに、県が策定いたしましたこの「復興推進計画(案)」について県の方から説明をさせていただきます。その後、その「復興推進計画(案)」の内容についての御質問をお受けさせて頂きたいと。その次に、構成員の皆様からそれぞれこの「復興推進計画(案)」に対する御意見をお聞きするという流れで進めさせて頂きたいと思っております。

それでは、議事のこの「復興推進計画(案)」につきまして、特定地方公共団体であり、またその特定区画漁業権の免許事業の実施者である宮城県農林水産部長から説明願います。

○山田農林水産部長

はい、それでは、私の方から復興推進計画（案）につきましてご説明をさせて頂きたいと思います。
すいませんが座ったままで説明をさせて頂きますのでよろしくお願いをいたします。

本日の配付資料の資料2の方をご覧頂きたいというふうに思います。

御案内のとおりでございますが、復興推進計画、これにつきましては、復興特別区域法、この法律の第4条の第2項の規定によりまして定める内容が規定されております。それは、1つには復興推進計画の区域でございます。2つには復興推進計画の目標でございます。3つに、目標を達成するために推進しようとする取組の内容でございます。4つ目に、目標を達成するために当該区域において実施しようとする復興推進事業の内容及び事業主体でございます。5つ目に、特例措置の内容でございます。そして6つ目に、復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に必要な事項、これらを定めるものとされておりますので、今回作成いたしました復興推進計画(案)にも、そのような内容を記載しております。このことから、それぞれの項目について概要を説明をさせて頂きます。

計画書の1ページのはじめに、復興推進計画の区域1として記載してございます。

これについては、水産業復興特区といたしまして特定区画漁業権免許事業に係る区域を宮城県石巻市桃浦地区ということで規定をさせて頂いております。

(2)で区域の現状を記載してございます。石巻市桃浦地区は、震災前は年間約200トン、約2億5千7百万円のカキの水揚げがあり、カキ養殖は地域の経済活動の中心となっております。

しかし、東日本大震災の影響により、カキ養殖施設や漁船のみならず、陸上施設や住居を含めた漁業集落の全てが壊滅的な被害を受け、カキ養殖業再開の見通しが立てられない状況となったところでございます。

震災前19名いたカキ漁民のうち震災後の再開を目指したのは当初わずか3名で、それ以外の方々ほとんど60代以上と高齢で後継者もおらず、カキ養殖の再開を決断できていない状況でありました。また、住民のほとんどが地区外の仮設等に移動し、カキ養殖に必要なカキ剥き作業の人材確保も極めて困難となっており、桃浦地区の漁民のみでは、必要な養殖施設等の整備、人材の確保を行うことが困難な状況にありました。

さらに、多くの地域住民が携わってきた刺網、採貝藻等の漁業につきましても、震災により壊滅的な被害を受けており、桃浦地区の経済活動は極めて停滞し、漁民コミュニティの崩壊が懸念されております。

次、復興推進計画の目標についてでございます。1ページの下段を御覧頂きたいと思います。

(1)目標でございますが、民間企業の技術・ノウハウ等を活かし、カキ養殖生産から加工・販売までの一貫した取組を行うために設立された桃浦かき生産者合同会社による6次産業化等の取組を通じ、漁業生産の増大、地元漁民の生業の維持及び雇用機会の創出を図り、もって、持続的で安定的な地域産業形成による桃浦地区のコミュニティの再生と復興を推進し、桃浦地区の経済的社会的活性化を図ることとあります。

数値目標につきましては、漁業生産の増大、地元住民の生業の維持、雇用機会の創出のを3つを掲げており、漁業生産の増大についての目標については、2ページをお開き頂きたいと思いますが、震災前の構成員の年間生産金額1億9千4百万円より50%向上させ約3億円まで増大することとしております。

雇用機会の創出についての目標は、桃浦合同会社において桃浦地区の漁民15名を雇用するとともに、流通・加工も含め当該法人においてさらに約40人の雇用を創出することとしております。

次に3でございます。次の目標を達成するため推進しようとする取組の内容について御説明いたします。

桃浦地区において、カキ養殖業の共同化や協業化を進めるとともに、法人化による漁業経営者の確保と経営の安定化を目指し、漁民グループと民間会社が連携した法人の設立を検討し、震災から約1年半後の平成24年8月30日、桃浦地区カキ漁民の15名により、桃浦かき生産者合同会社が設立されました。

その後、同年10月5日には、地元の水産物卸売会社が桃浦合同会社に経営参画いたしまして、民間企業の加工・販売に関する技術・ノウハウを活用し、新たな漁業経営者の確保、生産基盤の安定を図るための取組を進めることとしております。

桃浦合同会社は、免許を受ける平成25年度からカキ養殖事業を本格化させることとしており、その内容は別添の2のほうの「桃浦かき生産者合同会社の概要」という資料がございますが、2ページものの資料でございます。開いて頂きますと記載してございますが、具体的な計画を有するものとなっております。

さらに、桃浦合同会社、地元水産物卸売会社の経営参画・経営指導・資本参画等を受けまして、かつ、これまでカキ養殖を営んできた漁民が組織した法人でありますので、カキ養殖の事業を適確に行うに足る経理的基礎及び技術的能力を有するとともに、十分な社会的信用を有するものであります。

次に、復興推進事業の内容及び事業主体についてご説明をいたします。2ページの下段の4になりますが、桃浦地区における特定区画漁業権の内容たる区画漁業として、震災前から当該地区漁民が営んできた漁場におけるカキ養殖について、桃浦合同会社に対して漁業権の免許ができるようにし、筏や漁船等の生産資材の確保、直販等の新たな販路の拡大、地元漁民の雇用の確保等を行うことにより、復興を推進いたします。

また、円滑に復興を進めるため、震災前に宮城県漁業協同組合の漁業権管理の下でカキ養殖業を行使し、今後も当該漁場で桃浦合同会社に参加せず、カキ養殖業の行使の継続を希望する漁民に対しても、引き続きカキ養殖業の行使実態を確保できるよう、一部の漁場は特定区画漁業権免許事業の適用対象としないこととしております。

それでは、特定区画漁業権免許事業を実施しようとする漁場の位置と区域についてご説明いたします。別添の3の資料をご覧ください。

よろしいでしょうか。カラーの図面になってございますが、この図の中で、点線で示しているエリアが、桃浦地区漁民が震災前からカキ養殖を営んでいた漁場でありまして、このうち、実線で囲まれ斜線を引いている部分、具体的には、右上のAからGで囲まれた漁場、それからHからJで囲まれた漁場、KからRで囲まれた漁場、そして、SからXで囲まれた漁場の4つの漁場が特定区画漁業権免

許事業を実施しようとする漁場になります。

一方、右上の方でございますが、KとRで結んだ実線と岸側の点線で囲まれた漁場、それからRとQとPを結んだ実線と岸側の点線で囲まれた漁場、それからWとVとUを結んだ実線と点線で囲まれた漁場、左の下の方になりますが、これらにつきましては、特定区画漁業権免許事業を適用しないこととしております。

次に、このような漁場の位置及び区画を明確にするために行ってまいりました関係漁民との調整経過についてご説明を致します。なお、これ以後、漁場の位置と区域を明確にすることを「区割り」というふうに呼ばせて頂きますので、よろしくお願いします。

資料をさらにめくって頂きまして別添4の漁場の区割りについてという資料、こちらの方をですね御覧頂きたいと思います。

2のところに区割りの種類、記載してございますが、ここに記載してありますとおり、桃浦地区は、共同漁場と単独漁場を有しているところでございます。従いまして漁場の区割りは、桃浦地区と周辺地区の間の区割り、所謂「地区間の区割り」ということになりますが、これと、桃浦合同会社に参加せずカキ養殖業の行使を希望する漁民、すなわち「カキ養殖業行使希望者」との間の区割り、これは所謂「地区内の区割り」ということになりますが、この2つが必要となるところでございます。

始めに、地区間の区割りの状況についてご説明をいたします。

併せて別添4-2-1になります。また、カラーの資料になります。後ろの方でございますが、桃浦地区及び周辺地区の区画漁業の状況でございます。

桃浦の共同漁業につきましては、漁場図のとおりでございまして、折浜地区、月浦地区、侍浜地区及び荻浜地区の4地区との共同漁場は沖側の5箇所、折浜地区及び蛤浜地区との共同漁場は岸側の1箇所でございます。

このような中で地区間の区割りをを行うため、県といたしまして、荻浜、侍浜、月浦、蛤浜、折浜、小竹浜の各地区において、各地区の支部長及び支部長から参集をしていただいた関係者に対しまして、実態調査を実施致したところでございます。

また戻って頂きまして別添4の次ページ、別添4-1と記載をさせて頂いております区割りの経過ということで記載をさせて頂いております。こちらをご覧頂きたいと思います。こちらにそれぞれの浜での区割りの経過につきまして、1~2ページに具体的に記載をさせて頂いておりますが、本日は、代表といたしまして、侍浜、月浦における経緯についてご説明いたします。

別添4の1ページの中段でございますが、(2)の侍浜、月浦をご覧下さい。

昨年になりますが、11月21日水曜日、県で出向きまして、侍浜の支部長ほか1名の方と月浦の支部長ほか2名の方々に対しまして、桃浦合同会社の特区適用漁場の利用につきまして、別添の4-3という資料がまた後ろの方でございます。この資料をお配りいたしまして、具体的には、桃浦合同会社の漁場はこれまで桃浦の漁業者の方々がカキ養殖を行ってきた漁場のみであること、それから、合同会社が行う漁業はカキ養殖のみであること、それから、共同漁業権は特区の対象ではなく、従来どおり操業することができることを説明させて頂きまともに、漁業実態の調査と洋上での位置確認を行いたい旨の話をさせて頂いたところでございます。

その際、営んでいる区画漁業はカキ養殖のみで、隣の浜との間でカキ漁場は境界があり、入り会い

は行われていない、ということを確認させて頂いたところであります。

そして、11月29日木曜日に、侍浜地区の支部長ほか1名の方と月浦地区の支部長ほか2名の方に、桃浦地区の支部長ほか5名が同行をさせて頂きまして、2隻の漁船で、洋上においてカキ養殖の漁場の区画の確認を行ったところでございます。

その際、従来のカキ養殖について聴き取り調査を実施し、カキ養殖は、従来から、隣接する月浦地区及び荻浜地区との間で短冊状に漁場を分けており、地区間の相互入会はしてきていないということを確認させて頂いたところであります。

さらに、他の漁業の漁場等の状況について聞き取り調査も行いまして、第二種共同漁業権に基づくハモ胴漁業や刺し網漁業等の漁船漁業は、桃浦地区の漁場でも営まれておりますが、従来どおりの操業に支障がないのであれば、問題がないことを確認をさせて頂いております。

12月13日木曜日には、侍浜地区の支部長ほか2名の方、月浦地区の支部長ほか1名によりまして、洋上でカキ養殖漁場の区画を確認したほか、次ページになりますが、両地区の出席者の皆様に対し、これまで聴取した事項に基づく資料を配布して、確認の依頼を行ったところであります。その際、桃浦合同会社との間のルール決めや、トラブル回避の窓口となる話し合いの場を設置して頂きたいなどの要望があったところであります。

続きまして、1月20日、今年になりますが日曜日、侍浜地区の支部長ほか2名の方、月浦地区の支部長ほか2名の方に対しまして、桃浦合同会社の漁場利用の考え方を示す資料と、洋上で確認した結果に基づく桃浦地区のカキ養殖の漁場の図を示し、区割りについて説明をさせて頂いて、操業の継続に支障がないことを確認させて頂いたということでございます。

さらに、1月30日水曜日、月浦支部に属する別のカキの養殖業者3名の方に対しまして、特区を活用する桃浦合同会社の漁場利用の考え方を示す資料を提示し、区割りについて説明した結果、操業の継続に支障がないということを確認させて頂いたところでございます。

以上、代表として説明させて頂きましたが、このような現地調査、洋上調査を各浜においても同様にを行い、同様の確認をさせて頂いたということでございます。

また戻って頂きまして、別添4の「漁場の区割りについて」の中段、3のですね、地区間の区割りの状況、(2)をご覧頂きたいと思います。

このような実態調査を県で各浜で行わせて頂きました結果、全ての共同漁場について、各地区ごとのカキ養殖漁場の場所は従来から固定化して利用されているということと、地区間で漁場が重複又は入会いすることはないということを、関係の漁民の方々から説明を受けたということでございまして、このため、洋上調査によりまして、従来からの桃浦地区と周辺地区の間の漁場の境界を確定させていただき、周辺地区の漁民に対して、当該境界を示させていただきまして、特区適用漁場に属する水面の総合的利用に支障がないことを確認させていただいて、地区間の区割りを確定したものであります。

なお、この調査の中では、特区について賛成とは言えない、あるいは、特区問題で集められること自体への苦情、さらには、特区により浜がもめて迷惑である等の意見を頂いたところでございます。

次に、地区間の区割りの状況について説明致します。

2枚めくって頂きまして、2桃浦地区内の区割りの(2)、地区内カキ養殖漁民のところを御覧頂きたいと思います。3ページになります。

地区内の区割りにつきましては、まず、カキ養殖行使希望者の方の確認を行わせていただきました。

11月27日の地区全体への知事からの説明会の終了後でございますが、カキ養殖を現時点では営んでいないものの、今後営む意向を示した方が1名ございました。このため、この方に対して、今後の意向を確認させて頂きました。その結果、健康が回復したときにカキ養殖を行いたいとの思いはあるが、現時点では決められないということをお伺いしましたが、漁場の区割りに対しては意見がないことを確認させて頂いております。

次に、12月4日から25日にかけて、震災前にカキ養殖を営んでいなかった方15名に対し、聞き取り調査を実施し、今後5年間でカキ養殖を営む意向はないということを確認させて頂きました。このことについては、別添4-1-1に資料としてまとめさせて頂いております。今の資料の後ろにあります。

これらの調査の結果、カキ養殖業行使希望者の方は、現時点では1名であることになりまして、この方の意向を踏まえつつ、地区内の区割りを行ったところであります。

3ページにございますが、(2)の地区内カキ養殖漁民のイ、カキ養殖業行使希望者を記載してあります。ここを御覧頂きたいと思います。

12月3日から3月6日にかけて、カキ養殖業行使希望者1名の漁場に関する意向を確認させて頂きました結果、カキ養殖業行使希望者1名の意向としては、再開する可能性のある者も含め計3名分の漁場を確保したいということでした。

この漁場の区域及び位置につきましては、1年目の生育を行う仮殖場を確保するとともに、2年目以降の養殖を筏を移動せず周年行いうる沿岸の漁場を確保し、さらに、沖合の漁場も一部確保したいということでした。

この沿岸の漁場は、出荷用カキ筏約20台が設置可能で、桃浦地区では従来からの決まりで一人当たり出荷用筏6台までとなっていることを確認していることから、それで3名分の漁場が確保されます。

そして、カキ養殖業行使希望者の方と桃浦合同会社の間で漁場の割り振りの調整になりますが、これにつきましては、特定区画漁場免許事業を行う漁場を桃浦合同会社が先行して示すこととすれば、カキ養殖業行使希望者との間での調整が困難となり、桃浦合同会社がカキ養殖業行使希望者の意向を受け入れるということで区割りを行いまして、操業の継続に支障がない旨をカキ養殖業行使希望者に対し確認をさせていただき、区割りを確定させて頂いたということでございます。

次に、同ページの4の区割りの最終化のところを御覧頂きたいと思います。

先にご説明をさせて頂いてきておりますが、桃浦地区と周辺地区の関係する漁民に対し、県が赴いて、説明、実態調査及び意見の聴取を行ってまいりましたが、特区自体への反発、それからカキ養殖の繁忙期に当たるといふこと、さらには震災の影響により石巻や仙台等に移転していることなどから、関係漁民全員を対象とすることが困難でありました。

こういう中で区割りを最終化するため、関係する漁民全員の方に対しまして、県から資料また別添

で4-1-2になりますが、この文書によりカキ養殖の漁場図と合同会社による漁場利用の考え方を送付させていただきますとともに、意見をお聴かせ頂く機会を確保することとしたものであります。

同封した漁場利用の考え方の内容は、合同会社が行うのはカキ養殖のみであること。合同会社が行うカキ養殖は、これまで桃浦の漁業者がカキ養殖を行ってきた漁場内であること。桃浦や周辺の浜の皆さんは、アワビやウニの採捕や刺網等は従来どおり操業することができること。合同会社のカキ養殖の漁場利用は従来どおりで、密殖等で周辺に迷惑をかけないこと。合同会社は、ノロウィルスや貝毒の衛生検査について、漁協と共同歩調をとることとなっております。

次のページを御覧頂きたいと思います。

3月8日になりますが、桃浦地区及び周辺地区の組合員198名の方に対し文書を送付致しました結果、46名の方については、転居先不明により返送されてまいりましたが、3月16日及び17日に石巻市にある県水産総合技術センターにおいて設定した、意見を聴く場に参加した6名の漁民から意見を聴取させて頂きましたほか、書面による回答は51名の方からあり、総計で述べ57名から意見を頂きました。その結果は、4-1-3の資料になりますが、こちらにとりまとめておりますので御覧いただきたいと思います。

このとりまとめをさせて頂いた主な意見の内容につきまして、県の考え方を、ここで説明をさせて頂きたいと思います。開いて頂きますと内容が記載してございます。

まず始めに、「浜の意見書のとおり」という御意見が多数ございました、これにつきましては、2月19日にJFみやぎ石巻地区支所から知事あて提出された「水産特区問題に関する浜の意見書」の7項目でございますので、これに対する県の考え方を説明させていただきたいと思います。

1点目に「生産性の高い漁場・低い漁場があるため、桃浦のカキ生産者は毎年漁期前にクジで漁場を決め公平に使ってきたが、桃浦合同会社の漁場を区割りをする、他の桃浦カキ生産者の漁場が固定化されてしまい生産に影響が出る。」という意見でございました。

これにつきましては、先ほど区割りの説明でも述べましたが、カキ養殖業行使希望者1名の漁場に関する意向を確認した結果、カキ養殖業行使希望者1名の意向として、再開する可能性ある方も含めて、計3名分の漁場として、1年目の生育を行う仮殖場の確保、2年目以降の養殖を筏を移動せずに周年行いうる沿岸の漁場を確保して、さらに、沖合の漁場も一部確保したいという意向でございました。

このカキ養殖業行使希望者の方の意向を桃浦合同会社が受け入れることにより区割りを行い、これによりまして操業の継続に支障がない旨、カキ養殖業行使希望者に対し確認をさせて頂いて、区割りを確定させて頂いておりますので、生産に影響が出るものではございません。

2点目の「組合管理の漁場であれば筏のはみ出しなど法的に問題なかったが、隣り合う桃浦合同会社の漁場へのはみ出しは3年以下の懲役・200万円以下の罰金と重い法律違反になるため、隣接する漁場は養殖筏の展開が難しくなる。」という意見がございました。

これにつきましては、これまでも各浜のカキ養殖漁場は固定化されており、漁場のはみ出しを容認するような入り会いの事実はなかったということで確認させて頂いております。その上で、これまで桃浦でカキ養殖を営んできた漁場内に特区を適用いたしますので、他の地区の漁場はこれまでどおり

でございます。従いまして、筏の展開が難しくなるというような区割りとはなっていないと考えております。

次に、3点目「桃浦合同会社に漁場を与えれば、将来自分で養殖を行いたいという桃浦の生産者が現れた場合、与える漁場がなくなる。」という意見を頂きましたが、これも先にご説明をさせて頂きましたとおり、桃浦地区の関係者に対し聞き取りを行ったところ、健康が回復した時にカキ養殖を再開したいという思いのある1名の方以外は、今後5年間でカキ養殖を希望している漁業者の方はおりませんでした。そういう事実がございますが、将来の新たな地元からの養殖希望者の方の漁場も確保した区割りとしているところでございます。

4点目の「9月の漁業権の一斉更新に向けて、漁場環境に配慮し密殖防止を図り、高品質の養殖品を生産していくため、広間隔で筏を展開できるよう、現行漁場を統合し大区画漁場として新たに申請する計画であるが、この計画の実現が難しくなる。」という御意見がございました。

これまで述べさせて頂いてきましたとおり、実態調査をさせて頂いた結果、各地区ごとにカキ養殖漁場は、従来から固定して利用されており、地区間で漁場の入り会いをすることがないことを確認して区割りをさせて頂き、境界を確定させて頂いたところでございます。

このようなことから、桃浦の漁場を特区適用漁場としても、周辺の浜のカキ養殖者の方のこれまでの漁場に影響するものではないので、大区画化することを含めまして、周辺の浜のかき養殖者の方々の水面の総合的利用に支障を及ぼすものではない、と考えてございます。

次に、5点目として「組合が窓口となり関係浜が共同で行う筏数制限や展開の方法などを取決める機能がなくなり、漁場の秩序維持が難しくなるなど浜に問題を引き起こす。」という御意見がございました。

これにつきまして、合同会社につきましては、周辺地区の漁民の方に対しまして、カキ養殖について漁場利用は従来どおりであり、密殖等で周辺に迷惑を及ぼさないことについて、宮城県及びJFみやぎさんに対しまして書面で誓約を致しております。

また、宮城県と致しましても、桃浦合同会社と地元漁民との間に入りまして、無用の混乱が生じることのないよう必要な関与を行って参りたい、というふうに考えてございます。

6点目といたしまして「過去に県の指導で沖の漁場は共有で申請し免許され、浜の話し合いで漁場を配分したものである。これを震災時の今あえて分断しようとする県のやり方に不信感を抱くようになっている。」というご意見を頂きました。

これにつきましては、沖の漁場は、御説明いたしましたとおり、実態としては、地区ごとの漁場は決まっていて、重複したり、入り会いしたりすることはない、という実態を確認させて頂いた上で、その境界を確認しております。従いまして、これまでどおりの漁場の利用を継続するのに問題はない、というふうに考えてございます。

なお、宮城県として、桃浦合同会社と地元漁民との間に入りまして、無用の混乱が生じないよう必要な関与を行っていくことと致しております。

7点目に「桃浦合同会社は昨年よりカキ生産を行う計画だが、カキ生産も終盤を迎えようとする今に至っても全く生産が始まっていない状況にある。安定した経営がなされ地元の復興に役立っていけ

るのか、将来逆に混乱をもたらさないか大変心配である。」という御意見を頂きました。

これにつきましては、桃浦合同会社は、地元水産物卸会社の経営指導・資本参画等を受けまして、かつ、これまでカキ養殖を営んできた地元漁民が組織した法人でございますので、地元漁民の方々が元々有するカキ養殖事業を的確に行うに足る技術的能力を有しておりますし、また、地元の水産物卸会社の経営指導・資本参画を受けることから、経理的基礎と十分な社会的信用を有しているものと考えてございます。従いまして、安定した経営がなされて、地元の復興に役立って行けるものと考えているものであります。

次に、寄せられた意見に戻ります。

この中に「特区の区割りを了承した覚えはない」というご意見を頂きました。先ほど区割りについて詳細な説明をさせて頂いたところでございますが、計画している特区につきましては、特区適用区域につきましては、これまで桃浦地区のみがカキ養殖を営んでいた漁場が対象であります。そして、現地調査を行った結果、各浜ごとのカキ養殖漁場の場所は、従来から固定化して利用されていることや、地区間で入り会いすることがないことを確認して、区割りをさせて頂き、この漁場内に導入するものでありますので、周辺地区の操業の継続に支障はなく、関係漁民の生業の維持や水面の総合的利用に支障を及ぼすものではないということを確認させて頂いたということでございます。

次に、「区割りで航路が狭くなり、航行に影響がある」という意見を頂きました。

これにつきましては、特区適用漁場の航路の幅は150mでございます。これは石巻地区の周辺の航路と同様の幅となっておりますので、漁船の航行等の水面の総合的利用に支障はないものと判断をさせて頂いております。

なお、航路については、宮城県において、かつて定期船が運航していた際には、定期船が通る主要な航路については200mの幅を確保するよう指導していたことがございますが、現在は、桃浦地区も含め、定期船の運航がほとんどなくなったことから、県として200m確保するような指導は行っていないところであります。

最後に「桃浦合同会社が漁場を抵当に入れた場合はどうなるのか。」というご意見を頂きました。これは御案内のとおり、漁業権は生産者の権利を守るために物権的権利ということで位置づけられておりますので、制度上抵当権の設定は可能でございます。

しかしながら、全国的にも実際に抵当権を設定している例はないというふうに承知しております。

このことについては、県から桃浦合同会社及び仙台水産に対しまして、抵当権を設定する意思はない、ということを確認させて頂いております。

以上でございますが、このような意見がございましたが、県が示しました区割りについて、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の特区適用漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼすことを具体的に示すご意見はなかった、というふうに認識しております。

また前に戻らせて頂きまして、復興推進計画（案）に戻ります。

3ページの最下段のエということになります。

ここに記載しておりますとおり特定区画漁業権免許事業について、JFみやぎを中心とする関係者からは、宮城県による漁業権の特区構想には当初から反対してきており、特区法の活用について依然と

して反対意見を伺っております。

しかしながら、区割りについてはこれまで説明してきましたとおり、関係漁民との間で県は漁場利用の実態調査及び調整を行いまして、カキ養殖業の継続に支障がないことを確認させて頂いたところであります。

また、特区適用漁場において関係漁民により重複して営まれる可能性のある第一種及び第二種の共同漁業、そしてその他の刺網等のその他の漁業でございますが、その扱いにつきましても、関係漁民の漁業継続に支障のないよう対応する旨、桃浦合同会社は誓約をしておりますし、さらに、区割り案を最終化するに当たりまして、関係漁民の方の意見を聴く場を設けて対応させて頂いた結果、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の特区適用漁場に属する水面の総合的利用に支障を及ぼす恐れがない、ということが認められたと考えてございます。

以上から、宮城県が実施主体となりまして、現行の漁業法第18条の規定の優先順位を適用しない、特定区画漁業権免許事業に係る規制の特例措置を導入しようとするものでございます。

また、特定区画漁業権免許事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に必要な事項といたしまして、桃浦合同会社は、早期の生産活動再開と6次産業化の推進のために補助事業を活用して、養殖資機材及び加工関連施設の整備を行うとともに、復興に係る雇用対策の助成事業を活用する予定となっております。

その事業の詳細は、資料の後ろの方になりますが、別添6-1と6-2に記載しております。

最後に、復興特別区域法第4条第3項の規定によりまして、特定地方公共団体は、復興推進計画を策定しようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴かなければならないということで規定されておりますので、桃浦地区が存在する石巻市の意見を聴いております。これは資料の一番最後になりますが7でございます。

参照頂きたいというふうに思いますが、その内容につきましては、石巻市の沿岸地域は、基幹産業である漁業が津波により壊滅的被害を受けており、桃浦地区においても、地域経済を支えてきたカキ養殖施設や漁船などに甚大な被害があったことから、経済活動が停滞している状況にある。

このため、桃浦地区の漁業者が主体となり、民間の資金やノウハウを導入するため合同会社を設立し、漁業権の免許を受けて養殖業と水産関連産業の復興を図ろうとしていることは認識している。

一方で、桃浦地区内には、合同会社に参加しないカキ養殖業者が存在し、周辺地区には刺網などを営む漁業者がいる。

漁村地域においては、震災からの復興に向け、浜が元気と活力を取り戻していかなければならないが、その主体となるのは地域の漁業者であるので、これまで培われてきた漁村のコミュニティを守り、生業の維持及び海面の総合的利用に支障がないようにして頂きたいと思う。

本市としては、漁業者同士が連携し、協調しながら浜の復興に取り組めるよう御配慮いただき、牡鹿半島周辺地域の基幹産業である漁業が、一日も早く復興を成し遂げられますことを切望する。という内容でございます。

なお、計画書の中で地域協議会における意見等ということで、復興推進計画（案）の3ページ下段のウ、地域協議会の開催の欄に記載してございますが、これにつきましては、復興推進計画にこの協

議会の議事録を添付するということにいたしております。

長くなってしまいましたが、以上が復興推進計画の内容の説明でございます。
よろしくお願いをいたします。

○若生副知事（議長）

今、只今、少し長めの時間になってしまいましたが、県の方から計画案の内容について御説明させていただきました。まず最初に、今説明した内容につきましては、もう少し詳しく説明してくれとか、あるいはちょっと疑問点等がありましたら、まず、質問を受付させて頂きたいと思います

その後で、この計画案への御意見というのは、そのあと各皆様から、お一方ずつ頂きたいというふうに思っております。それではまずご質問等ございましたら、どうぞ皆様挙手の上発言をして頂きたいと思います。

どうぞ

○菊地会長

一巡した後にもう一回質疑応答やりますよね。全体的な今の説明、また我々の反証、それを含めた最終的に諸々。

○若生副知事（議長）

それは柔軟にやりたいと思います。

○菊地会長

わかりました。

○若生副知事（議長）

そうすると、とりあえずここでまず質問なければ、1回閉じて皆さんの意見を聴いた上で、また質問あれば、質問受け付ける形の方がよろしいですか。

○阿部理事長

是非、そうさせて頂きたいと思います。

（賛同）

○若生副知事（議長）

それでは質問はあとから出るかもしれませんが、まず御意見を、この復興計画についての御意見を頂きたいというふうに思っております。

御意見につきましては、どのようなやり方がいいのか我々も考えてみたんですけども、やはり復興推進計画を、この特区をやるための要件とも言えるような観点が6つほどございます。この6つについて御意見頂いた方がよろしいのかなと、あるいは、その6つ全体的な御意見でもよろしいと思います。

一応要件的なことを申し上げますと、1つ目としてはですね、地元地区における経済活動が停滞し、かつ、地元の漁業者のみでは養殖業の再開のために必要な施設の整備、人材の確保その他の措置を行うことが困難かどうか、というのが一つ目の観点です。

2つ目がですね、事業を実施しようとする者が、速やかに養殖の事業を開始する具体的な計画を有しているかどうか。

3つ目としては、養殖の事業を的確に行うに足る経理的基礎及び技術的能力を有する者であるかどうか。

4つ目としてですね、その方々が十分な社会的信用を有する者であるかどうか。

5つ目、6つ目が意外と、ここが中心的なことになる訳ですが、5つ目としては、計画の実施により、漁業生産の増大、地元漁民の生業、所謂生業の維持が図られ、雇用機会の創出、その他当該地元地区の活性化に資する社会的経済的効果が見込めるかどうか、所謂地元漁民の生業の維持が図られて、雇用機会が創出されるかどうかということですね。

最後の6つ目がですね、計画の実施により、免許を受けようとする漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼすか否か。こういった6つの観点が、所謂特区法の中に記載されているわけでございます。

そういったことを中心にですね質問とダブってもいいですけども疑問点等あれば、一方ずつお話を頂ければと思います。

まず、聴く順番を勝手に決めさせて頂きたいと思いますが、まず実際特区を使って事業をやられる桃浦かき生産者合同会社の大山代表様にまずお話を頂きまして、その次に、それを支援なさっている株式会社仙台水産の島貫会長様にお願いしたいと思います。その後、宮城県漁業協同組合としてまず菊地会長様、そして伏見運営委員長様、その後に、阿部理事長様の順というところでお一方ずつお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に、大山代表の方からお話を伺いたと思います。どうぞお座りになって結構でございますから。

○大山代表

桃浦かき生産者合同会社の大山です。会社としての意見を述べさせていただきます。座らせていただきます。

2011年3月11日、あの東日本大震災の大津波で、桃浦は集落の90%以上の家屋が流出・全壊となり、カキ船も約20数隻中5隻しか残らず、約160人の方々が住んでいましたが、6人の方が犠牲となり、仲間のカキ漁師も一人犠牲になってしまいました。

更に、漁港の防波堤も見る影もなく破壊され、岸壁は1メートル以上沈下しました。このことは、漁港に波が直接押し寄せることであり、台風でも来たら船を安心しておける場所がなく、漁業の再開は無理であることを現実突きつけられました。

家並みのあった場所を見渡せば、壊れた家屋や船や養殖施設などガレキの山で、復旧の目処も立ちません。何よりも問題は、桃浦に仮設住宅を建てる高台がない。

結局、65世帯のうち津波の被災を免れた3世帯4人だけが、現在、桃浦に残って住んでおります。他の住民は集落を出て石巻市内の仮設住宅やアパートに移り住まざるを得なくなったのです。そのため桃浦は崩壊寸前となってしまいました。

我々がカキ養殖をやめた場合、漁港や防波堤の復旧に予算が付くのだろうか。漁港が修復されずに取り残された場合、桃浦は廃墟となってしまう。これだけは避けたい。そのためにもカキ養殖の再開は必要なんだけれども、それができるかどうか。後継者もない60歳を超える我々だけでは再開は無理だろうし、仮に再開しても家族に借金を残すことになる。などのいろいろな複雑な想いが絡まり、解決策は見出せないでいました。

そのような折、「水産復興特区」の話がニュースになり、混乱している最中ではありましたが、「民間の資本、民間のノウハウ」を活用してカキ養殖を再開し、ふるさとを存続できないかと皆で話し合いました。

その中、知事が国際センターで水産復興特区の説明をすると聞いたので、私を含め3名の代表が会場を訪れ、内容について聞くことができました。

その足で県庁知事秘書室を訪ね「桃浦は水産復興特区を活用したい」と伝えました。震災でうちひしがれ一人一人の明日が見えない中であって、復興の光が見えたと思える瞬間でした。

カキ養殖は、種を採ってから水揚げし、販売までに複数年の期間を要します。この間合同会社は、支援企業である仙台北水産から資金援助を受けることになりますが、累積赤字が解消されるまで尚数年間を要することになります。

このような中であって、販売の独自性、生産基盤としての漁場の安定化は、合同会社存続の上で必要不可欠であると考えており、そのような観点から、自ら漁業権を持つことが重要であり、特区を適用して、合同会社の経営の安定を図りたいと考えています。

今、合同会社は仙台北水産の大きな支援を受けながら少しづつ前進しています。この前進が止まることなく更なる加速をし、桃浦カキ養殖が持続し、村落の復興存続が図られるために、是非この復興推進計画を進めていただきたいと思います。

よろしくお願いします。ありがとうございました。

○若生副知事（議長）

ありがとうございました。それでは、株式会社仙台北水産の島貫会長様よろしくお願いいたします。

○島貫会長

島貫です。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

桃浦かき生産者合同会社の支援出資企業として仙台北水産の意見を述べさせていただきます。

当社は東北で唯一の拠点市場として、農林水産省から認定されている仙台市中央卸売市場の卸売会社でございます。開設者は仙台市であり、農林水産大臣の許可のもと卸売人として市民、県民、東北一円に水産物を供給しております。農林水産省及び開設者である仙台市への業務及び財産の報告、或いは検査などを厳しく受けている公的機関の会社でございます。

当社は、東日本大震災以降様々な形で多くの漁業者支援を実施してきました。今回の宮城県のマッチングによる桃浦についても、その支援の一環であるというふうに認識しております。

地域の消費地市場として震災以前から地産地消活動を積極的に推進してきておりました。震災以前の県内産の取扱割合は、全体の34.3%にまで及んでおりました。従って、震災後に漁業者の皆様方が抱える多くの問題は、これは単に漁業者だけの問題ではなく、我々水産流通に携わる者の経営に直結する課題であるという認識を持っております。特に震災後の後継者問題は深刻で、水産宮城崩

壊の危機的状況というふうに捉えております。

この考え方にに基づき、当社は、宮城の漁業が魅力ある産業へ変革することを目指し、桃浦かき生産者合同会社に対して、一つ販売支援、二つ新しい技術支援、三つ経営支援などを実施してまいります。この事業は当社の経験を生かして、漁業生産の増大、地元漁民の生業の維持及び雇用機会の創出を図り、もって持続的で安定的な漁業を目指す新たなビジネスモデルとして確立していきたい、というふうに考えております。

特に販売支援は当社の得意分野でございます。中間流通の立場から合同会社の6次産業化いわゆる生産、加工、販売の一体化を強力に推進していくという覚悟でございます。また、桃浦かきの固定客を作り、生産者と消費者がお互いの顔が見える関係を築き上げます。桃浦のかきをブランド化して育て、価値を高め、漁業者の手取り向上につなげるよう仕組みの構築を図りたい、というふうに考えております。

今、このように注目を浴びておりますが、今後我々に求められるものは出資者、従業員或いはその家族、地域そして消費者の皆様から見て、所謂良い経営であり、関係者各位からやって良かったという評価を得ることではないかというふうに思っております。

現在、ここに至るまで多くの困難なことを乗り越えてきました。それにあたっては絶大なご支援に感謝申し上げたいというふうに思います。今後もさらなる試練が予想されます。地元企業である当社にとって逃場などなく、桃浦合同会社共々被災企業同士手を携え、不退転の決意で取り組む覚悟でございます。

3年以内には年度収支が伴う形を実現していきたいと考えております。今、数年と代表がおっしゃいましたが、4年後には累積欠損の解消というものを是非図りたいと考えております。4年後には完全黒字化を目指します。

最後に、桃浦かき生産者合同会社の大きな目的である合同会社というものを核として、桃浦地区の復興と活性化を図るこの大きな命題についても、後継者育成と定住化を主眼に最大限の支援を行いたいというふうに考えております。

以上の理由から、是非、復興推進計画を進めていただくことをお願いして終わりにします。ありがとうございました。

○若生副知事（議長）

ありがとうございました。それでは、宮城県の漁業協同組合の菊地会長様からよろしくお願いいたします。

○菊地会長

まず、はじめに震災から2年ちょっとが過ぎました。国、県、皆様から大変お世話になりました。おかげさまで震災前の7割ちょっとくらいまでのうちの組合員が漁業に復帰しております。おそらく海面の方にも震災前の6割から7割近くの漁具、資材が入っているものと思っております。ただ何せ、なかなか色々な諸事情の中、生産物がそれに若干伴っていないと思っております。

そんな中でうちの組合員一丸となって頑張っており、国の補助事業で頑張っているところであります。誰一人、特別な県費等々にすることがなく、そしてまた自己資金等々がどうしようもなく諦めなくてはなんないという、うちの組合員は一人もいないことを前もって皆様にお話ししておきたい

と思っております。

宮城県の復興推進計画案に関する所見を述べさせていただきます。

宮城県漁業協同組合そして桃浦かき生産合同会社(桃浦LLC)の15人を除く宮城県の漁業者は、県が適用しようとしている水産特区は、浜を分断、混乱させ、復興の妨げになるため、不要であると考えております。私からは、なぜ水産特区が不要であるのかについて、県の復興推進計画案の各項目への反証を実施して、所見を述べさせていただきたいと思います。

1番の復興水産計画の区域に対して県計画には特区を適用したいとする桃浦地区の現状について、地区の漁民のみではカキ養殖に必要な施設等の整備、人材確保が困難な状況にあること、並びに、地区の水産関連産業についても壊滅的な被害を受けていることから、地区の漁村コミュニティの崩壊が懸念されるとあります。

この件につきまして、漁協の所見を述べたいと思います。

震災直後の地区の現状は記載のとおりであったものの、現状は、カキ剥き場や養殖筏等必要な養殖施設、漁船の復旧、桃浦漁港の整備が進み、桃浦LLC並びに桃浦LLC未加入漁業者、隣接浜漁業者によるカキ生産、出荷等が始まるなど、桃浦を含む地区の経済活動が再開されており、漁村コミュニティ崩壊の懸念は払拭されつつあります。

この状況を維持し発展させるためには、桃浦LLCを含む関係浜全体の養殖業の振興を図る中で、桃浦を含む関係浜が、一体となって取り組む体制の構築が重要であり、石巻地区支所が計画する区画漁場の大区画化による密殖防止と、高品質・高付加価値の養殖生産に共同で取り組むことが必要であります。特区が適用され漁場が分断されることとなれば、大区画化の計画に支障をきたし、共同の取り組みが不可能となり、漁村コミュニティの再構築は難しくなるものと思っております。この辺は、資料の別添1を読んでいただきたいと思います。

2番の復興推進計画の目標について、県の計画には桃浦LLCによる6次産業化等の取り組みを通じ持続的で安定的な地域産業による桃浦地区のコミュニティの再生と復興を推進し、桃浦地区の経済的社会的活性化を図るとあります。具体的には、漁業生産の増大、地元漁民の生業の維持、雇用機会の創出、あわせて、桃浦LLCに参加しない漁業者の生業の維持に支障がないように桃浦LLCに漁業権免許を与える事業を行うとあります。

漁協の所見を述べます。

桃浦LLCはすでに漁協の組合員として漁場行使の権利を得、カキの出荷、販売を開始しており、漁業権を持つまでもなく、現状において漁業生産の増大、地元漁民の生業の維持並びに雇用機会の創出を図る体制が整っております。それにもかかわらず特区を適用するのであれば、管理主体の異なる漁場が隣接し、これまで地域の漁業者が協同で取り組んできた管理・生産方式等が異なることとなり、そこから派生する物理的・感情的・漁業間の反目等によって、漁村コミュニティの崩壊が強く懸念されます。

3番、目標を達成するために推進しようとする取組みの内容について、これは特にございません。

4番の目標を達成するために当該区域において実施しようとする復興計画事業の内容等について、県のほうでは、計画には桃浦LLCに対して漁業権の免許ができるようにし、生産資材の確保、新た

な販路の拡大、地元漁民の雇用の確保等を行うことにより復興を推進するとあります。

これについて漁協所見は、桃浦ＬＬＣに漁業権の免許を与えることと、資材確保・販路拡大・雇用確保への取組は全く別のものとあります。既に県は、養殖・加工施設の補助事業（別添６－１）並びに復興に係る雇用対策の助成事業（別添６－２）を予算化し、両事業の多くを桃浦ＬＬＣに適用しています。

桃浦ＬＬＣは、企業の技術・ノウハウの導入と県の大きな復興支援のもと既に組合員として漁場を行使し、安定した生産・販売を継続する体制が整っており、あえて桃浦ＬＬＣに対して漁業権免許を利用する意味はないと思っております。

県計画の計画には桃浦ＬＬＣに加入せずかき養殖を行う漁民に対して、その行使する漁場については特区を適用せず当該漁場を確保する旨の記載があります。

漁協の所見といたしましては、仮に桃浦ＬＬＣ未加入者の行使漁場が確保されたことをもって、水面の総合的利用に支障を来さないとするならば、それは間違いであります。カキ養殖の漁場行使は、筏の展開や仮養殖場から本養殖場への移動など漁業者が共同で行っており、もし特区で漁場が分断されれば共同作業に支障を来すこととなり、水面の総合的利用に支障が生じることは必至であります。

県計画の計画には関係漁民との区割り調整について、関係漁民への説明、実態調査及び意見聴取を実施し、区割りをしても、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の特区適用漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼす恐れがない旨の確認を行ったとありますが、漁協の所見といたしましては、この状況については計画別添４で詳細に記述されているとおり、漁場の区割りに県は相当の力を注いできたことが伺えます。にもかかわらず、区割りに係る関係漁民の認識は、区割りに係る県の認識とは全く異なるものとなっている。すなわち、関係漁業者の認識は、特区漁場と我々が使う漁場の区割りを了承はしていないというものであります。

この認識の相違についていくら県に質しても、その根拠を示すことなく県の認識のとおりのお返しかないため、関係漁民の漁業者は、県の調整に対して不信感を増大させております。区割りの了承について、将来的な混乱紛争を未然防止するためにも、関係漁民から書面同意を取るよう県に要請しておりますが、いまだ納得できる回答がありません。今回計画において関係漁民からの確認に基づき区割り漁場図が示されているのであれば、関係漁民からの同意を取れないはずがないのではないのか。その辺が我々には不満であります。

多くの漁業者が特区に反対する中で、区割りに関する関係漁民の同意という、後世に証を残す明確なものがないければ、漁場境界をめぐる混乱は尾をひき、地域復興、漁業振興の大きな妨げとなることと思っております。県には関係漁民の同意なしに、計画の作成を行わないよう強く求めるものであり、同意なしの区割りは行政手段として甚だ不完全かつ無責任なものと考えております。

県計画、最後に計画には区割り案を最終化するにあたり、関係漁民の意見を聞く場を設けて対応した結果、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の特区適用漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼす恐れがないものと認めるとあります。

これに対して漁協の所見を述べます。これは事実と異なる県の一方的な見解であります。県の漁業者への依頼文（計画別添４－１－２）では、２の生業の維持及び水面の総合的利用に関する御意見について意見を寄せてください、となっている。この中で、県は意見を聴取するための場も設定してお

りますが、日時の相談もなく一方的に設定するのはいかななものか。漁業者はカキ生産に忙殺されている時期であります。また、生業の維持及び水面の総合的利用とは、具体的にどういうものを指すのかの説明も一切なされず、しかも、問い合わせ先も記載されておりません。結果が出席者6名、アンケート回答は50通程度であります。

このような説明不足、問合せ不能の説明会の開催では、漁業者は具体的に何についてどのように意見を述べたらよいのか、よく飲み込めないまま意見を寄せざるを得なかったと思っております。

そのような中で寄せられた漁業者の意見を具体的に見てみますと、まず、区割りを了承した覚えはないとの意見が多くあることを指摘したいと思います。さらに、県の見解に反し下記の通り生業の維持及び水面の総合的利用に支障をきたすことが多く述べられております。

- ① 大区画に逆行していると漁場の大区画化して筏を広く展開し、密殖をなくし、高品質、高付加価値のカキを生産したいという、地区全体の計画が妨げられることへの不満の記載であります。
- ② 管理主体が異なる隣接する漁場、はみ出しが出来なくなり筏の展開が制限され計画性が落ちると生産性が低下する懸念があることの記載も多くありました。
- ③ 生き餌生け簀の一時置き場所を今までどおり借りられますかと、活イワシ畜用施設の設置ができなくなることへの不安もありました。
- ④ 桃浦LLCが漁場を抵当に入れた場合はどうなるのかという質問もありました。特区適用により、漁協管理漁場では起こり得ない漁場の存続に係る問題が起こり得ることへの不安の記載があります。
- ⑤ 航路を狭くしてまで区割りするのはおかしいという問題も併記されております。区割り内の漁場配置への疑念、密殖、潮通しの悪化等による生産性の低下に対する漁民の懸念の記載であります。
- ⑥ 仮に漁場でもめ事があった場合仲裁にあたる第三者はいるのかという、これまで漁協が担ってきた水面の総合的利用に問題が生じた場合、現時点では、一方的に桃浦LLCの意向を反映してきた県が、将来的に公平な調整機能を果たすことができるのか、という疑念も多くあったと思っております。
- ⑦ 桃浦の復興には漁業者の地元定住が必要だが、LLCの社員は全員桃浦に住んでいないため部落の存続に危機を感じるという、桃浦LLCによる地元復興が本当に叶うのかという同じ桃浦の組合員の皆様からの心配もあったように思っております。
- ⑧ 県の方向性が決まっているので我々の意見は反映されない。今の状態で区割りをすれば禍根となる。じっくり時間をかけ、賛同が得られるよう努力してほしい。

また、漁場の区割りをした覚えはない。月浦で使用している漁場の確認というから協力したのに、県にだまされたと思っている等々の、県が行った区割りの仕方を含め県の進め方、取組方に対する不信、不満、あきらめの記載が多くありました。

これらは、いずれも漁業者からの、特区が適用されれば地元漁民の生業の維持及び水面の総合的利用に支障をきたし兼ねないとの声であります。県はこれからの声に真摯に耳を傾け、しっかり理解を得ることに専念すべきであり、説明責任を果たさない中で特区適用について急いで結論を出すべきではない。漁業者のこれからの意見を無視あるいは曲解したまま、県が一方的に特区を適用することは、将来的に関係浜での紛争を起こす芽を、県自らが蒔くことになることと思っております。

5、県が地元漁業代表の地域協議会への参加を認めないことについて、特区法では当協議会の構成員について、計画及びその実施に関する多様な意見が反映されるよう配慮しなければならない、となっているにもかかわらず、県は密接な関係を有する地元漁業者からの参加申し出、別添3を受け付けていないで、本日の協議会の開催に至っています。

計画の作成に極めて重要であります。漁場の区割りが適正に行われたか等、県は関係漁業者と当協議会でしっかり協議していくよう求めるところであります。

6のまとめ、平成23年12月26日付関係知事宛水産庁長官通知漁業法の特例については、水産特区は地元漁業者による自力での養殖業の復興が困難であるという例外的な状況に対処するための一つの選択肢であり、これによることなく、漁業者が主体となって養殖技術、販売や流通のノウハウ、資本等を有する企業と連携することは、もちろん可能である。漁業者の意向を的確に把握しつつ、漁業者と企業との間の仲介・マッチングの推進に積極的に取り組むことが重要である。

公的融資などの施策により、地元漁業者による自力での養殖業の再開が可能となる場合には、特例の適用対象とならないと考えるとあります。

県の指導により漁業者と優良地元企業を連携させ、養殖技術と流通販売のノウハウを有する、漁業者が主体となった桃浦LLCが設立され、県の大きな支援を得て、活動基盤の整備が計られつつある中、漁協の正組合員としてカキの生産・出荷が行われており、すでに地元養殖業が実施されている状況にあります。

一方、特区が適用されれば、同じ海域に管理主体の異なる2つの漁場ができることとなり、その結果、県の見解とは異なり、漁村コミュニティの原点ともなる、関係漁民による共同の取り組みに亀裂が生じ、感情的対立等、コミュニティが崩壊し、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の水面の総合的利用に支障を及ぼすことは必至であります。

以上を踏まえれば、水産特区の適用は見送るべきであります。特区の適用は近隣浜も含めた復興の妨げであり、荒れる浜に大漁なしとなること間違いないと思っております。

それにもかかわらず、県が復興計画の作成を行うとするならば、最低限地元の混乱を回避するためにも、説明責任を全うして、漁場の区割りに関して改めて関係漁業者の同意をとるべきものと考えます。県のご当局の聡明なご判断をお願いするものであります。

また昨日、衆議院予算委員会の公聴会がございました。その中で先生、衆議院の先生何人かの方から質問がございまして、我々の意見を述べさせて頂きました。我々の意見、まあ、あまり拙速に急ぐ状況でなく、もっとじっくり、我々の漁民のお話を聞いていただきたい。私だけでなく、石巻の須能社長さんの御意見でもございました。その我々の意見に多くの先生から賛同を得ましたことをここで報告させていただきまして私の意見を終わらせていただきます。

○若生副知事（議長）

はい、ありがとうございました。あの、今の先程答えた中身も中には入ってくる質問ですけども、次に伏見様はまた別なお話になるでしょうか。

○伏見運営委員長

いや、今会長が話されたような

○若生副知事（議長）

なんか大分網羅されているんで、これについて、うちの方で補足説明なりさせていただくという手もあるんですけど。まずお話があるんだったらお聞きしたいと思います。

○伏見運営委員長

それではですね、今の会長の今お話なった内容とちよつかぶるかもしれませんが、先日2月19日の日、浜の意見書として提出させていただいた内容を、さらに皆さんにお伝えいただきたいというふうに思っております。その後質問が多少ありますんで、そのところをよろしく後ほどお願いしたいというふうに思います。

それでは私たちの浜の意見としてですね、水産特区に関する浜の意見、私たちの漁場は桃浦のカキ漁場のそばにあり、震災以前からずっと桃浦のカキ生産者とともに、共同精神でもって、カキの生産の作業を続けて参りました。

村井知事を初め関係者の皆さんには、これからも私たちが安心して生産を続け、地域を守っていけるように、末端の浜の声を聞いていただきたいというふうに思います。組合はすでに桃浦LLCを組合員として受け入れておりまして、桃浦LLCは今のままでもカキ養殖生産を行うことができます。また、桃浦LLCは県から十分な復旧支援を受け生産体制も整っております。県から直接漁場の免許を受けないとカキの生産に支障を来すと言う理由は全くなかったところであります。

私たちは、当地区のカキ生産の復旧に向け、これまでどおり、桃浦LLCのカキ生産者を浜の仲間として受け入れ、協調して取り組み、浜の復興をみんなで成し遂げたいというふうに強く思っております。祖父母の代より漁業で生活を共にして浜を守ってきた我々の当然の思いであります。

水産特区により漁場が私たちの組合管理漁場と桃浦LLCの特区の漁場に分断されれば、隣同士がそれぞれ異なるやり方でカキの生産を行うことになり、お互いに反目しあう事にもなります。浜の共同体としての絆が断ち切られてしまいます。現状においてさえ、桃浦LLCの生産者とは疎遠になっている現状でございます。私たちは水産特区により、私たちの漁場と桃浦LLCの漁場が分断されることに反対したいというふうに思っております。

また、漁場を桃浦LLCに直接与えると以下に列举したような問題があり、漁場の利用に支障を来し、一体となった取り組みができなくなってしまう恐れがあります。これまでも、浜と浜の間で漁場の使い方や生産のあり方等に対する考え方の違いが多少ありましたが、そこを組合が窓口になってまとめあげながら取り組んで来ました。そうした取り組みは、県とも連携して実施したものなのに、どうしてこの村井知事は水産特区を止めようとししないのか、我々には理解に苦しむところがあります。

特区が導入されて困るのは、これからも浜で生きていく私たち漁師です。組合運営には課題もありますが、自分達の組合なのでいろんな相談をしながらですね、よりよい方向に運営していけばよいのであって、組合が窓口となって漁場の管理、生産の調整を行い、今の仕組みを崩すことは止めて頂きたいのであります。

昨年より、県が何度か浜に足を運び、私たちを説得しようとしています。今は復興や生産に忙しく、正直何度も何度も集められ、時間を取られるのは非常に困難で苦痛であると思います。知事は、昨年私たちと支所に来て、懇談会も開催しました。その時も、桃浦LLCに直接漁場を与える水産特区は絶対止めて欲しいと、末端の漁業者の中から申しあげております。この思いは変わることはありませんが、知事にはあのときの声をどう受け止めて貰っているのでしょうか。

組合にも浜の声を受け止めて、もっと特区反対の意思表示をして貰いたいと思っておりましたが、先日、山田部長をはじめ、次長、課長が来まして宮城県漁協の33の支所の委員長さん方に説明をして頂きました。そのときも組合にも浜の声を受け止めて、県と海区には私には私たちの思いをくみ取って頂きましてですね、浜の絆を分断し、混乱を招く水産特区の導入を絶対行わないようお願いしたいというふうに思っております。

記として、1に、生産性の高い漁場、低い漁場があるため桃浦のカキ生産者は毎年漁期前にクジで漁場を決め、公平に使ってきました。桃浦LLCの漁場を区割りすると、他の桃浦カキ生産者の漁場が固定化されてしまい、双方の生産に影響が出ると考えられます。

2に、組合管理の漁場であれば、筏のはみ出しなど、今までは法的に問題がなかったんですけども、仮に特区となった場合、隣り合う桃浦LLCの漁場へのはみ出しは3年以下の懲役、200万円以下の罰金と重い法律違反となるため、隣接する漁場は十分な養殖筏の展開が難しくなると思います。

3に、桃浦LLCに特区漁場を与えれば、将来自分で養殖を行いたいという桃浦の生産者が現れた場合、その漁場がなくなる恐れがあるんじゃないか。

4に、9月の漁業権一斉更新に向けて、漁場環境に配慮し密殖防止をはかり高品質の養殖品を生産していくために、広間隔で筏を展開するよう、現行漁場を統合し、大区画漁場として新たに申請する計画でありましたが、この計画の実現が難しくなると思います。

5に、組合が窓口となり、関係の浜が共同で行う筏数制限や展開の方法などを取り決める機能がなくなり漁場の秩序維持が難しくなるなど、浜に問題を引き起こす原因となります。

6に、過去に県の指導で沖の漁場が共有で申請し免許され、浜の話し合いで漁場を配分したもので、これを震災時の今、あえて分断しようとするこの県のやり方に不信感を抱くようになっておりますので、その辺のどのように解決していくのか不安でなりません。以上で私の意見とさせていただきます。

○若生副知事（議長）

ありがとうございました。これもだいたい先程こちらでご説明したのと被っているところがあるんですけど、必要だったらまたお答えしたいと思います。まず、次に阿部さんちょっとお願いいたします。

○阿部理事長

それでは、私の方から、県当局の見解を求める事項について先程ありましたが、若干述べたいと思います。またあの、菊池会長あるいはただいま伏見運営委員長からありましたが重複する面もありま

すが、私のほうは簡略して申し上げますので。まず1つといたしまして2月19日、いまの伏見委員長の地元地区の漁業者が提出した意見書にある7つの項目について具体的に回答を示されたい。これは、あの石巻地区組合員の予てからの願いでありますので是非実行していただきたいと重います。

2つ目といたしまして、計画（案）の中では、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の地区運用漁場の属する水面の総合利用に支障を及ぼさない恐れがない旨の確認を行ったとあります。どのような事実を持って確認したとの判断を行ったのか、明確にこれも示して頂きたい。

3つ目といたしましては、地区協議会は計画及びその実施に関する多様な意見が反映されるよう配慮することとなっているが、当協議会に密接な関係を有する地元漁業者から参加要請があったにも関わらず、参加させない理由を示されたい。

4つ目といたしましては、今般の航路を変更し、新たな漁場として設置することについてはJFみやぎとしては生産性の低下をはじめとして、水面の総合利用に支障があると考えるが、県が支障が生じないとする明確な理由を示されたい。なお、この4とこれから申し上げる5については後ほど時間を頂いて、私の方から再度質問させていただきます。

5つ目、区割りの了承について、将来的な紛争を防止するため、関係漁業者の書面同意を取るよう県に要請してきましたが、実施しない理由を明確に示されたい。

6つ目といたしまして、9月の漁業権一斉更新に向けて、漁協各支所は個別に漁場計画案を作り県のヒアリングを受け整理しているところであります。当石巻支所は養殖漁場を大きく括り、大区画とする計画を県に提出しているが、県は区画漁業権についてのヒアリングを行わず、特区漁場を設定しようとしている。県はヒアリングを行わないのか、また、大区画の計画を一斉更新にどう反映させるのか回答願いたい。

7つ、地元石巻市は水産特区に密接な関係を有していると理解しているが、まあ先程、石巻市長さんからの文面でのご意見があったようでございますが、やはり我々としては経営管理委員会、あるいは33支所運営委員長に報告する義務がありますので、是非これも書面にてお願いを申し上げます。

8つ、水産庁長官通知で平成23年12月26日では公的融資などの施策により、地元漁業者による自力での養殖業の再開が可能となる場合には特例の対象とならないと考えるとあります。桃浦LSCは県・国等による各施設等が取り入れられ、地元の漁業協同組合による漁業権管理により、すでに組合員となり漁業権を行使している。従って特区適用漁業権の直接免許をする状況がすでに失われていると当方は認識しているが、県が今なお、特区を適用する状況が存在するという理由を明確に示して頂きたい。

以上、所見で指摘した、当面する問題点、課題について、関係漁業者の納得のいく、県当局の回答を求めます。回答については、後日改めて書面でも頂きたいと。その上で、関係漁業者代表を交えて、再度、協議会の開催を要請いたしまして、私のお願いといたします。

○若生副知事（議長）

はい、ありがとうございました。

あの、皆さんから今色々、特区推進の立場、あと、特区反対、特区導入反対の立場から色々ご意見いただきました、本当にありがとうございます。あの、推進の方のお話してというのは非常に、あの特に質問等なかったんでよろしいかと思うんですけども、あの漁協さんの方から色々出された意見で、こちらで説明してもう回答申しあげているのも随分あるんですけども、再度、足りない部分とか、そういうものについてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、この協議会のあり方ってということでお話しあるんですけども、協議会ってのは組織でこれ動いてますね。県は私と二人だけです。で、これは県を代表してやってますけども、私は議長の役をやらなきゃならないんで、県が二名います。で、あといわゆる実際、事業をやる方がお一人、支援する方がお一人、あと漁協さんの方からは、地区の事情も話さなきゃならないってことで伏見さんが入っていただいてというところで、いわゆる漁協って組織ですから、組織として皆さんの意見を吸い上げて、今日色々ご意見いただいておりますよね。そういう意味でこの人数でやらさせていただいているということです。で、本来だったら漁協さん、お一人でも良かったんですけども、ご希望があったので三名としているということなんで、これはあの手続き論としてご理解させていただきたいと思います。

それでですね、色々、まず、菊地会長さんの方から書面でもらってる部分ありますので、そちらの方で、ダブるかもしれませんが、色々御回答をし、それに入っていない部分で伏見様、あるいは阿部様から御質問あったものについて更に御回答していくと、県の考えをお示ししていくと、という形で今日進めさせていただきたいと思います。

場合によっては、大山さんの方のお考えも、例えば、今もうやれるんじゃないかと色々話は出てるんですけども、浜の中でも一番壊滅的な被害を受けて、特区でなければやれないというところから始まっていて、今やれるのでないかとも言われている訳ですけども、まだまだそういう訳にはいかないというところがあると思いますので、場合によっては大山さんの御発言もいただくようになるかもしれません。

それではですね、部長さん大変だとは思うんですけども、まず、菊地会長さんの方からの文面でいただいたものとダブって質問なさっているところもずいぶん色々あるもんですから、まとめながら、再度の考え方をお示し願いたいと思います。

○山田農林水産部長

会長の方から色々ご意見ありました。同様の主旨の内容がいくつかのところに記載されているかなというふうに思っておりました。ひとつ大きなものとしては、すでに桃浦のLLC、それから桃浦で独自にLLCに入らず、養殖を再開されている方など、すでにLLCも組合に入って既に生産体制に入っている中で、あえてこの特区というものを導入する必要性がないのではないか、あるいは、導入する理由が無いのではないか、とのお話しがあったというふうに思います。

これについての県としての見解ということになりますが、ご案内のとおりではございますが、今回、

生産が始まりました。ただ、養殖の生産についてはこれから複数年に亘ってずっと続けていくわけですので。その中で、法人と、LLCとしては相当な初期投資もなされている。それから支援企業については、複数年に亘って資金支援を行っていくという状況に、今後なっていくという訳でございます。

そういう中で、養殖については、天候等の条件にも豊凶が左右されるという不安定な状況もあります。こういう厳しい状況にある養殖業へ、民間企業が支援をしていただいたところはどこにあるのかということだと思います。仙台水産さんの地域に貢献したいっていうですね。非常に会社の社是としての非常に重いお考えを元に支援をしていただいたわけですが、会社として今後、支援企業も含めてですね、今後周辺の漁業者の方と協調性を図りつつも、実施されていくのはこれから生産から加工、流通、販売という、非常に初期投資、資金援助が必要な内容のことを今後、企業として独自性を発揮して、収益性を高いものとして進めていくと、そのためには安定的な生産基盤の確立が必要であるということであると私どもは思っておりまして、今回、LLC、桃浦LLCとされては選択支がもちろんございます。

その中で、法人として自ら漁業権を取得することが可能な特区というものを、県で多様な選択肢の中のひとつ用意させていただいたわけですが、これを活用して安定した経営基盤を確保していきたい、とされているわけですので、県としてはそのような取り組みを支援をさせていただきたいというふうに考えておりまして、その安定的な経営基盤を確保するためにも、県としての漁業権の確保というものは必要であるというふうに考えているということでございます。

次に、わざわざ特区を導入するとコミュニティの崩壊、最後に、漁村コミュニティの崩壊ということでお話しがありました。「荒れる浜に大漁なし」というふうなお話しも頂きながら、縷々ご説明をいただいたというふうに考えております。

これにつきましては、県といたしましても、LLCとそれからそれ以外の方々、周辺の浜の方々の間で、コミュニティが崩れるようなことは非常に望ましくないことであるというふうに思っている訳であります。これは是非そうならないように、我々は務めていきたいと思っておりますし、そのような主旨もございまして、後のお答えとも関わりますが、今回の特区適用の漁場の区割りについてもですね、まず地区内の漁業者の方々の生業の維持というものに支障が生じないということと、それから、その特区を適用する漁場の水面の総合的利用、これに支障が無いようにということで、区割りをさせていただいたというのが、その主旨でもあります。

今後とも県としては、もちろんLLCの皆さん、県、それから漁協さんとも協力しながらですね、問題が生じないように努力をして参りたいというふうに考えてございます。

それから水面の総合的利用とか、生業の維持とかに支障があるとお話しを伺いましたが、これは先程、縷々説明をさせていただいたのがですね、その内容になるのかなというふうに思っております。

基本にご説明させていただきました、実際、各支部の方担当者が回らせていただいて、漁場の使用の実態というものを調査させていただいて、それから漁場に一緒に出させていただいて、現状で漁業をされている部分がどの部分なのかと、境界はどの部分になるかと。

その結果ですね、我々としてはその区域であれば、その区域でこれまで、その重複して漁業をやっていたことがなくて、固定化されて漁場があったということと、入会は無かったということを確認させていただき、且つ現在、桃浦地区の漁民の方々が使っている区域を区割りをさせていただいたと

いうことで、そういう意味で水面の総合的利用と、生業の維持がですね、支障が無いという確認をさせていただいたわけです。

区割りの了承について同意がないというふうなことでお話しもございました。

○菊地会長

議長、ちょっといいですか。

こういう話の進め方になってくると、我々これまで何遍か話してきて、納得いかないような今日もこういうふうな文書出して、部長さんからいろいろ納得いかないんで、言った取ったしてるとさ、マスコミもみんなして見るし、あんまりアレでないと思うのね。であれば、文書で回答もらうのが一番良いと思うんだけど会長どうですか。

○若生副知事（議長）

今日はあの、いわゆる要望を聞く会とかそういうことではなくてですね、県の考えも聞き、漁協さんの考えも聞いて、そしてそれらを総合的に判断させて頂いて、今後どうするのかっていうのに活かすための場なんですよ。ですからあの、回答ってのは、いくらでもやってくれて言うんですけども、今日は法に基づいた正式な会議でございますので、ここは聞かれたことは全部お答えしたいと思っています。ですからもうす少し我慢して聞いていただきたいと思います。で、その後で、聞いた後でもやはり文書で欲しいっていうのであれば、今日お話ししたことの議事録を、いわゆる送付させて頂きますので、おそらくそれが文書の回答になると思いますので、そこはご了承頂きたいと思います。

○山田農林水産部長

はい、すいません、区割りの了承と合意の件でございます。お話しもありましたが、お話しの中で水産庁長官の通知の件も中には色々ありまして、その中にもですね、そのような主旨の記載ももちろんございます。

ただ、水産庁長官通知というのは、通知でございますので、拘束する中身では、法的な拘束力は持つものではございません。

ただ県としてもその主旨についてはきちんと踏まえてですね、計画作りを図ってきました。そういう意味でこの区割りについても、この法の中にある主旨と、それから長官通知の内容も含めて、県としては実施させていただいてきたということでございます。

そういう中では、現地に赴いて、区割りについて、特区適用区割りについてのですね、境界を確認するためということと、それから、特区についてはこういうものであるということと、それから特区を適用している桃浦LLCの考え方はこういうことであるということで説明をさせていただきながら、現地の確認をさせて頂いたということでございまして、海上調査についても、支部長さん等に立ち会って頂きながら各地区毎に実施させて頂いて、先程から申しあげているとおり、各地区毎の養殖の漁場は従来から固定されて利用されていると。

それから各地区で漁場の入会は無いいということを、県としては確認させていただいたということでございます。

そのようなことから、内部の先程説明しましたが、桃浦地区内のLLCに入ることなく、独自に漁業、養殖業を営みたいという方については、その方の思いをそのまま取り入れさせていただいて、区

割りをさせていただいたということで、こういうことをもって県としては、漁場の属する水面の総合的利用について支障がないということと、それから、地元漁民というのは、桃浦の漁民の皆さんのことでございますが、これの生業の維持に支障が無いということを県の責任において確認をさせて頂いたということでございまして、そのように御理解いただければというふうに思っております。

ちょっと足りないところがあるかもしれないんですけど、あと、伏見地区支所ですね運営委員長さんのお話しにつきましては、先程あの、資料の中身としては、記の中にある7項目でございましたが、これは先程の説明の中で回答させていただいたというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから阿部理事長さんですね、見解を求める事項についてというようなことでございます。

まず一番目の7項目は伏見支所長さんの内容と同じでございますので、先程お答えをさせていただいたということでございます。

2のところにつきましては、先程運営委員長さんの回答で述べましたように、区割りの確認ということをしていただいたという中身であります。

それから3の関係する地元漁業者からの参加要請については、先程議長である副知事の方からお答えを申し上げたところであります。

それから、航路につきましても実はこれは先程の回答の中に含めさせて頂いております、これについて県としては150メートル確保させて頂いて、作らせて頂き、且つ、それがありますので支障が生じないというふうに考えてございます。

それから大区画化についても先程の中にありましたので、お答えさせていただきました。今回あの桃浦地区については今回の特区法に基づき制度としてできた制度でございます。

この制度を桃浦地区の漁業者の方々が活用するということでございますので、県としてはその活用性の必要性ということ、一番最初に申し上げたとおり、あるということで、且つその計画を今回作成して頂いたとおりで、これについては桃浦地区の漁業の復興に非常に資するものであるということでもありますので、ひとつの制度として桃浦地区についてはこの区画を設定させていただいたということでございまして、先程から申し上げておりましたとおり、その地区については従来からの桃浦地区の漁民の方が活用されていた区域のみでございますので、周辺の浜の方の大区画化を含めた漁業の展開については、特に支障を生じるものではないというふうに考えているものでございます。両方の制度あるわけですから、両方の制度とも活かさせていただいたと考えてございます。

区割りの了承については先程のようなことございまして、県といたしましては、県の責任において実態を調査していただき、且つ海上において、区割りのボンデンというんですか、境界線というものも了解をいただきながら引いたということもございますので、これは県の責任として区割りしたものというふうにお取りいただきたいと思います。

それから7番の石巻市についてはですね、これは、意見をいただいております。密接な関係を有しているかというのは解釈であります、県といたしましては、実際事業を計画するのは県でありますし、その計画に基づいて事業を具体的に実施されるLLCさん、そしてあとは漁民の方々を含めた、

漁業者の方々の代表として漁協さんということで、構成員をセットさせて頂きましたのでよろしくお願い致します。

それから8番ですか、8番もそうですが、これは一番最初にお答えしたようにですね、すでに特区を適用する状況が失われているというご認識であります。これについては県としては、制度として、法的に認められた制度の中で、今後、一番最初に申し上げたとおりLLCとして安定的な経営を実施するために必要なものと考えておりますので、ここについてはですね、そのような県の認識でありますのでよろしくお願いしたいというふうに思います。抜けているところあるかもしれませんが、とりあえず以上で回答とさせていただきます。

○若生副知事（議長）

私も聞いて、大体、細いのも随分あるんですけども、大体、県の考えをお答え、一応口頭ではさせていただいたのかなと思っております。

あの、もし全然抜けていてお聞きしたいところ有れば是非お願いいたします。

○阿部理事長

はい

○若生副知事（議長）

どうぞ

○阿部理事長

部長さんに一点だけ、確認いたします。

浜に説明をして、特区適用に対して、浜に説明をして確認をしたと言うように今話されていますが、確認した、県が、浜に赴いた職員が確認しただけであって、漁業者はこれに猛反発しておりますよ。それをどうして確認して、それで特区を導入すると、それちょっと私は理解できません。ですから、漁協が話しているように、確認したのであれば、きちんと何もない組合員ですから、同意を貰って今後さっきも話しましたが、紛争を防止するために確認を貰っておけば、後々それは保証されるものであって、同意書を貰うべきではないかと思えますけど、その辺どう考えますか。

○山田農林水産部長

はい、我々11月以降ずっとですね、まず漁協さんのほうと、支所、石巻支所のほうと、今後境界の区割り、特区を適用する部分との区割りの作業に入らせて頂くと言うことで、ずっと入らせていただきました。その中で、各地区の、支部長さん等ですか、立ち会っていただいて、県として確認したのは、現在のそれぞれの養殖の漁場の実態。それから、桃浦地区との境界、これについて事実の確認をさせて頂いたと言うことでありまして、それについて、同意とか了承とか、これはですね、実際に足を運んだときにも、特区ということであると、非常に反対であるというお話を伺っておりますので、そういう中で、実施をせざるを得なかったという内容でありまして、これは県として、実際に要件となっている、地元の漁業者の生業の維持と、関係漁民の特区適用漁場に属する水面の総合的利用に支障を及ぼさないという、その部分の確認を県の責任としてやるためにやらせて頂いたわけでござい

まして、そういう中で確認させていただく事項は、最初の段階でのルール、言わして頂いておりますけど、各地区ごとに従来から、固定した漁場で使われている。共同部分も含めてですね。ということと、地区間では入り合いすることは無いと言うことを確認させていただいた訳です。

そして、桃浦との境界については、実際に海上に出てください、此处ですということを示して頂いて、我々としては区画の特区の区域を決めさせて頂いたという事でございまして、それについて更に、皆様のほうに書面で差し上げて、確認をさせて頂いたという内容でございますので、県としては、県の責任で、それらを実施させていただきましたので、生業の維持と、水面の総合的利用に支障が無いということをごさね、県の責任で確認させて頂いたというふうに思っております、これで要件については満たされているものだと考えているところであります。

○阿部理事長

それじゃあ、お互いに隣接する地区と境界をボンデンが入っておるから、お互いに立ち会ってそれを、了解したっていうから確認をしたっていうことになって良いですか。

○山田農林水産部長

県としてそういう作業を通じて、今回は図面に示させて頂いたとおり、GPSの数値でのこの確認をさせて頂いたと言うこととございまして、これをもって、そうですね、言葉としては確認したというふうに理解してよろしいかと思います。

○阿部理事長

長くなりますけども、これ我々としては、やはりあの桃浦で、一業者がJF宮城の組合員として今後カキ養殖をやっていくので、やはり重要な問題なので、時間掛かりますけど質問したいんですけど良いですか。先ほど、県の所見・見解の中では、私8項目お願いしました。その中にあと、4と5については、関連があるので質問したいというふうをお願いしておりました。その件にして質問しますので。恐らく部長さんも大変なんで、中々私言うこと理解出来かねて、私説明が悪いからあれだと思わんですが、振興課の方で専門的におるので、代弁でも良いですから、回答してください。良いですか。

○若生副知事（議長）

はい。

○阿部理事長

それじゃあ質問しますよ。今回、今部長さんが言いましたように、この漁場設定に関して、GPSでこの基点を求めたとなっておりますが、その前に今資料だした緯度経度で出しております。この基点をどのようにして出しましたか。それをGPSできちんとこの図面に載せたわけですから、きちんとこのGPSに載せる前に、皆さんが県が出したこの資料、緯度経度で何度何十分、Aの地点から2,500メートルだら500メートル。3,000メートルだら3,000メートル出た区画でもって、特区の漁業権を設定しているわけだから、どうしてこの基点を求めて、メートルを出して、この緯度経度の図面にこれを合わせたら、そこの説明を求めます。

○若生副知事（議長）

あどうぞ事務局の方で、お答えください。

○阿部理事長

これ資料出ておるんですよ。今日の資料に。だから私質問しておるんですよ。資料内容の、質問してるんではありませんよ。

○小林水産業振興課長

此処に記載してあります地点については、洋上で位置を確認してGPSで落としております。

○阿部理事長

洋上で確認したとなっておりますが、これには県の資料には、きちんと漁場の基点。基点が示されておるんですよ。漁業権番号が書かって、これが今日の資料に付いておるんですよ。

○廣野水産業基盤整備課長

今阿部さんが仰っているのは、資料の4-2-1のことでございますね。

はい。4-2-1は今の現行のですね、漁場計画、免許の状況でございます。これには、あの物標方位ですよ。いわゆる物標方位です。何処の地点からどっちの方位で何メートルというので示してあります。その他のも含めてですが、我が県含めて全国的に漁業権の切替の作業の中で、3月の海区委員会でも漁場計画をお示ししました。

○阿部理事長

課長さん質問。回答の途中で申し訳ない。くどい話は良いから時間が無いんだから、私はこの基点から、今回の特区入る漁場のこの基点の位置をどのようにして求めたかって、質問しているわけだから。

○廣野水産業基盤整備課長

はい。今回の特区の漁場は、資料別添の3にもありますとおり、物標方位ではなくて他のと同じ、他のと同じですが、緯度経度のみです。それは今ご説明したとおり、洋上で測っています。

○阿部理事長

物標のあの基点から測った、距離であつたら、何もこれに緯度経度のGPSの位置出す必要無いんでないの。これは完全にGPSに移した図面でしょ。

○廣野水産業基盤整備課長

今GPSを直接測ることは、出来ますので、洋上で船の上でGPSで直接計測いたしました。

○阿部理事長

そうであつたら、そうであつたら、此処に今回の桃浦の桃浦の漁業権が2,633。この基点が何処になっておりますか解りますか。小林振興課長。

物標で測定したっていうんだら、この基点が何処に基点をおいてこういう位置を出しておるんだか

確認したの。

○小林水産業振興課長

2, 633っていうのはこちらの図面ですが。

○阿部理事長

22, 633ってこれにも出ておるでしょ。ここの基点。ね。資料出した。ここにも書かっただけ。石巻市狐崎浜の大室崎。基点として、ここから真方位の、何千何百メートル。4点5点基点をとって、此処の漁場を設定しているんだよ。それを確認したのかっていうことを私確認したかって聞いてるんだよ。大室崎の狐崎の大室崎の基点を確認したかって。

ただ、これは、この図面を見る限りでは、当時のさっきから部長さんが説明しておる、ボンデンの基点をGPSで測定して、それをGPSの緯度経度にいれて図面に表す。そしてそれをまた、この図面にただ合わせて、そう言ってるだけ。それは誰も解らないと思って言ってるんだ。

だから、これをよく見なさい。桃浦にある漁場。この基点は必ず石巻市狐崎浜の大室崎に基点があって、こっから基点方位取って、何千何百メートルがきちんとこの漁場だってあんたらがやってきたんでないの。平成10年の漁業権更新の時。

こんな曖昧なことで、それは特区法に沿ってさっきから副知事さん、あるいは部長さんが説明して特区入れんのは解るけど、曖昧だよこりゃ。

○若生副知事（議長）

事務局の方で何か補足説明あればお願いしたいんですが。

あの、確認するんであれば、これから確認ちゃんとして頂きたいと思いますが。GPSですから、基点によって他の方が変わってくるとなると、確認しないといけないと思いますが、基点はGPSでは測れないんですか。狐崎浜のほうは。

○阿部理事長

狐崎。何で私あの副知事さん私ね。確認したかって言うと、基点が今回の津波で、恐らく流されておるんですよ。基点の場所が。だから私確認したかっていうこと言ってんだよ。

それを、ただ図面にこうして載せるんだら誰でもできんだよ。こんなの。

○小林水産業振興課長

資料の4-2-1これは現行の物標方位です。今回の切替から全て緯度経度表示にするということで、皆さんのヒアリングを行いながら、現状に合うところであれば、現状に合う所の緯度経度に落としていくという作業をしてますので。

○阿部理事長

そうであつたら、どうして、今回いくら特区法と言えど、こういうこれ航路。航路をこのように曲げて、これが船入る航路って言えますか。

従前の桃浦の漁場についてはこのように、一直線に桃浦の今日皆さんもおるけど、本来であれば桃浦に旋網船団の、まぐろ船があつて、山の上にドトウ（導灯）って当時あつて、それが入ってこれる

ように、夜でも入ってこれるように電気二つ合わさって、眠ってでも入って来れるようにドトウ（導灯）が有ったはずなんだよ。

それは時代の流れで桃浦にも大型船が無くなったから、それはない。それは良いけど、このように直線になっておったものを何でこのように。

航路、水路だら解るよ。航路として県が、今回特区入れんのにこのような、漁場の策定したの。考えられますか。皆さんだっておかしいと思うよ。

副知事さん今日時間ないんだら、私後でいくらでも来て、海区でもこのことに関していくらでも議論したいと思いますから。ただこれだけは保留にしておきたい。

○廣野水産業基盤整備課長

一般にもと真っ直ぐだったのが曲がって計画しているのは事実です。ただ、他の浜も含めてですね、航路が全て真っ直ぐになっているかというと、そうでは無いと思います。

○阿部理事長

あの課長さん。それだけはねえ、今のは、議事録から外した方がいいよ。県が指導したんだよ県が。それで航路だから200メートルそれが、今度県が率先して150メートルにすんなら、そんなにまでつつぱんだら、明日一斉更新のヒアリングやり直して、33支所集めて、そして、航路は150メートル有ればいい。ジグザグに付けでもいい。そういう指示県として出しなさい。

○廣野水産業基盤整備課長

そこは先ほども部長の方からもお話ししましたが、以前、以前主要な航路について200メートルと指導していた事はございましたが、今は定期船も無くなりましたので、そういうことは指導していません。

○阿部理事長

あの課長さん。あんまりね、課長さん水産庁から来たから私責めないんだけど巡航船ていうの、昭和50年代の前半で終わったわけ。そのとき、此处に、今回の此处に特区入る浜に、月浦に金毘羅丸。荻浜に明神丸っていう魚運んだりなんかして、当時このように漁場沖まで拡大してない。拡大してないの。平成10年の一斉更新に我々もカキの漁場が、枯渇して、密殖して、どうにもならないからっていうことで、15年拡大して頂いたの。そんなときの巡航船、桃浦の皆さんおりますよ。

巡航船で当時、桃浦からでた巡航船は小竹に、海岸沿い走っていった金毘羅丸っていう巡航船は、折蛤に入って魚を積んで渡波に行くだけだったんですよ。

巡航船有るから当時の巡航船15トンか10トンの200メートルの航路要らなかったんだよ。だけど、桃浦が一番早く第2種漁港。さっき言ったまぐろ漁船・旋網船が何ヶ統も入って行って、出入りするのにこれぐらいあったんだよ。

だから、この議論したって、私負けるつもりないが、良いから後で、議論すつから。だからこれだけは、副知事さんこれだけは譲りませんからね。このために特区入れるなんて言ったんで、とんでもない騒ぎになりますから。

○若生副知事（議長）

そのためにといいますのは。

○阿部理事長

いやいや。この、このこれをね。この位置、それから図面をきちんと我々が理解できるように、修正して、説明して頂かないと、我々はどうしても同意はできませんこれは。漁場については。

○若生副知事（議長）

解りました。今日この復興計画、推進計画の中身、色々御議論いただいて3頁の恐らく1番下の絵に係わるようになってくる訳ですけども、ここで我々やはり漁協さんの考えていうのを書かせて頂いております。

JFみやぎを中心とする関係者の方々は、宮城県による漁業権の特区構想には当初から反対してきており、地域協議会も含め特区法の活用について依然として反対意見が存します。と、これは書かせていただいています。

ただ、県の方の考えとしては、しかしながら以降で書かせていただいて、これを推進計画として、普通こういう書き方は推進計画としては無いんですけど皆様のお気持ちを、我々十分承知しておりますので、こういう書き方で復興計画をまとめたという事です。

今日も色々な御意見を頂きまして、我々の考え方と、やはりぶつかるところも相当ございまして、無論、最後の話と言うのも、その中に入る訳でございますんで、そう言った事を色々、総合的に判断をさせて頂こうと、知事とも相談しながら県で検討会議を開いて相談させていただいた上で、今後どうするかを決めさせていただこうというふうに思っております。まあ、色々議論が出尽くしたような感じがしてございます。はい、どうぞどうぞ。

○伏見運営委員長

当該支所としてですね、先ほど部長さんの回答がありましたけれど、回答聞いてるとね、本当に今までもマスコミの方もそうだったのだけれど、本当に現場、現状を分かんない人の言う事だと思って、私聞いてました。って言う事は、現場わかんないって言う事は、現場でやってる我々、地元のね、漁業者それが今、どういう状況にいるか、そして、この特区問題が浮上して初年度、震災の初年度、知事が言う特区法を活用するって事で、一時は成りを潜めていたんだけど、更に去年の中頃から、この特区についてかなり、色んな議論をしてきたけれど、ただ我々現場としてはですね、漁業者同士の反発、背中合わせになって、さっきも言ったように、あらゆる所で、とにかく支障を来している訳で、私から言わせてみれば、うちの支所、こんなにムチャクチャにされてしまって、どうしてくれんだって言うような、それ位ね、やっぱり思ってるね。

そして、今までも何回も何回もこのような議論したんだけど、県知事の言い分、我々の言い分って言うような形で、これほど資料4-1にもあるようにね、とにかく我々のこの浜の漁業者は、これだから駄目なんだ、反対なんだって言うるにも拘わらずね、これを断行しようとする知事のこの思いつつうのは、ただ権力に任せて、我々当初1万4千数名の意見書を持って行っても、それも撥ねつけ、更には先日の地区の111名の意見書を持って行っても何ら聞き入れてくれないような、そういうような回答であれば、やった意味も何もないし、現場をやっぱね、良くしてもらわないとうま

くないし、現状、今、桃浦LLCではね、今の現状でキチッと生産をしてやってる、それを何で漁場を区割りしてまでこういう問題を起こしてまで、やんなきゃいけないのかな、これが私達にはちょっと分かんない。

やっぱりね、問題ないって言うかも知れないけど、問題ありなんですよ。この漁場図見ると区割りしたつつう事でね、区割りした漁場図、別紙の1-2、点線であるRからG、RからQTの囲った線、これは桃浦漁場の1番早剥きの場所ですこれ。秋、9月の29日からカキを剥く1番秋の早剥きの場所です。これがうちの方のLLCには入いんない1人の人にこれ位の漁場があるとなるとね、1人の消化能力ってのは知れたものなんでね、今まではこれをクジ引きで正当に使っていた漁場、これがLLCがここの漁場を使えないとなってくると、1番最初の身入りのいい初めて生産する場所が無いって事でね、お互いに生産に支障を来す、必ずこれは目に見えてます。これだから我々は言う、陸の人は分かんない、そういうようなこともわかんない人達が言う話であって、我々からしてみれば、この漁場は1人でここを使ってやって行くのには勿体ない。

やっぱりこの水産特区を導入しなければ、これは皆でまたクジ引いてLLC側も使える、混じんない人も使えるって言うような形で、生産は向上する訳なんです。これをやっぱりね区割りしたから、区割りしたからって事で、決めつけるとお互いにね、さっきも言ったように双方に生産の減少が見られる訳で、こういった事をね、報道陣もそうだけれど、議会の方でもそうだと思うんだけど、水産関係以外の方は分かんないと思うんだよね。現場、現場を分かんない人がどうのこうのってね、浜の事を、今理事長も言うようにね、この漁場の使い分け、あと設定の仕方、やっぱりね、分かんない人間がこう言う事を出して来てやるって事は、いかがなものかと思う。

そしてね、この問題でもってね、特区の問題でもって、先日、部長も長田次長も廣野課長も来て、うちの方の本所の方に来て、説明会って事でやったんですけど、あの説明会をどう受けとめていくか、隣接する委員長さん方から厳しい意見が出されたと思います。それをどう受け止めているのかなって私は思いますし、今後ね、色んな形で問題が起きた場合、これ位じゃ済まないんじゃないかなって私は本当に懸念してる訳ね、そういった事になった場合、県ではどのような形で解決していかれるのかなって。やっぱりこれが1番我々にとっては足かせにもなっているし、自分達が今、復興に向けて、家も船も資材もないって言うのは皆同じです。

さっき社長言ったけどもね、桃浦だけじゃないです。各浜全部です。私含めて私も家も船も、一切全部、着の身、着のままやっとの思いで津波に飲まれて生還した1人なんで、今私は本当に怖い物は何にもない。それから見てみれば。ただ、背中にしょってるものは一番大きいっていうふうに自負してるんでね、この危機を乗り越えなきゃ、甘い方甘い方に行っただけじゃあ皆が駄目になって来んのかなって思うんでね、強くそれを要望するし、区割りをやった事でね、この生産性の減少も必ず出ます。

だから今、今度ねLLCに仙台水産が入って6次化までやるって、それには何にも反対しないですよ。それで先日ね、うちの方の隣接する地区、支所の浜々どうして特に若い連中が集まったんです。その時、出た言葉が自分らは、40代の連中が大半だったんだけど、我々は後継者としてね、LLCに入ってくる人間、若い人達が入ってくる人間には何ら反対はしないって、そしてむしろ自分達の中に溶け込んで、そして一緒にこの漁業を営んで横の繋がりをとってやりたいって、分かんない事

はみんな教えてやるって、だけでもこの漁場の区割りでもって特区をやったおかげで、これが1つの足枷になっているようでは駄目だって、この中にもね、この資料の4-1-1、この中にもみんな書かってんですよ。

こういう事なければ、なんらね、今の時代だから、いつも私言うんだけど、こういう6次化までやって行くのはなんら反対しない。共販制度を崩してはならないって昔、漁連の方から、漁連時代からやって来たけども、今の時代、そういうような時代でないし、漁協の一員であれば漁協に販売手数料から何かキチッと入れてもらえば、そういう販売方法だってしかりだって事で、まあ今はそういう事を取って、そしてLLCを組合員にした訳ですよ。それを何故また、更に特区を導入して区割りをしなければならぬのかって、これさえなければ皆、仲良くやって行けるし、仙台水産の販売力をもってね、牡鹿半島全体の水産物を取り扱ってもらえれば、更に桃浦地区が発展すんのかなって、半島地区が発展すんのかなって私は思ってます。

そう言う事が、1番県の進め方じゃないのかなって思うんでね、そこをね、今日来ている皆さん、良く胸にしまってもらって、私が言った事、現場でやってる人間ですから、ここにも今傍聴してましかも、必死になってやっている最中です。桃浦だけが被災したんじゃないです。だから桃浦の人達も一緒になって我々と一緒になって、漁協と一緒にやって行くっていう。一致団結、一致団結。それを掲げてやって行かなくちゃ、これはこの危機を打破することはできない。今この特区を導入してやるべきものでは絶対無いと思いますんで、その辺、県の方も知事も認識してもらいたいなというふうに思います。以上です。

○若生副知事（議長）

よろしいでしょうか。すいぶん推進計画から別な方の本文の方に入って行ってしまう訳ですけども、特区法が認められる、認められない、段階の話だと思います。

この件について県の考えについて申し上げなければならないと思いますんで、申し上げますけれども、皆同じなんですけれども、相当壊滅的な被害を皆さん受けた訳でございます。そういった時に色々な、漁業ですと浜々に色々な事情がありまして、いわゆるもう再開が出来ない浜も相当あると我々危惧しました。そう言った時に行政の役割って言うのは、色々な復興の手段を提案するっていうのは行政の役割だと思います。

そういった事で、漁業に限らず農業でも、いわゆる企業の投資特区でも色々なものを提案させて頂きました。そして、その特区を使って一日も早い復旧を図ろうとする方々に応援しようと言うスタンスを取った訳でございます。ですから桃浦の地区の15名の皆様は特区で復興を果たしたいと、そこを選択した訳ですから、我々はそれを応援したいというふうに思ってます。

その代わり、その隣接の浜の方々との融和と言うのも必要でございますので、これは我々、これからも色々な面で意を尽くさせて頂きたいと思っております。そう言った意味で特区がどうしても駄目だと言うんじゃないくて、特区を使うところがあっていいし、特区を使わないで6次化産業を頑張っていくところもあるし、色々な所が浜々で事情が違いますから、それぞれ皆さんが色々なものを選択して、また漁協さんがバックアップして宮城の水産産業を頑張らさせて頂きたいなという思いです。

そういった意味で、いわゆる復興の1つの手段として提案しているのが特区でございまして、その浜を分断するとか、色々言われてますけれども、必ず解決策はあると思っておりますので、そこを御理解を賜りたいというふうに思っております。

色々皆様から御意見が出ましたけれども、先ほど伏見さん意見が出尽くしてないと言う事でお話がありましたけれども、大体出尽くしたような感じがしてます。それで賛成の方の大山さん島貫さんの方で何かお話ございましたらお願いしたいと思うんですけれども、特によろしいですか島貫さんの方、はいどうぞ。

○島貫会長

今、最後に意見、発言のあった伏見さんには私、直接お会いしたことは無いんですけれども、うちの部下がかなりの頻度で通ってまして、色々な事で意見交換をしております、色々なエールを送ってもらったと言うふうにも解釈しております。やはり宮城の水産業をどのようにやって行くかというのは、これは大変大事な問題であって、我々も対立を望むものではないです。決して対立を煽るつもりもないし、今後も協調して漁協さんと一緒にやっていきたいと強い気持ちがございます。

ただ、やっぱりこの制度論になりますと、この制度そのものに反対と、制度を活用してやるというふうな2極に分かれる事は当然の事であって、これは何処までもすれ違いかなというふうに思います。でも重ねて意見として言いますけれども、やはり協調して宮城の水産業の復活をなんとか図っていきたいという思い出いで一杯です。そのような意見でよろしくをお願いします。

○若生副知事（議長）

ありがとうございました。時間も随分経ってきました。この辺で本日、あっそうですか。どうぞ。

○菊地会長

さっき、うちの理事長が言った、この件、まだ納得してないというふうなんで、向こうに申請する前に今日、大筋での説明があったので、そこをちょっとすり合わせしていただきたい。それから、この復興推進計画の案に関してはやっぱり漁業者と県の方の案と大分乖離している。

やっぱりいろんな矛盾点もあるし、我々が中々理解出来ない所もあるんで、今日の会議の趣旨は解ってます。解ります。であればさっき会長が議事録をと言ってますが、その議事録なり何なり後々、色々なトラブルがあった時に、今度は県の方がここは仲裁できないんでね、誰が仲裁するのか、そこは1番大事などこなんで県が主導して来たんで県が行司役果たすことが出来なくなりましたから是非あの今日の会議内容、それからこれまで我々が主張して、説明してきてもらった内容、詳細に分かるようなあれだけは頂きたいと思っております。

○若生副知事（議長）

事務局でなにかありましたら、今の会長さんのお話しに対しまして。

○菊地会長

なんだや、無理難題でないからいいっちゃ。

○若生副知事（議長）

オッケーね。解りました。皆さんどうもありがとうございました。長時間にわたりまして議事進行の御協力御礼申し上げます。

今後ともまた続きます。皆さんよろしく、復興続きますんで、よろしくお願い申し上げまして議長の役を終わらせて頂きます。本当にありがとうございました。

○小山副参事

ありがとうございました。以上をもちまして水産業復興特区地域協議会の一切を終了致します。

水 振 第 19 号

平成25年4月8日

宮城県漁業協同組合

経営管理委員会会長 菊地 伸悦 殿

宮城県農林水産部長



「県当局の見解を求める事項について」への県の考え方について（回答）
東日本大震災からの本県水産業の復旧・復興につきましては、日頃格別の御
協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年4月4日に開催されました宮城県石巻市桃浦地区水産業復
興特区地域協議会において、貴組合から依頼のありましたこのことについては、
別紙のとおりです。

(担当)

宮城県農林水産部水産業振興課

課長 小林

TEL022-211-2930

FAX022-211-2939

宮城県漁業協同組合からの「県当局の見解を求める事項について」への県の回答

I 「県当局の見解を求める事項について」

1 2月19日、地元地区の漁業者が提出した意見書にある7つの項目について、具体的に回答を示されたい。

(1) 生産性の高い漁場・低い漁場があるため、桃浦のカキ生産者は毎年漁期前にクジで漁場を決め公平に使ってきたが、桃浦合同会社の漁場を区割りをすると、他の桃浦カキ生産者の漁場が固定化されてしまい生産に影響が出る。

桃浦LLCに加入しないカキ養殖業行使希望者1名の漁場に関する意向を確認した結果、カキ養殖業行使希望者1名の意向としては、再開する可能性ある者も含め、計3名分の漁場として、1年目の生育を行う仮殖場を確保するとともに、2年目以降も筏を移動せずに周年養殖を行いうる沿岸の漁場を確保して、さらに、沖合の漁場も一部確保したいとの意向でした。

このカキ養殖業行使希望者の意向を桃浦LLCが受け入れることにより区割りをを行い、これにより操業の継続に支障がない旨カキ養殖業行使希望者に対し確認をし、区割りを確定していますので、生産に影響が出るとは考えておりません。

(2) 組合管理の漁場であれば筏のはみ出しなど法的に問題なかったが、隣り合う桃浦合同会社の漁場へのはみ出しは3年以下の懲役・200万円以下の罰金と重い法律違反になるため、隣接する漁場は十分な養殖筏の転換が難しくなる。

県が平成24年11月から平成25年2月までに行った陸上及び洋上での実態調査の結果、従来から各浜のカキ養殖漁場は固定化されており、漁場のはみ出しを容認するような入り会いの事実はなかったことを確認しています。その上で、これまで桃浦でカキ養殖を営んでいた漁場内に特区を適用しますので、他の地区の漁場もこれまでどおりです。したがって、筏の展開が難しくなるような区割りとはなっていないと考えています。

(3) 桃浦合同会社に漁場を与えれば、将来自分で養殖を行いたいという桃浦の生産者が現れた場合、与える漁場がなくなる。

県が平成24年12月4日から25日までの間、桃浦地区の関係者にカキ養殖に関する意向聴き取り調査を行ったところ、健康が回復した時にカキ養殖を再開したいという思いがある1名の方以外は、今後5年間でカキ養殖を希望している漁業者の方はいませんでした。このような事実がありますが、将来の新たな地元からの養殖希望者のための漁場も確保した区割りとしているところです。

- (4) 9月の漁業権の一斉更新に向けて、漁場環境に配慮し密植防止を図り、高品質の養殖品を生産していくため、広間隔で筏を展開できるよう、現行漁場を統合し大区画漁場として新たに申請する計画であるが、この計画の実現が難しくなる。

県が平成24年11月から平成25年2月までに行った陸上及び洋上での実態調査の結果、各地区ごとのカキ養殖漁場は、従来から固定して利用されており、地区間で漁場が重複又は入り会いをすることがないことを確認して区割りし、境界を確定しています。

このことから、桃浦の漁場を特区適用漁場としても、周辺の浜のカキ養殖業者のこれまでの漁場に影響するものではありません。また、県としても、11月以降、洋上での調査や直接漁民の方の話をお聞きし、桃浦周辺の漁場で大区画化するものは大区画化した漁場計画案を作成し、平成25年3月25日の海区漁業調整委員会に諮問したところです。これらにより、周辺の浜のかき養殖業者の水面の総合的利用に支障を及ぼすものではないと考えています。

- (5) 組合が窓口となり関係浜が共同で行う筏数制限や展開の方法などを取決める機能がなくなり、漁場の秩序維持が難しくなるなど浜に問題を引き起こす。

桃浦LLCは、周辺地区の漁民のカキ養殖についての漁場利用は従来どおりであり、密殖等で周辺に迷惑を及ぼさないことについて、県及びJFみやぎに対して別添の書面で誓約しています。

なお、県として、桃浦LLCと地元漁民との間に入り漁場の秩序に無用の混乱が生じないよう必要な関与を行っていくこととしております。

- (6) 過去に県の指導で沖の漁場は共有で申請し免許され、浜の話合いで漁場を配分したものである。これを震災時の今あえて分断しようとする県のやり方に不信感を抱くようになっている。

県が平成24年11月から平成25年2月までに行った陸上及び洋上での実態調査の結果、従来から沖の漁場は、実態として地区ごとの漁場は決まってい、重複したり、入り会ったりすることはないという実態を漁業者立会いの下で確認し、その境界を確定していますので、これまでどおりの漁場の利用を継続するのに問題がないと考えています。

なお、県として、桃浦LLCと地元漁民との間に入り漁場の秩序に無用の混乱が生じないよう必要な関与を行っていくこととしております。

- (7) 桃浦合同会社は昨年よりカキ生産を行う計画だが、カキ生産も終盤を迎えようとする今に至っても全く生産が始まっていない状況にある。安定した経営がなされ地元の復興に役立っているのか、将来逆に混乱をもたらさないか大変心配である。

桃浦LLCは、地元水産物卸会社の経営指導・資本参画等を受け、かつ、これまでカキ養殖を営んできた地元漁民が組織した法人ですから、地元漁民が元々有するカキ養殖事業を適確に行うに足る技術的能力を有しています。また、地元の水産物卸会社の経営指導・資本参画等を受けることから、経理的基礎と十分な社会的信用を有しています。

このことから、安定した経営がなされ、地元の復興に役立っていけるものと考えています。

- 2 計画（案）の中では「地元漁民の生業の維持及び関係漁民の特区適用漁場の属する水面の総合利用に資料を及ぼすおそれがない旨の確認を行った。」とあるが、どのような事実をもって確認したとの判断を行ったのか明確に示されたい。

詳細は、3月21日に県からJFみやぎにご説明し、また、4月4日の地域協議会において説明した復興推進計画（案）の別添4のとおりですが、概要は次のとおりです。

計画している特区につきましては、これまで桃浦地区のみがカキ養殖を営んでいた漁場が対象です。そして、県が平成24年11月から平成25年2月までに行った陸上及び洋上での実態調査の結果、従来から、各浜ごとのカキ養殖漁場の場所は従来から固定して利用されていることや、地区間で入り会いすることがないことを確認して区割りし、この漁場内に導入するものです。したがって、この区割りにより、関係漁民の営むカキ養殖の継続に支障は生じません。

また、カキ養殖業行使希望者の方と桃浦合同会社の間で漁場の区割りの調整については、桃浦LLCがカキ養殖業行使希望者の意向を受け入れるということで区割りをを行い、操業の継続に支障がない旨をカキ養殖業行使希望者に対し確認をし、区割りを確定させました。

また、特区適用漁場において関係漁民により重複して営まれる可能性のある第一種及び二種共同漁業、そして刺網等のその他の漁業の扱いについても関係漁民の漁業継続に支障のないよう対応する旨、桃浦合同会社は宮城県知事及びJFみやぎに対し別添のとおり誓約しています。したがって、この区割りにより、関係漁民の営むこれら漁業に支障は生じません。

さらに、区割り案を最終化するに当たりまして、関係漁民の意見を聴く場を複数回設けて対応した結果、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の特区適用漁場の属する水面の総合利用に支障を及ぼすことを具体的に示す意見はありませんでした。

- 3 地域協議会は、計画及びその実施に関する多様な意見が反映されるよう配慮することとなっているが、当協議会に密接な関係を有する地元漁業者から参加要請があったにもかかわらず参加させない理由を示されたい。

地域協議会は、平成24年10月1日、JFみやぎ会長名で、知事宛てに、地域協議会の開催について要望をお受けしたことを踏まえ、設置することとしたものです。要望者である会長はもちろん、県漁協の皆様のご要望を踏まえ、また、宮城県の漁業者のご意見を十分に伺えるよう、理事長、桃浦地区の属する石巻地区支所運営委員長にも参加していただきました。

地域協議会を組織する宮城県として、復興特別区域法第13条第3項の「協議会に加えることができる」密接な関係を有する者として、上記3名が的確と判断したところであり、復興特別区域法の趣旨に合致したものと考えております。

- 4 今般の航路の変更し、新たな漁場として設置することについては、当方としては生産性の低下をはじめとして、水面の総合的利用に支障があると考えるが、県が支障が生じないとする明確な理由を示されたい。

航路の幅は150mを確保しており、石巻地区の周辺の航路と同様の幅で、漁船の航行に支障はありません。航路については、以前、定期船が運航していた際、県としても定期船が通る主要な航路について200mの幅を確保するよう指導していたことがあります。現状では、桃浦も含め、定期船の運航しているところはほとんどないため、県としては支障が生じないと考えています。

- 5 9月の漁業権一斉更新にむけて、漁協各支所は個別に漁場計画（案）をつくり県のヒアリングを受け整理をしている。

当石巻地区支所は養殖漁場を大きく括（くく）り大区画化する計画を県に提出しているが、県は区画漁業権についてのヒアリングを行わず特区漁場を設定しようとしている。県はなぜヒアリングを行わないのか、また、大区画の計画を一斉更新にどう反映させるのか回答願いたい。

県として、石巻地区支所の区画漁業権のヒアリングは昨年10月16日に実施しており、その際、養殖漁場を大区画化する計画をお聞きしたことを踏まえ、ご説明したとおり桃浦周辺の漁場で大区画化できるものは大区画化しているところです。県としては、これらを踏まえて、本年9月の漁業権一斉切替に向けた漁場計画案を作成し、3月25日の海区漁業調整委員会において諮問したところです。

- 6 区割りの了承について、将来的な紛争を防止するため、関係漁業者の書面同意をとるよう県に要請しているが、実施しない理由を明確に示されたい。

計画している特区は、これまで桃浦地区のみがカキ養殖を営んでいた漁場が対象です。そして、県が平成24年11月から平成25年2月までに行った陸上及び洋上での実態調査の結果、従来から各浜ごとのカキ養殖漁場の場所は従来から固定して利用されていることや、地区間で入り会いすることがないことを確認して区割りし、この漁場内に導入するものです。したがって、この区割りにより、関係漁民の営むカキ養殖の継続に支障は生じません。

また、カキ養殖業行使希望者の方と桃浦合同会社の間で漁場の区割りの調整については、桃浦LLCがカキ養殖業行使希望者の意向を受け入れるということで区割りをを行い、操業の継続に支障がない旨をカキ養殖業行使希望者に対し確認をし、区割りを確定しました。

また、特区適用漁場において関係漁民により重複して営まれる可能性のある第一種及び二種共同漁業、そして刺網等のその他の漁業の扱いについても関係漁民の漁業継続に支障のないよう対応する旨、桃浦合同会社は宮城県知事及びJFみやぎに対し別添のとおり誓約しています。したがって、この区割りにより、関係漁民の営むこれら漁業に支障は生じません。

さらに、区割り案を最終化するに当たりまして、関係漁民の意見を聴く場を複数回設けて対応した結果、地元漁民の生業の維持及び関係漁民の特区適用漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼすことを具体的に示す意見はありませんでした。

これらの事実に基づいて、地元漁民の生業の維持及び特区適用漁場の属する水面の総合的利用に支障が及ばないことを確認しています。

なお、県として、桃浦ＬＬＣと地元漁民との間に入り漁場の秩序に無用の混乱が生じないように必要な関与を行っていくこととしております。

- 7 地元石巻市は水産特区に密接な関係を有していると理解しているが、協議会に参加していない理由を教えてほしい。また、市からの意見があるのならご提示願いたい。

地域協議会を組織する宮城県として、漁業者の皆様のご意向を十分にお伺いするためには、復興特別区域法第13条第3項の「協議会に加えることができる」密接な関係を有する者として、県漁協会長、理事長、地区支所運営委員長の3名が的確と判断したところであり、復興特別区域法の趣旨に合致したものと考えております。

なお、石巻市につきましては、地域協議会に参加はしていただいていないところですが、復興特別区域法第4条第3項の規定に基づき、関係地方公共団体として、石巻市のご意見をお伺いし、復興推進計画に添付しているところです。

- 8 水産庁長官通知（H23.12.26）では、「公的融資などの施策により、地元漁業者による自力での養殖業の再開が可能となる場合には、特例の対象とならないと考えられる。」とある。

桃浦ＬＬＣは、国・県等による各種施策等が取り入れられ、地元の漁業協同組合による漁業権管理により既に組合員となり漁業権を行使している。したがって、特区を適用（漁業権の直接免許）する状況が既に失われていると、当方は認識しているが、県が今なお、特区を適用する状況が存在するとする理由を明確に示されたい。

高齢化と後継者難で震災後カキ養殖の再開の決断を自力で行うことを断念していた桃浦地区の漁民が今日カキ養殖を再開できた大きな理由は、仙台北水産の参画による法人の設立で新しいビジネスモデルを作っていくことへの期待からであり、桃浦ＬＬＣにより生産が再開されたことをもって、特区を適用する状況が失われたということではありません。

また、桃浦ＬＬＣがＪＦみやぎの組合員となった理由は、地元漁業者と一緒に浜のルールを守っていく意思を示すとともに、9月の特区適用による漁業権取得までの間、生産再開のスタートを早く切るためです。

養殖は生産開始から回収までの期間が複数年にわたり、天候等の条件にも豊凶が左右されます。他方、法人としては相当な初期投資を行い、支援企業はそれらも含めた複数年にわたる資金支援も行うこととなり、これを解消するには数年間が必要となります。

桃浦ＬＬＣが収益性の高い新たなビジネスモデルを作っていくためには、特区の適用により自ら漁業権を取得し、安定的な生産基盤を確保した上で、生産から加工・流通・販売における6次産業化に取り組んでいくことが必要であり、これにより初めて事業継続が可能となるものです。

桃浦ＬＬＣとしては、民間企業の支援を得ることにより、6次産業化の取組を通じ、漁業生産の増大、地元漁民の生業の維持及び雇用機会の創出を図り、持続的で安定的な地域産業の形成と復興を推進するものであり、復興特別区域法による特例の対象としていくことが必要かつ適切であると考えています。

Ⅱ その他

1 桃浦ＬＬＣが漁場を抵当に入れた場合はどうなるのか。

漁業権は生産者の権利を守るために物権的権利と位置付けられているので、制度上抵当権の設定は可能です。しかしながら、全国的にも実際に抵当権を設定している例はないと承知しています。

このことについては、県から桃浦合同会社及び仙台水産に対して、抵当権を設定する意思はないことを確認しています。

2 特区適用漁場の位置及び区域の表示について

漁場の位置及び区域の表示については、県として、本年９月の漁業権の切替に際して、特区適用漁場だけでなくすべての漁場について、漁場計画における表示を緯度経度で行うこととしています。これは、GPSが普及し、誰でも緯度経度を把握することが容易となったことなどを踏まえたもので、このことはＪＦみやぎにもご説明し、了承いただいているところです。

3 地域協議会で発言された菊地会長の「宮城県の復興推進計画（案）に関する所見」

これに対する県の回答については、上記回答と重複するため、上記回答をもってその回答と致します。

養殖・加工施設の補助事業の概要

1. 養殖用資機材等緊急整備事業

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた養殖業の復旧・再開及び発展のため、漁業者グループ等が行う養殖用資機材や養殖生産物の付加価値向上のための施設等の整備に要する経費について補助するもの。

- (1) 予算額：390百万円（平成24年度9月補正）（県単(復興基金)）
- (2) 補助率：補助対象事業費の1/2以内
- (3) 補助対象者：漁業者グループ、法人等（国の補助事業の対象者以外）

2. 養殖業再生事業

本県養殖業の復興と発展に向けた6次産業化を推進するため、漁業者主体の法人のうち、養殖業の6次産業化モデルとして具体的かつ実現可能性が高く検証可能な経営計画を有する法人に対し、当該事業に必要な施設等の整備に要する経費について補助するもの。

- (1) 予算額：260百万円（平成24年度9月補正）（県単(一般財源)）
- (2) 補助率：補助対象事業費の1/3以内
- (3) 補助対象者：1の養殖業資機材等緊急整備事業の採択を受けた法人

3. 国産水産物流通促進事業 流通促進取組支援事業「目詰まり解消プロジェクト」

国産水産物の流通促進と消費拡大を目的とした公募型の補助事業を活用して高圧力キむき機1台を導入。

- (1) 事業名：平成26年度流通促進取組支援事業（目詰まり解消プロジェクト）
- (2) 事業費：91,560千円（補助金 45,250千円）（国庫）
- (3) 完成年月日：平成27年3月26日

復興に係る雇用対策の助成事業の概要

○ 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費

(うち、事業復興型雇用創出事業)

産業政策による支援と一体となった安定的な雇用・就職機会の創出のため、グループ補助金や金融支援などの産業政策による支援を受けた事業所が、被災求職者を期間の定めのない雇用等で雇い入れた場合に、3年間にわたり人件費の一部を助成する。

(1) 予算額 38,771百万円の内数(平成25年度当初予算)

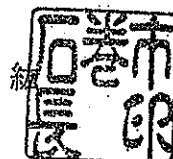
(2) 助成内容

- ・ 平成23年11月21日以降の雇用者が対象(雇い入れ者数の8割まで再雇用者も対象)
- ・ 助成額は、1人当たり最大225万円(3年分)を段階的に助成、1事業所につき1億円が上限、短時間労働者等で助成金額が異なる。

石 水 第 2 5 0 号
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

石巻市長 亀 山



石巻市桃浦地区水産業復興特区に関する意見

石巻市の沿岸地域は、基幹産業である漁業が津波により壊滅的被害を受けており、桃浦地区においても、地域経済を支えてきたカキ養殖施設や漁船などに甚大な被害があったことから、経済活動が停滞している状況にあります。

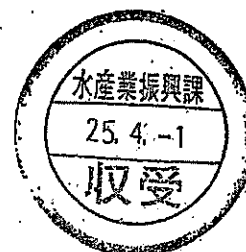
このため、桃浦地区の漁業者が主体となり、民間の資金やノウハウを導入するため合同会社を設立し、漁業権の免許を受けて養殖業と水産関連産業の復興を図ろうとしていることは認識いたしております。

一方で、桃浦地区内には、合同会社に参加しないカキ養殖業者が存在し、周辺地区には刺網などを営む漁業者がおります。

漁村地域においては、震災からの復興に向け、浜が元気と活力を取り戻していかなければなりません。その主体となるのは地域の漁業者でありますので、これまで培われてきた漁村のコミュニティを守り、生業の維持や海面の総合的利用に支障がないようにしていただきたいと思います。

また、防災集団移転促進事業などの「復興まちづくり」を考える上でも、地域の「絆」を大切にしながら進めることが求められております。

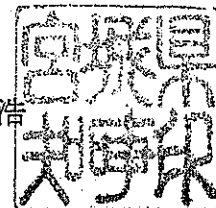
本市としては、漁業者同士が連携し、協調しながら浜の復興に取り組めるよう御配慮いただき、牡鹿半島周辺地域の基幹産業である漁業が、一日も早く復興を成し遂げられますことを切望いたします。



水振第1017号
平成25年3月22日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許の内容たるべき事項（漁場計画案）
について（諮問）

このことについて、別添のとおり計画を定めたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

農林水産部水産業振興課
担当：漁業調整班
TEL：022-211-2932
FAX：022-211-2939

宮漁委第 7 号

平成25年5月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城海区漁業調整委員会
会長 畠 山 喜 勝



定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許の内容たるべき事項
(漁場計画案)について(答申)

平成25年3月22日付け水振第1017号で諮問のありましたこのことについては、下記の条件を付して同意します。

記

- 1 公示番号区第2625号及び2628号から2638号の漁場について
従前からの漁業免許権者である宮城県漁業協同組合(石巻地区支所)からの要望とは異なる区割りであることから、漁場計画を樹立する県の責務として、当該漁場の秩序に無用の混乱が生じないように必要な関与を行っていくこと。
また、宮城県漁業協同組合(石巻地区支所)から要望のあった漁場計画については、航路も含め組合要望を尊重し適切に処理されたい。
- 2 公示番号区第2628号の漁場について
「漁場の位置」及び「地元地区」から「折浜」を外し、「右巻市侍浜、月浦、荻浜」とすること。
- 3 公示番号区第2639号及び2640号の漁場について
対象漁業(漁業の名称、漁業の時期)から「わかめ」を外し、「こんぶ」とすること。
- 4 公示番号区第2642号の漁場について
対象漁業(漁業の名称、漁業の時期)に「わかめ」を追加し、「かき、わかめ」とし、漁業の時期を「9月1日から翌年5月31日まで」とすること。

宮城海区漁業調整委員会事務局
(宮城県農林水産部水産業振興課内)
TEL: 022-211-2938
FAX: 022-211-2939

宮城県漁協石巻地区支所（桃浦支部）の現状と今後の方向性

H30.3.19 東部地方振興事務所水産漁港部

1 桃浦地区の状況・現状

(1) 住宅及び漁業生産施設の復旧・復興状況

- 東日本大震災による地震及び大津波により、県内の沿岸地域は甚大な被害を受け、桃浦地区においても同様に甚大な被害を受けた。(写真 1)
- 震災以降、桃浦地区を含む石巻市内の離島及び牡鹿半島部の住宅再建は、「石巻市復興整備事業・半島部防災集団移転促進事業」により高台移転整備が行われてきた。
- 桃浦地区においては、平成 25 年度から整備が行われ、平成 27 年 3 月までに計画戸数 5 戸（自立再建 3 戸、公営住宅 2 戸）が整備された。(写真 2)
- 一方、同地区において被災した住宅のうち 4 戸は、修繕又は自立再建が行われ、平成 30 年 2 月末現在、高台移転 5 戸及び修繕住宅等 4 戸の計 9 戸が再建されている。(写真 3)
- 震災前の住宅地域の全域は、今なお、災害危険区域に指定されているため、同地区への新たな住宅建設は難しい状況にある。
- 住宅以外には、漁業・経済活動の拠点として、宮城県漁業協同組合（以下：「県漁協」という。）が「桃浦共同かき処理場 1 棟」を、桃浦かき生産者合同会社（以下：「合同会社」という。）が「かき加工場」を整備し、現在、同地区においては、かき養殖やさし網、採介藻などの漁業活動のほか、かき加工・出荷等が行われているが、それ以外の経済活動は行われていない状況にある。(写真 4)

※資料：石巻市 HP「石巻市復興整備事業半島部防災集団移転促進事業等」

県漁協石巻地区支所及び桃浦かき生産者合同会社への聞き取り

(2) 桃浦地区に居住する住民数

- 平成 30 年 2 月末現在、桃浦地区に居住する住民は 13 人（高台移転地域 4 人・震災前の住宅地域に 9 人）となっている。
- なお、平成 30 年 2 月末現在における石巻市住民基本台帳上の同地区世帯数及び人口は、下表のとおりであり、震災前と比較すると著しく減少している。

石巻市住民基本台帳字・丁別人口（桃浦字（蛤浜・稗沢除く））

	震災後(A) H30.2 月末現在	震災前(B) (H23.2 月末現在)	割合 (A) / (B)
世帯数	12	67	18
人口	15	157	10
男	8	72	11
女	7	85	8

(3) 漁港の復旧状況と今後の復旧計画

- 震災により壊滅的な被害を受けた第 2 種桃ノ浦漁港については、平成 23 年度から

漁港施設の災害復旧事業等を導入し、平成 28 年度までに -2m 物揚場 4 箇所 (43.9m, 250.6m, 260.6m 及び 72.2m) のほか、護岸、船揚場及び東防波堤 (209.1m)、西防波堤 (150.0m) など、漁業生産基盤の根幹をなす漁港施設の復旧が完了している。(写真 5)

- 平成 29 年度からは、計画 TP+6m の防潮堤工事 (総延長 934.7m) に着手し、平成 30 年度完成に向けて整備を進めている。

※資料：宮城県東部地方振興事務所水産漁港部「第 9 次漁港整備長期計画桃ノ浦漁港改修事業計画」

(4) 漁業活動等の復旧状況

① 桃浦共同かき処理場の復旧

- 被災した共同かき処理場については、県漁協が事業主体となり、平成 23 年度水産業共同利用施設 (養殖等関連施設) 復旧整備事業を活用し、当該年度内に同処理場 (木造平屋建 190 m²) を復旧整備した。以降、桃浦かき生産者合同会社 (以下：「合同会社」という。) が同施設を利用し、むき身かきの生産を行っている。

② かき加工場の整備

- かき養殖生産と加工・販売に取り組む合同会社は、平成 24 年度宮城県養殖用資器材等整備事業等により加工場を整備し、むき身かきや、業務用冷凍かき、殻付きかき等の加工処理を行い、量販店等に出荷している。

③ かき加工場へのかき高圧処理装置の導入

- 震災以降、被災地域では、労働力不足や沿岸地域から市街地等への人口流出により、労働力確保が厳しい状況にあり、桃浦地区も同様である。
- このことから、合同会社では、かきむき従事者の不足による生産量の減少と衛生管理の高度化に対応するため、平成 26 年度流通促進取組支援事業 (目詰まり解消プロジェクト計画) の採択を受けて、同処理装置を導入し、生産量の増大 (省力化) と衛生管理の高度化に取り組んでいる。

④ かき生産状況

- 合同会社におけるかき生産状況は以下のとおりである。また、同地区内に住所を有する県漁協石巻地区支所所属のかき養殖漁業者 (正組合員) 1 人は、主に殻付きかきを生産し出荷している状況にある。

合同会社によるかき生産状況

資料：宮城県水産業振興課まとめ

年 度	生産量 (トン) ※むき身換算			生産額 (千円)			かき生産 筏台数
	計画	実績	対比 (%)	計画	実績	対比 (%)	実績
平成 24 年	9	4	45	20,200	7,030	35	17
平成 25 年 (特区 1 年目)	85	35	41	198,000	72,900	37	38
平成 26 年 (特区 2 年目)	95	63	66	220,200	135,060	61	56
平成 27 年 (特区 3 年目)	120	79	66	267,700	172,056	64	66
平成 28 年 (特区 4 年目)	140	95	68	303,200	192,684	64	76

震災から 7 年が経過した現在、同地区では、漁業生産基盤となる漁港施設やかき生産施設が整備され、かき養殖とかきの加工処理に係る経済活動が行われている。

2 桃浦地区におけるかき養殖についての今後の可能性

(1) 桃浦地区に住所を有する漁業者の人数とかき養殖を行っている漁業者

- ・ 県漁協石巻地区支所所属の桃浦地区に住所を有する漁業者（組合員）は、平成 28 年度末現在、正組合員 18 人（合同会社 1 含む）、准組合員 29 人、計 47 人である。
- ・ そのうち、同地区でかき養殖業を行っている者は、合同会社 1 法人（正組合員：14 人（法人 1・個人 13））と県漁協に所属する正組合員 1 人の計 2 人であり、同地区の地元漁場では、かき養殖以外の養殖業は行われていない。
- ・ また、平成 30 年 9 月の区画漁業権免許切替にあたり、県では、県漁協石巻地区支所と合同会社等と次期区画漁業権に係る漁場計画策定に向けて協議・打合せを行ってきたが、関係者からは平成 30 年 9 月以降も引き続き、同地区を地元地区とする区画漁業権は、全て、かき垂下式養殖業として免許を得たいとの意向が示されており、現在切替作業中にある。

（2）桃浦地区におけるかき養殖事業の実施の可能性

①合同会社のかき養殖事業の実施の可能性について

- ・ 合同会社は、震災以降の平成 25 年 9 月から区画漁業権の免許を受けてかき養殖事業を行ってきた。平成 30 年の区画漁業権切替後も、同会社が同地区において、かき養殖事業を実施する意志があることを確認した。

②県漁協石巻地区支所に所属する桃浦地区に住所を有する正組合員（個人）のかき養殖事業の実施の可能性について

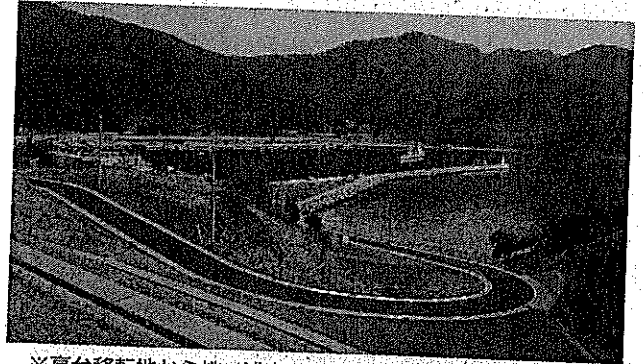
- ・ 震災以降、桃浦地区では合同会社のほか、県漁協石巻地区支所に所属する桃浦地区に住所を有する正組合員（個人）1 人がかき養殖事業を行っているが、同支所支所長に聞き取りを行い、平成 30 年の区画漁業権切替後、その 1 人がかき養殖を行う意思があること、また当人以外に新たに同地区でかき養殖を希望する者はいないことの確認を得た。



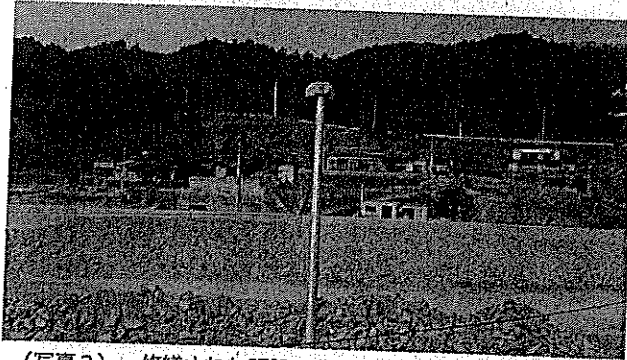
(写真1) 震災により被害を受けた桃浦地区(震災当時)



(写真2) 桃浦地区に整備された高台移転住宅(5戸)



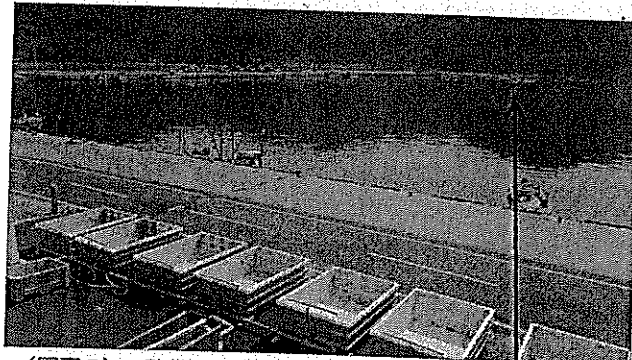
※高台移転地から桃ノ浦漁港に繋がる道路



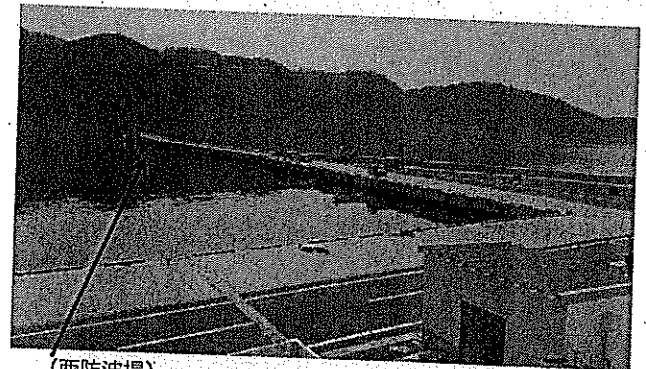
(写真3) 修繕された既設の住宅



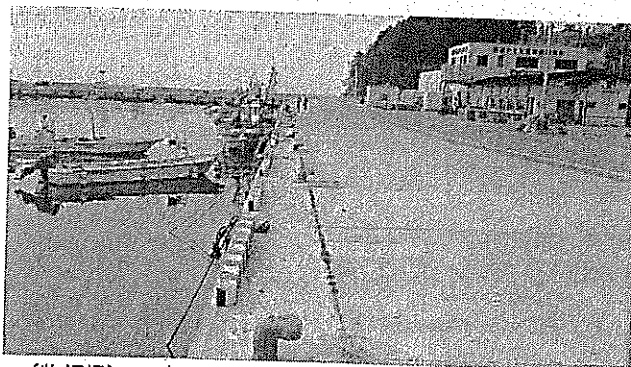
(写真4) 整備された「桃浦共同かき処理場(手前側)」
と「かき加工場(奥側)」



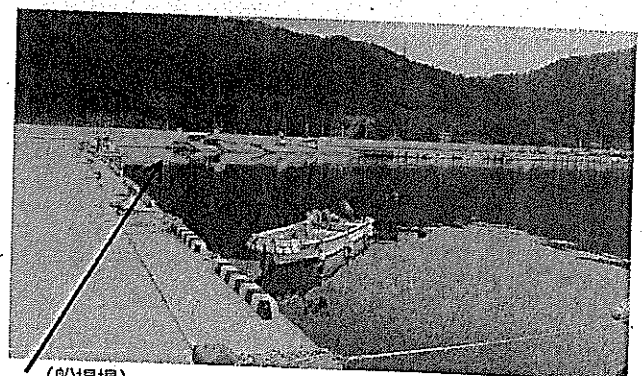
(写真5) 整備された桃ノ浦漁港(物揚場)・(東防波堤)



(西防波堤)



(物揚場)



(船揚場)

桃浦かき生産者合同会社の概要

桃浦かき生産者合同会社

1、法人概要

石巻市桃浦地区(県漁協石巻地区管内)の15人の漁業者が、カキ養殖生産から加工販売までの一貫した取組みを行い、沿岸養殖業における6次産業化と持続的な地域産業形成による再構築を目指し、合同会社を設立。その後、連携先である株式会社仙台水産が合同会社に出資加入。国、県の補助事業を活用し、養殖施設、漁船、加工場、加工機材を整備し、平成26年より6次産業化の事業を本格的に開始。

- ・社名；桃浦かき生産者合同会社
- ・設立年月日；平成24年8月30日
- ・変更年月日；平成24年10月9日(仙台水産加入)
- ・資本金；890万円(漁業者15名計450万円、仙台水産440万円)
- ・社員構成；16名(漁業者15名、仙台水産)
- ・事業目的；①カキの養殖・加工・販売 ②生鮮魚介類・水産加工品の卸・小売等

2、事業計画

- ・震災前120台の生産台数で152トンの剥き身生産であったが、漁業者等の高齢化と労働力不足などにより、85台で110トン程度に止まることから、労働生産性の高い殻付カキ養殖を増大させる。
- ・販売先は、剥き身少量パックで量販店が主体であったが、殻付カキの生産比率を高め、業務筋への販売を拡大することで収益性を高める。
- ・殻付カキは、平成30年度40万個で、平成34年度には120万個を計画する。
- ・以上により、震災前には、生産数量152トン、売上金額194百万円であったものを、平成30年度は100トン、220百万円、平成34年度には110トン、300百万円を計画する。
- ・また、生産数量、生産額の増大に合わせて、平成35年度までに正規雇用27名、臨時雇用29名の合計56名の雇用を計画する。
- ・この生産販売により平成30年度からの黒字化を目指す。

3、その他

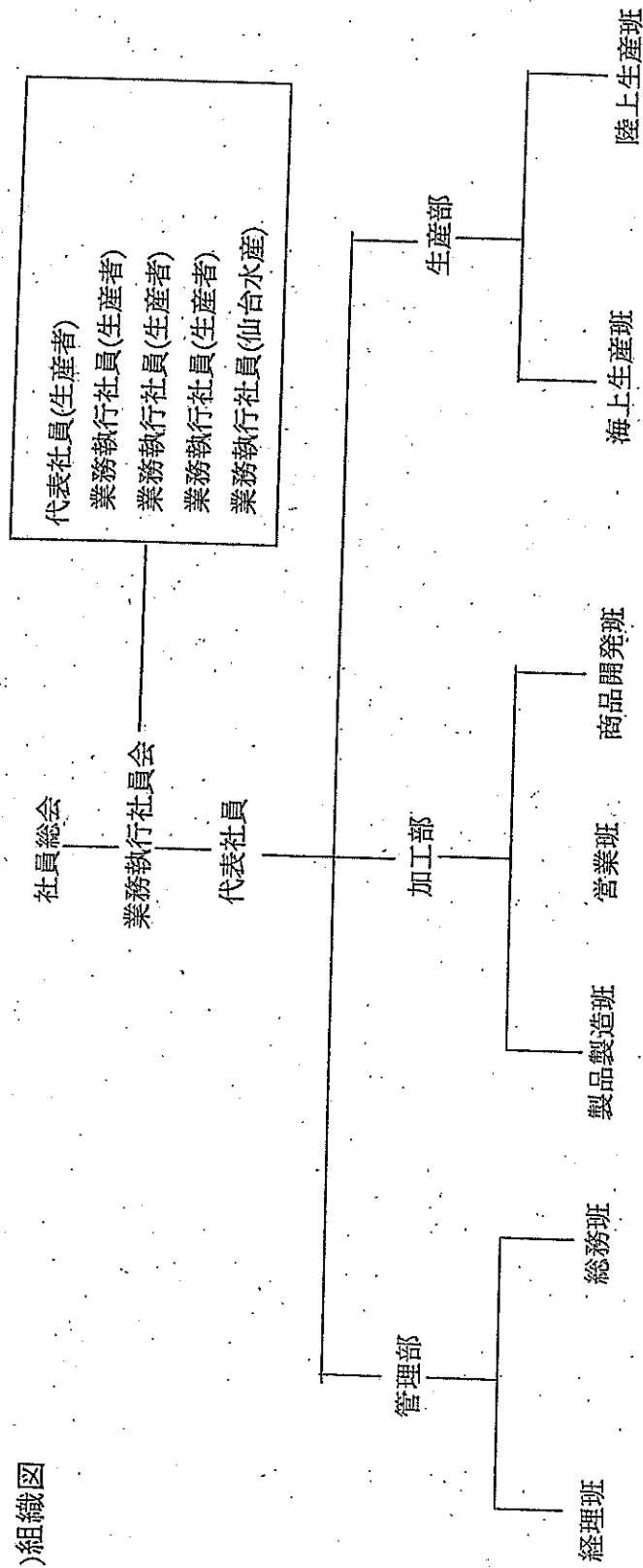
漁業者の高齢化対応が急がれる現状に鑑み、雇用した新たな担い手の教育体制を充実し、生産体制を維持していく。

4、業務執行社員の氏名及び住所

代表社員 後藤 建夫	宮城県石巻市桃浦字向1番地
木村 長一郎	宮城県石巻市蛇田字新下前沼85番地3-105
渡辺 金一	宮城県石巻市南境字新小堤207番地1
大山 洋	宮城県石巻市築山一丁目9番8号
株式会社仙台水産	仙台市若林区卸町四丁目3番地の1

桃浦かき生産者合同会社

(1)組織図



(2)従業員計画(生産数量100トン時の必要人数)

	管理部		加工部		生産部		合 計	
	正規雇用	臨時雇用	正規雇用	臨時雇用	正規雇用	臨時雇用	正規雇用	臨時雇用
男	1	4		1 8	2 2 (長期)	2 2	2 2	2
女	1	4	3 (短期)	2 4 (長期)	2 4 (長期)	2 7	2 7	2 9
計	2	8	3	1 8	2 6	2 7	2 9	5.6

※臨時雇用者は時給；(長期)社保付、(短期)は社保なし

(2)売上計画

	事業実施前 平成22年度	7年度 平成30年度	8年度 平成31年度	9年度 平成32年度	10年度 平成33年度	11年度 平成34年度	12年度 平成35年度
剥き身生鮮 (数量=剥き身重量)	数量 金額 152 トン 194,500 千円	71 トン 136,500 千円	67 トン 128,800 千円	64 トン 123,000 千円	60 トン 118,200 千円	57 トン 114,000 千円	57 トン 114,000 千円
剥き身加工品 (数量=剥き身重量換 算)	数量 金額 トン 千円	20 トン 36,300 千円	22 トン 39,900 千円	24 トン 43,500 千円	26 トン 47,100 千円	28 トン 50,700 千円	28 トン 50,700 千円
殻付力キ生鮮 (数量=剥き身重量換 算)	数量 金額 トン 千円	1 トン 3,500 千円	1 トン 3,500 千円	1 トン 3,500 千円	1 トン 3,500 千円	1 トン 3,500 千円	1 トン 3,500 千円
殻付力キ高压処理 (数量=剥き身重量換 算)	数量 金額 トン 千円	8 トン 44,000 千円	12 トン 66,000 千円	16 トン 88,000 千円	20 トン 110,000 千円	24 トン 132,000 千円	24 トン 132,000 千円
力キ合計 (数量=剥き身重量換 算)	数量 金額 152 トン 194,500 千円	100 トン 220,300 千円	102 トン 238,200 千円	105 トン 258,000 千円	107 トン 278,800 千円	110 トン 300,200 千円	110 トン 300,200 千円
その他 (数量=製品重量)	数量 金額 トン 千円	5 トン 15,000 千円	5 トン 15,000 千円	7 トン 21,000 千円	7 トン 21,000 千円	7 トン 21,000 千円	7 トン 21,000 千円
合計	数量 金額 152 トン 194,500 千円	105 トン 235,000 千円	107 トン 253,200 千円	112 トン 279,000 千円	114 トン 299,800 千円	117 トン 321,200 千円	117 トン 321,200 千円

平成30年漁業権一斉切替にかかる桃浦漁場の位置及び区域

H25免許漁場 番号	基点	北緯	東経	H30漁場計画 (案)
2633	K	38° 23.56'	141° 25.42'	同左
	L	38° 22.89'	141° 24.51'	
	M	38° 22.63'	141° 24.37'	
	N	38° 22.77'	141° 23.86'	
	O	38° 23.16'	141° 24.51'	
	P	38° 23.25'	141° 24.53'	
	Q	38° 23.14'	141° 24.66'	
	R	38° 23.64'	141° 25.33'	

 現行免許漁場
 桃浦 H30漁場計画(案)

H25免許漁場 番号	基点	北緯	東経	H30漁場計画 (案)
2630	A	38° 23.61'	141° 25.85'	同左
	B	38° 23.41'	141° 25.60'	
	C	38° 23.31'	141° 25.42'	
	D	38° 23.15'	141° 25.25'	
	E	38° 22.80'	141° 24.79'	
	F	38° 22.90'	141° 24.67'	
	G	38° 23.69'	141° 25.74'	
H25免許漁場 番号	基点	北緯	東経	H30漁場計画 (案)
2631	H	38° 22.74'	141° 24.72'	同左
	I	38° 22.59'	141° 24.46'	
	J	38° 22.84'	141° 24.60'	
H25免許漁場 番号	基点	北緯	東経	H30漁場計画 (案)
2632	S	38° 22.57'	141° 24.29'	同左
	T	38° 22.06'	141° 23.40'	
	U	38° 22.32'	141° 23.26'	
	V	38° 22.46'	141° 23.63'	
	W	38° 22.53'	141° 23.59'	
	X	38° 22.66'	141° 23.94'	

別添11

公示番号	(旧)公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2644号	区第2630号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.69' , 東経141° 25.74' の点 イ 北緯38° 23.61' , 東経141° 25.85' の点 ウ 北緯38° 23.41' , 東経141° 25.60' の点 エ 北緯38° 23.31' , 東経141° 25.42' の点 オ 北緯38° 23.15' , 東経141° 25.25' の点 カ 北緯38° 22.80' , 東経141° 24.79' の点 キ 北緯38° 22.90' , 東経141° 24.67' の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 船舶の通常航行に支障を 及ぼしてはならない。	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2645号	区第2631号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.84' , 東経141° 24.60' の点 イ 北緯38° 22.74' , 東経141° 24.72' の点 ウ 北緯38° 22.59' , 東経141° 24.46' の点	ア及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 船舶の通常航行に支障を 及ぼしてはならない。	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2646号	区第2632号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.66' , 東経141° 23.94' の点 イ 北緯38° 22.57' , 東経141° 24.29' の点 ウ 北緯38° 22.06' , 東経141° 23.40' の点 エ 北緯38° 22.32' , 東経141° 23.26' の点 オ 北緯38° 22.46' , 東経141° 23.63' の点 カ 北緯38° 22.53' , 東経141° 23.59' の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 船舶の通常航行に支障を 及ぼしてはならない。	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで
区第2647号	区第2633号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.64' , 東経141° 25.33' の点 イ 北緯38° 23.56' , 東経141° 25.42' の点 ウ 北緯38° 22.89' , 東経141° 24.51' の点 エ 北緯38° 22.63' , 東経141° 24.37' の点 オ 北緯38° 22.77' , 東経141° 23.86' の点 カ 北緯38° 23.16' , 東経141° 24.51' の点 キ 北緯38° 23.25' , 東経141° 24.53' の点 ク 北緯38° 23.14' , 東経141° 24.66' の点	エ及びオの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 船舶の通常航行に支障を 及ぼしてはならない。	石巻市桃浦	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

復興推進計画の変更に係る地域協議会議事録

日 時 平成30年3月29日(木) 午前10時から午前10時40分

場 所 宮城県行政庁舎 4階 庁議室

○高橋副参事

それでは、ただ今から「宮城県石巻市桃浦地区水産業復興特区地域協議会」を開催いたします。

はじめに、本日、御出席いただいております当協議会の構成員の方々を御紹介いたします。

河端副知事でございます。

なお、河端副知事は、規約第5条第2項に基づき、当協議会の会長となっております。

続きまして、武藤農林水産部長でございます。

続きまして、宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長 丹野一雄様でございます。

宮城県漁業協同組合代表理事理事長 小野秀悦様でございます。

宮城県漁業協同組合石巻地区支所運営委員長 伏見眞司様については、本日所用により欠席されております。

桃浦かき生産者合同会社代表社員 後藤建夫様でございます。

最後に、株式会社仙台水産代表取締役会長 島貫文好様代理の鈴木隆志専務でございます。

以上、7名の構成員の方々です。

続きまして、当協議会の定足数について、御報告いたします。

本日の出席者数は代理1名を含め、6名ですので、規約第6条第2項の規定により、定足数である過半数を満たし、有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会にあたりまして、当協議会の会長であります河端副知事からご挨拶を申し上げます。

○河端副知事

復興推進計画の変更に係る地域協議会の開会にあたり、一言、あいさつを申し上げます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

震災から7年が経過しましたが、その間、全国の方々から多大なる御支援をいただきながら、皆様方の大変な御苦勞により、漁船や養殖施設はほぼ復旧が完了してございます。漁港につきましても75%ほど復旧が完了し、魚市場も、昨年は女川魚市場、塩釜魚市場が高度衛生管理型の市場として供用開始されました。また、平成30年10月に予定されている気仙沼魚市場の完成によりまして、本県の主要魚市場の復旧が全て完了するなど、復興に向けて着実に生産基盤の整備が進んでいると考えてございます。

ただ、そのような中で、震災によって失われた販路の回復や人手不足、担い手不足等々、まだまだ

課題はございます。新年度からの3年間は、復興計画の10年間の内の「発展期」ということで県として復旧復興の総仕上げの時期と考えてございます。震災から10年後の真の復興を果たすべく、今後、限られた3年間でございますけれども、競争力と魅力ある新たな水産業の構築に向けまして、引き続き全力で取り組んで参りたいと考えてございます。

さて、本日は復興推進計画の変更に係る地域協議会ということでお集まりいただきました。

桃浦かき生産者合同会社につきましては、平成25年9月に漁業権の免許を受けた上で、これまで約5年間、復興推進計画の実現に向けた取組を実施していただいたところでございます。

このたび、特区制度の導入時に皆様から様々な意見をいただいたことを踏まえ、復興推進計画を策定して内閣総理大臣の認定を受けた県の責務として、これまで5年間の復興推進計画の取組と目標の達成状況を、各分野の外部専門家の意見も聞きながら検証いたしましたところでございます。

本日の地域協議会におきましては、その検証結果を御報告させていただきますとともに、検証結果を踏まえた復興推進計画の変更について御協議いただくこととしておりますので、忌憚のない御意見をいただきたいと思いますと考えております。

皆様には引き続き、我が県水産業の再生、そして、さらなる発展を目指して、一緒に進んでまいりたいと考えてございますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、冒頭に当たりまして、開会のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋副参事

ありがとうございました。

ここでお手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。資料は、資料1、資料2の2種類となっております。

それでは、これより議事に入りますが、規約第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、河端副知事に議事の進行をお願いいたします。

○河端副知事（議長）

それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきたいと思います。議事進行につきまして、皆様の御協力をお願い申し上げます。

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。

お手元の次第に従って、議事を進めてさせていただきます。

3 議題（1）「復興推進計画の検証について」を議題といたしたいと思います。これにつきまして、水産業振興課 佐藤課長から御説明をお願いします。

○佐藤課長

【別添資料1に基づき、説明。】

○河端副知事（議長）

ただ今、事務局から「復興推進計画の検証」について、説明がありました。

この内容について御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。なお、御発言の際には、氏名を述べてからお願いします。

○丹野会長

今の検証結果については、ほぼ理解はできました。1つだけちょっと、私が少し不思議だなと思っているところがあります。

従来のカキ生産者と桃浦LLCの生産者を比べると、LLCの水揚げ金額が随分落ちているような気がするのです。海の条件が同じなのにどうしてなのかと、私は少し疑問点がありますが、お答えいただければと思っています。

○佐藤課長

元々いた15名の方々が高齢化されたことと、新たに入った若手社員への技術移転がなかなか進んでいないといったことを要因として考えてございます。

○小林次長

課長が言われたのは、まさにそのとおりだと思っています。また、説明があった水揚げ金額が68%に留まっているということについて、これは計画値に対してということなので、震災前の水揚げということで比較をしますと、桃浦の震災前の15名の水揚げとほぼ同じくらいの水揚げにはなっている。とは言え、計画は、その1.5倍にするとしていたので、6割程度になっている、ということは御理解いただきたいのですが、それに加えて、佐藤課長から話があったとおり、やはり高齢化と若手社員への技術移転が進んでいないという部分は、他の浜と比べると、後継者としての育ちがまだ遅いのだというようには認識しています。

○小野理事長

同じような質問になるのですけれども、私どもの方も、なかなかカキの生産量が増えないのですよ。それも、カキ処理場の問題とかがあって、なかなか増えないのですけれども、特区の中で、今後は筏の台数の増加にあわせてということがありますけれども、それは、今後はLLCさんはやられるのでしょうか。

○小林次長

課長の説明の中で、沖にあわせて持っていかなければならないので、少ないのだという説明がございました。桃浦の台数が確かに低め、50%程度ですけれども、では、桃浦以外の周りの浜がどうなっているかと言うと、やはりそこも50%程度なのです。周りの浜が、震災前と同じくらいに台数を伸ばせるかと言うと、3割くらいの方が辞めていらっしゃるようですので、前と同じようには伸びないというように認識しております。ただ、今、桃浦の合同会社は76台なので、+10台くらいは伸びるのであるかと思いますが、その震災前までと言うのは、多分不可能であろうかと思っています。ただ、そのような中でも付加価値を高めて、生産の数量がそこまでにはいかないとしても、高く売ることによって、目標である金額までもっていけるのではないかというのが検証の中身となっております。

○小野理事長

我々も、数量が伸びないというのは、カキ処理場の大きさもあるので、なかなかそこから伸ばすことができないだろうと思いますが、LLCさんの場合だと高圧処理機もあるので、そこから増やせるのかなと思い、そういう意味で質問しました。

○河端副知事（議長）

他に質問はございませんか。

なければ、次に議題2の「復興推進計画の変更（案）について」を議題といたしたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いします。

○佐藤課長

【別添資料2に基づき、説明】

○河端副知事（議長）

ありがとうございます。ただ今の説明内容に対して、御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

○丹野会長

私どもは、全国のJFグループの一員なので、JFグループでは、直接、1つの浜に2つの免許があるのは浜が混乱するということで、今のところは反対しておりますが、たまたま宮城県漁協としては、前回、色々な想いがありましたが、最終的には賛成したもので、これは、一部改正ということなので、前のおとり、受け入れなければならないとは思っております。ただ、現在、近隣の石巻地区支所とは友好関係があるようなのですけれども、現実として、桃浦地区内では、すっきりいかないような格好なのですよ。

そこで、知事さんをお願いしたいのですけれども、とにかく仲違いをさせないで、一緒に手を組んで、進めてもらえるような御指導を願えればと思っております。どうかお願いします。

○佐藤課長

今の丹野会長の言葉を非常に重く受け止めております。

実は、本日欠席されている伏見委員長につきましては、先日本日お邪魔しまして、この内容を直接御説明させていただきました。内容等につきましては、特に異論はなかったところでしたが、その際に伏見委員長の方からも、実際、5年前のあの問題が発生したことによって、LLCと地区内のもうお一方との間で背中合わせとなっている状況が続いているのだというような話がございました。

我々としてもですね、そういう方との交流ができるように、一生懸命取り組んで参りたいと考えております。重く受けとめて、取り組んで参りたいと思います。

○小野理事長

別添資料9にあるのですけれども、実際に地元の桃浦地区に戻られるということも多分あったと思うのですけれども、LLCさんの社員の方々とか、生産者の方々はどのような状況になっていますか。

○後藤代表社員

現在、LLCの社員で、地元に住んでいるのは5人ですね。

○小野理事長

別添資料10で、その他としてホヤを扱うとお聞きしたのですけれども、これはどのような扱いになるのですか。

○佐藤課長

桃浦合同会社につきましては、カキ養殖におきまして、6次産業化に取り組むということで、この漁業権の免許の特例措置というものが行われているわけなのですけれども、それとは別に、会社の事業といたしまして、加工・販売というのも定款の中に盛り込まれている事業でございます。そのために、従前からなのですけれども、ホヤなどにつきましても、仕入れて加工・販売するという業務を行っているという状況でございまして、これは引き続き、それを継続するということになります。

○小林次長

あくまでもホヤを養殖するものではなくて、仕入れるものです。今回の検証でもありましたが、この高圧処理機というものは、カキは当然有効なのですが、やはり会社ということを考えると、年間を通した有効活用というものも必要なのだろうと。そういう中で、カキということになると、会長からお話が合ったとおり、色んな関係が出てきますので、まず、ホヤとかですね、カキの端境期のところで、有効活用を図っていききたいというところですよ。

○小野理事長

例えば、業者さんから買う形になっているのかな。

○後藤代表社員

業者からですね。

○小林次長

そのような話というのは、地区支所、地元の組合の方とも当然、話をしていますので、後は、このまま円滑に進んでいけば、よく伏見運営委員長が言っているような、もう少しカキ以外の部分で、お互いの連携を図っていけるような状況を作っていければなというようには思っております。

○小野理事長

そうですね。立派な施設ですし、逆に販路については、仙台水産がついているので、そっちの方がベターなので。できれば一緒になった形で、本当は販売促進でもやればと思いますけどね。

ただ、会長が言ったように、あくまでも復興特区に対する基本的な考えについては変わりませんので。

○丹野会長

ＬＬＣも宮城県漁協の組合員なので、本当は一緒になってやれば。昔は昔として、とにかく、これから皆で進んでいけるようなやり方になっていければと思っている。

○河端副知事（議長）

他に質問はございませんでしょうか。

それでは、全体を通して何か御意見をいただきたいと思います。

○丹野会長

宮城県漁協は３１の支所で成り立っておりますが、漁業集落としては多分１５０以上あると思います。今回は桃浦ＬＬＣの組合員を除いて、従来どおりの免許更新で取り組もうとしていますので、とにかくよろしくお願いいたしますと思います。

○後藤代表社員

桃浦合同会社設立後、入社してきた漁業者は１１人おり、将来に期待できる状況にあります。今後、この漁業後継者をどのように育てていくかが非常に重要であると同時に、この者たちが将来に向けて安心して漁業を継続できるような会社環境を作ることが重要であると考えています。今後とも頑張りたいと思います。

○河端副知事（議長）

その他、御意見はございませんか。

本日の協議会では、議題の１，２という形で、２は復興推進計画の案でございます。皆様から貴重な意見をいただいたと思っております。

県としては、本日の御意見も含めまして、当該復興推進計画変更の認定申請の手続きを行っていきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、３の議事を終了させていただきたいと思います。

これで本日の議事を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

○高橋副参事

本日は、長時間にわたり御協議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の地域協議会を閉会といたします。

石 水 第 5 号
平成30年4月4日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

石巻市長 亀 山



復興推進計画の作成に際しての意見について (回答)

石巻市の沿岸地域は、基幹産業である漁業が津波により壊滅的被害を受け、本市桃浦地区においても、地域経済を支えてきたカキ養殖施設や漁船などに甚大な被害があり、地域経済活動が停滞している状況にあったことから、桃浦地区の漁業者が主体となり、養殖業及び地域の早期復旧を目指して、民間企業の技術・ノウハウ等を活かし、カキ養殖生産から加工・販売まで一貫した取組を行う「桃浦かき生産者合同会社」が設立され、区画漁業権の免許のもと、生産活動が行われ、復興に取り組まれてきたことには大変感謝しているところです。

これまで5年間の桃浦地区復興推進計画の検証においては、カキむき従事者の不足などにより、生産量、生産金額の目標には達しなかったものとお聞きしておりますが、もう一方で漁場の適正行使によって、参加しなかった地元漁民との関係も良好であるとお聞きしており、地元漁民の生業維持に御配慮いただいたものと感謝しているところであります。

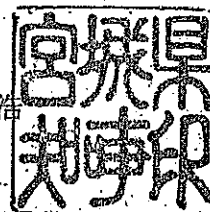
半島沿岸部では住まいの確保が困難であることなどから、従業員の確保が難しい状況は続くものと思われませんが、半島部での雇用機会の創出は、漁村の再生には非常に重要であり、これまでと同様に地元漁民の生業の維持に御配慮いただきながら、目標とする生産量、生産金額及び従業員確保に向け、継続的に取り組まれることが重要であります。

本市としては、前回と同様に、漁業者同士が連携し、協調しながら浜の復興に取り組めるよう御配慮いただき、牡鹿半島周辺地域の基幹産業である漁業が一日も早く復興を成し遂げられますことを切望いたしております。

水 振 9. 3 7 号
平成 3 0 年 3 月 1 5 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



定置・区画漁業権の免許の内容たるべき事項について（諮問）
このことについて、別紙のとおり計画原案を定めたので、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

農林水産部水産業振興課
担当 漁業調整班 鈴木（隆）
TEL: 0 2 2 - 2 1 1 - 2 9 3 2
FAX: 0 2 2 - 2 1 1 - 2 9 3 9

宮 漁 委 第 3 号

平成30年4月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城海区漁業調整委員会
会 長 畠 山 喜 勝



定置・区画漁業権の免許の内容たるべき事項（漁場計画案）について（答申）

平成30年3月15日付け水振第937号で諮問のありましたこのことについては、
原案のとおりで差し支えありません。

連絡先

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城海区漁業調整委員会事務局

（宮城県農林水産部水産業振興課内）

担 当 ： 鈴木，八巻，関谷

TEL 022-211-2938 / FAX 022-211-2939